

## 平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月10日（火）午前10時開議

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成26年6月10日

至 平成26年6月19日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 4号 平成25年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 5号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 承認第 4号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

日程第 8 承認第 5号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第 9 承認第 6号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

日程第10 承認第 7号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

日程第11 承認第 8号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第12 議案第31号 財産の譲渡について

日程第13 議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第35号 白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例について

日程第17 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

平成26年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成26年6月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第4号から承認8号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第31号から議案第36号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 承認第4号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

2. 承認第 5 号 平成 25 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
3. 承認第 6 号 平成 25 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告について
4. 承認第 7 号 平成 25 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分報告について
5. 承認第 8 号 平成 25 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
6. 議案第 31 号 財産の譲渡について
7. 議案第 32 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 33 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 34 号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 35 号 白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例について
11. 議案第 36 号 平成 26 年度白馬村一般会計補正予算（第 2 号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

**議長（横田孝穂君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年5月の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また白馬村長から、ふるさと白馬を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成26年5月定例会が5月23日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成26年第1回臨時会が6月9日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

**議長（横田孝穂君）** 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第10番大谷正治議員、第11番北澤禎二郎議員、第1番加藤亮輔議員、以上3名を指名をいたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第3 会期の決定

**議長（横田孝穂君）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙平成26年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から6月19日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月19日までの10日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長あいさつ

**議長（横田孝穂君）** 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 平成26年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私にとりましては、任期中最後の定例会となりますが、残された任期を全力で努めさせていただき、引き続き滞りのない村政運営を担わせていただきたいと思いますので、議員各位には今後ともご支援、ご協力のほどをお願い申し上げます。

今夏は、エルニーニョ現象の発生が予想され、太平洋高気圧の中心が東へずれるため日本付近への張り出しが弱まり、梅雨入りは先週、梅雨明けは太平洋高気圧の梅雨前線を北へ追いやるパワーが弱く、8月上旬になる見込みとのことでございます。

一日も早い梅雨明けを期待するとともに、大勢のお客様にお越しをいただき、白馬ならではの冷涼感を体感しながら、白馬村のすばらしさを満喫していただきたいものであります。

さて、本年度事業の進捗状況を申し上げますと、総務関係では、今年1月ヤフー株式会社が研修施設として旧ノルウェービレッジの利用を開始いたしました。その際に、ヤフーからは白馬村の課題解決のため、村と連携した事業ができないかとのありがたいお申し出をいただき、現在ヤフーとの検討を進めているところであります。将来的には地域、ヤフー、そして行政が一体となって、白馬村を盛り上げていくような効果が上がってくることを期待しているところであります。

観光関係では、5月4日に塩の道祭りが開催され、過去最高の3,200名にご参加をいただきました。各地区からのエキストラの参加や振る舞い等にご協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げます。

また、5月31日には北アルプス白馬連峰の山開きを告げる第48回貞逸祭・白馬連峰開山祭を開催し、白馬大雪渓までへの記念トレッキングと白馬岳への記念登山ツアーを催したところ、好天にも恵まれ500名のご参加をいただきました。

本格的な登山シーズンを迎え、大勢の登山者にお越しいただけるよう誘客宣伝を進めるとともに、長野県は7月第4日曜日、国は8月11日を祝日法の改正により制定した山の日を契機とし

て山への関心を高め、将来の登山愛好者を増やすために山岳関係者や広域連携による事業を推進するとともに、山岳環境の整備に一層努めてまいりたいと考えております。

県の山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり研究事業で、大町市、白馬村、小谷村がモデル地域の選定を受け、今年度は3市村としての観光地ブランド構築に向けた計画づくりに着手したいと考えております。

平成28年度から10年間を見通した白馬村観光地経営計画策定事業の進捗状況と今後の予定ですが、約2,000人を抽出して実施した住民意識調査結果がまとまり、3月に公表をいたしました。また、計画策定業務受託業者は公募型プロポーザル方式により選定を進め、先ごろ業者が決定いたしましたので、今後策定委員やワーキンググループのメンバー構成を進め、本格的な計画策定作業を来年度までの継続事業で進めてまいります。

観光局では、先月29日に定時社員総会が行われ、滞在客増加に向けての事業推進、北陸新幹線金沢延伸を見据えた広域連携による観光の推進等を重点に掲げた第11期事業計画を承認いただきました。事務局体制の充実を図ることから専任の局長を配置することとし、23名の公募者の中から選考した結果、旅行会社での勤務経験豊富な北村興二氏に決定し、今月1日付で就任をいたしました。観光局の組織目標である白馬村全体の観光振興の実現と11期は対前年103%増の252万人に入り込み客数を目標に、社員や広域連携を深めながら事業を進めてまいります。

大町市源汲地区への建設計画が進められている一般廃棄物処理施設につきましては、先ごろ愛称を北アルプスエコパークとすることに決定しました。現在、建設予定地周辺の生活環境影響調査を進めており、それが終わり次第今年度中に工事発注の予定となっておりますが、平成29年度の稼働に向けて、今後村内でもごみ収集体制の整備や分別ルールの一斉化、ごみ減量化などの取り組みもさらに進めていかなければなりませんので、引き続き村民の皆様のご協力をお願いいたします。

健康福祉関係では、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律といった子ども・子育て関連3法に基づき、総合的に推進するための基本的な指針を受け、本村の子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から始まる5カ年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援について位置づける計画の策定に向け、今月5日には第1回の会議を開催し、今年度中の計画策定を目指し進めているところであります。

次に、本年4月から新たに児童福祉対策として体制整備をしました子育て相談支援センターですが、今のところ既存施設の活用ということで子育て支援ルーム内に設置し、愛称をおひさまといたしました。これはどんなときも明るく皆を照らし続けるおひさまをイメージしたもので、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を発揮できるように、子どもの発達を支援することを重点としており、4月以降において療育等を実施してい

る先進自治体への視察を実施し、具体的に取り組む事業内容について検討するとともに、関係機関との連携体制の協議及びおひさまの周知を依頼をし、この6月からは具体的なメニューとしてミニサーキット広場、あおぞら教室など限られた人員の中ではありますが、当面はできることから活動を広めていきたいと考えております。

次に、本年4月1日から消費税引き上げによる反動減を緩和して、景気の下振れリスクに対応する等の事業となります。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金ですが、7月1日からの申請受付手続に向けた広報紙、新聞折り込み等による住民への周知や今月中旬ころには両給付金の対象となる方に対して申請書の郵送作業を進めております。

農政関係の奈良井地域の有効利用整備事業は、平成25年度末までにほぼ用地取得を完了し、昨年から継続している農道整備を皮切りに地元や県、環境関係の専門家と協議しながら順次造成にとりかかってまいります。

4月には白馬村地産地消推進計画を策定いたしました。これは、白馬の恵みをいただくをメインテーマに生産、流通、消費それぞれの角度から地産地消の推進方針を定めたもので、食育の推進の面も含め、今後の農業施策の一指針としてまいりたいと考えております。

明るい話題としては、去年から設けた特産品開発にかかわる補助金を活用した団体に陸ワサビ生産団体がありますが、この春初めて道の駅の直売所にワサビの花を出荷していただきました。まだ端緒を開いたところですが、何とか特産品化、米プラス・アルファとしての作物振興に資すればと願っております。

一方、3月定例会冒頭でも申し上げたとおり、国の農業政策に関する大転換については、農家にとって、また農地の保全にとってよいものについては積極的に取り組むという姿勢で臨んでおりますが、例えば目玉事業である多面的機能支払事業では、県の説明会が5月半ばにずれ込み、担当課も複雑な新制度の習得に手間取り、ようやく関係団体を集めての説明会を先週実施したところで、なかなか順調な対応とは言いがたい状況であり、政策転換への対応の難しさを実感をしているところでございます。

建設関係につきましては、今シーズンの除雪費は3月議会定例会で2,400万円の補正予算をお認めいただきましたが、全国的な被害をもたらした2月の大雪があったものの、最終的な除雪委託費は約1億6,900万円で、当初予算と比較して1,700万ほどの増という金額で対応ができました。

繰越工事関係の村道0105号線オリンピック道路の舗装修繕は、発注箇所の舗装の打ちかえが完了し、橋梁修繕については楠川橋の橋梁製作が現在進められ、6月末ごろには現地へ搬入される予定となっております。やちはら橋の修繕につきましても工事着手をしているところであります。

本年度の交付金事業では、継続となる村道0105号線の舗装修繕、橋梁修繕に関する調査及

び修繕工事、道路を構成するのり面及び道路標識等の調査を実施する計画でおります。

また、村単事業では、村道0106号線八方口の歩道新設工事、村道2253号線八方の道路新設工事、村道0204号線蕨平の舗装修繕工事等に着手をしております。

先般、道路法施行規則が改正され、本年7月から施行をされます。道路を構成するトンネル、橋梁等について5年ごとを基本とした有識者による近接目視での定期点検が明文化、義務化されたことから、今後計画的に点検を実施してまいります。

上下水道関係では、先月村内3カ所におきまして公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書住民説明会を開催させていただきましたが、個別の事情等により参加者は延べ67名でありました。この説明会では、住民から不公平感の解消、加入分担金制度の廃止、報告書の外部評価などのご意見、ご提案をいただきました。今後十分検討し、結論を出してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度白馬村補正予算（第2号）であります。補正の大きなものは、地域づくり事業補助金2,500万円の増額であります。この増額は3月議会定例会で住宅リフォーム補助金制度に関する陳情がされたことに伴い、新たに経済対策分として2,200万円を追加し、村内の事業者を利用して地域の活性化等に寄与できればとの思いで予算計上をいたしました。そのほかには外国人向けパンフレット、ゆるキャラピンバッジの制作と3市村連携事業として山岳情報の発信に関する事業費やブランド構築に向けた事業費の負担金などによる増額と村道改良に伴う平成25年度国の補正予算の前倒しによる本年度分の事業費の減額であります。

次に、平成25年度の決算状況であります。歳入は49億5,200万円余、歳出は47億3,400万円余で、明許繰越分1,969万円余りを除きますと実質収支は1億9,700万円余りとなる見込みであります。

村税の徴収率は現年度分94%、過年度分17%、合計では68%、前年比3.5ポイントほどを上回る見込みであります。基金積立財政状況は着実に改善をされております。詳細につきましては、9月議会定例会で説明させていただきますが、財政状況は着実に改善をされております。本定例会に上程します案件は、報告2件、承認5件、議案6件でございます。

議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

**議長（横田孝穂君）** これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

#### △日程第5 報告第4号 平成25年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

**議長（横田孝穂君）** 日程第5 報告第4号 平成25年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書

についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 報告第4号 白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

総務費戸籍住民基本台帳事業46万8,000円は、DV被害者対策費で全額一般財源であります。

民生費子育て支援事業350万円は子ども・子育て支援新制度全国システムの構築で、財源内訳は国庫補助金が349万9,000円、一般財源が1,000円であります。

農林業費奈良井有効利用整備事業は、奈良井公園整備費で7,951万2,000円のうち911万8,000円を繰り越し、財源内訳は地方債が820万円、一般財源が91万8,000円あります。

土木費村道改良国庫補助事業は橋梁費等の修繕費で1億8,231万円のうち1億6,798万2,000円を繰り越し、財源内訳は国庫補助金が8,536万円、地方債が6,460万円、一般財源が1,802万2,000円あります。

災害復旧費現年発生林道施設災害復旧事業は、黒菱林道災害復旧費で453万2,000円のうち438万5,000円を繰り越し、財源内訳は国庫補助金が340万2,000円、地方債が70万円、一般財源が28万3,000円あります。

説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第4号は終了いたしました。

**△日程第6 報告第5号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第6 報告第5号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 報告第5号です。平成25年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費について説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会の報告であります。

1款下水道費です。2項下水道建設費でございますが、白馬村浄化センター更新事業、耐震診断事業等でございますが、1,200万の繰り越しです。財源内訳につきましては社会資本整備

総合交付金が600万円、一般財源が600万円でございます。

説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第6 報告第5号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

日程第7 承認第4号から日程第11 承認第8号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第7 承認第4号から、日程第11 承認第8号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、承認第4号から承認第8号まで各委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたします。

**△日程第7 承認第4号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第7 承認第4号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 承認第4号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてご説明いたします。

平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,027万5,000円を減額し、予算の総額を47億3,133万円としたものであります。この補正予算は、事業費の確定により不用額について計数整理をしたものであり、主なものについてご説明いたします。

10ページ、歳入明細をご覧ください。固定資産税現年課税分2,225万2,000円、配

当割交付金151万7,000円、株式等譲渡所得割交付金343万4,000円、地方消費税交付金1,311万9,000円、自動車取得税交付金464万7,000円を増額しました。

12ページ、地方交付税の普通交付税を4,233万4,000円、特別交付税を3,069万7,000円増額しました。この交付税は不測の事態に備えて留保したものでございます。

14ページ、国庫支出金関係では負担金を880万2,000円、補助金を132万4,000円、委託金を142万円減額しました。

16ページ、県支出金関係では負担金を334万3,000円、補助金を182万3,000円、18ページになりますが、委託金を228万7,000円減額しました。

19ページ、ふるさと白馬村を応援する寄附金は12名の方からご寄附をいただいております。

20ページ、村債の臨時財政対策債2億5,088万3,000円を予定しておりましたが、税収等が増えたことにより、1億円の借り入れで済みました。

次に21ページからの歳出になりますが、一般管理事業の顧問弁護士等委託料は、裁判が翌年度になったことによる減額であります。

22ページ、企画費のグループウェア委託料、ハード・ソフトウェアリース料、高速情報通信ネットワーク・LWAN負担金は、情報系共同化に伴う減額であります。

23ページ、賦課徴収費の公売手数料は、他の物件が公共事業の補償の対象になることが判明し、職権登記をする必要がなくなったことによる減額であります。

27ページ、老人福祉費の老人施設措置費、配食サービス事業委託料は利用件数の減によるものであります。

30ページ、住民総務費の国民健康保険事業特別会計操出金の減額は出産件数が見込みより少なかったものによるものであります。

32ページ、子育て支援費の児童手当の減額は支給対象児童数の減によるものであります。

34ページ、環境衛生費の北アルプス広域連合負担金の減額は、生活環境影響調査、測量、地質調査等事業費の減によるもので、水道事業会計補助金の増額は職員の児童手当分の増によるものであります。

40ページ、商工振興費の住宅等リフォーム補助事業の件数は134件で、補助金の総額は1,927万1,000円であります。

42ページ、道路改良起債事業は新田森上線及び落倉水芭蕉通りの用地未解決による減額であります。

43ページ、公共下水道事業特別会計操出金1,230万円の減額は、長寿命化計画による事業費等の減によるものであります。

48ページ、公債費利子の減額は、平成24年度事業債が低利率で借り入れができたためであ

ります。

財政調整基金は、地方交付税の留保分等で9,000万円を積み立てました。

ふるさと白馬村を応援する寄附金は、スポーツ振興事業3件で101万5,000円、環境の保全事業11件で338万5,000円、国際交流事業1件で100万円、地域教育力向上事業1件で100万円のご寄附をいただき、基金利息を含めまして641万円を積み立てをしました。予備費は不用のため減額をしてあります。

地方債の変更につきましては、7ページ第2表地方債補正のとおりであります。

説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 8番、太田修です。22ページの2款総務費2項徴税費2目の賦課徴収費012223の債権回収事業の中で、公売手数料の減額357万6,000円があったわけですが、この件につきましては平成26年3月の一般会計補正予算（第6号）で増額されたものであります。わずか1カ月間の間でこの減額補正になった理由につきましては、先ほど総務課長さんのほうから説明を受けました。この時期がいつ他債権で賄うという確約がとれたのかということ、それからもう1点といたしまして、その予算を組むときにその予測がついたのかつかないのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、滞納者の財産を進める中で未登記の不動産がありまして、滞納処分を執行するに当たりまして、その不動産を差し押さえて税に換価するために未登記物件を登記する必要がありました。そのため裁判所へ申し出まして職権による嘱託登記をするための登録免許税分として予算措置を行いました。調査をしていく中で別の物件が公共事業の補償の対象になるということがわかり、滞納額相当分を回収できる見込みが立ちましたので、裁判所への手続を行いませんでした。

これに対していつごろかということですが、未登記の不動産があるということにつきましては年明けに、今年に入りまして1月ごろそういう物件があるということで、調査をする中で判明いたしました。その後、別の物件が公共事業の補償に当たるということにつきましては、3月の末になりまして二十日過ぎだったと思いますけれども、なりまして何回か調査をしております。その中でそういった物件が新たに判明いたしましたので、今回の予算執行を行いませんでした。

説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 今、3月20日という回答をいただいたわけですが、3月

補正に間に合う時期ではなかったということの理解でよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** 何回か調査をする中で見つかりまして、3月補正の段階ではそれに間に合わなかったということをお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 太田修議員よろしいでしょうか。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 一応こういう問題というのは、これからもあり得る可能性もあると思います。十分にいろいろなことを精査しながら進めていただきたいと思います。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第4号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

**△日程第8 承認第5号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第8 承認第5号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第5号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。本補正予算につきましては歳入歳出をそれぞれ4,405万円減額し、予算総額を12億3,182万4,000円とするものでございまして、国保税、国庫支出金、保険給付費などの歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行ったものでございます。

7ページのほう歳入明細をご覧ください。1款1項国民健康保険税につきましては一般分、退職分を合わせまして1,958万9,000円の増額でございます。これは徴収実績の伸びを反

映したものでございます。

8ページをお開きください。2款の国庫支出金関係でございます。1項国庫負担金は1,749万円、その下2項国庫補助金は54万8,000円、いずれも減額となっております、国からの交付額が確定したことによるものでございます。

その下9ページの3款療養給付費等交付金、4款前期高齢者交付金、5款共同事業交付金、こちらも同様に交付額が確定したことに伴って、いずれも減額計上させていただきました。

10ページをお開きください。中段の7款1項の一般会計繰入金につきましては、歳出の減額に合わせて772万1,000円を減額するものでございます。その下、7款2項の基金繰入金は2,122万3,000円を減額しておりまして、本年度も基金を取り崩さずに締めを行うものでございます。

少し飛びまして13ページをご覧ください。最後の10款県支出金2項県補助金につきましては、特別調整交付金が見込みより伸びたことにより423万1,000円の増額となっております。

次に、歳出の明細でございます。14ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費1目総務管理費は35万4,000円の減額となっております、人件費の確定に伴う一般職給料、職員手当等の減額が主なものであります。

その下の1款2項徴税费につきましては、相続財産管理人の選任にかかわる裁判所予納金等の減額でございます。

15ページから17ページの上段にかけまして2款保険給付費1目療養諸費であります、一般療養給付、退職療養給付、一般療養費を合わせまして1,585万3,000円の減額となっております。

17ページ下段の高額療養費につきましても一般、退職合わせまして577万5,000円の減、さらに18ページ中段に飛びまして出産育児諸費は、549万3,000円の減となっております。

次のページに飛びまして、中段の4款後期高齢者支援金は71万5,000円の減、20ページに入りまして、5款の前期高齢者納付金は7万2,000円の増、6款の介護納付金は80万円の減額となっております。

その下、7款1項の共同事業拠出金につきましては197万5,000円、その下2項の保険財政共同安定化事業拠出金は580万円、いずれも減額となっております。

次のページに入りまして、8款保健事業費1項特定健康診査等事業費につきましては、委託料としまして355万9,000円の減額となっております。

23ページ、最後の予備費につきましては、賦課徴税费の充用分を差し引いた100万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

**△日程第9 承認第6号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第9 承認第6号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第6号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。本補正予算につきましては歳入歳出それぞれ43万3,000円減額をし、予算総額を6,776万7,000円とするものでございまして、歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行ったものでございます。

5ページの歳入明細をお開きください。1款1項後期高齢者保険料につきましては、実績に合わせて29万4,000円の減額でございます。一番下の繰入金につきましては、一般会計繰入金13万1,000円の減、保険基盤安定繰入金は7万4,000円の増、合わせまして5万7,000円の減額となっております。

次のページに入りまして、5款諸収入は延滞金、還付金等を見込んだもののうち15万9,000円を減額するものでございます。

続いて7ページ、歳出でございますけれども、1款総務費1項総務管理費では保険料徴収にか

かわる経費13万1,000円を減額、その下の2款分担金及び負担金は、県後期高齢者医療広域連合への負担金4万2,000円を減額するものでございます。さらにその下の3款諸支出金は、過年度還付金14万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

**△日程第10 承認第7号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第10 承認第7号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 承認第7号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決第17号、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,260万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億72万円といたします。これは予算額を固めた最終予算でございます。

5ページの明細書をご覧ください。分担金及び負担金の関係でございますけれども、加入分担金10万円、滞納分ということで30万の減額です。繰入金の関係でございますが、1,230万の減額、合わせまして1,260万の減額です。

6ページの歳出明細のほうをご覧ください。1款下水道費1項総務費の関係です。1目一般管

理費でございますが、159万3,000円の減額でございます。主なものは株式会社電算への委託料157万1,000円の減額でございます。消費税増税準備に伴います延滞金管理システム、コンビニ収納の様式変更等を予定しておりましたけれども、十分対応できたということでの減額でございます。

あと、メーター取り付け工事費2万円、排水設備設置利子補給金及び指定工事店の保証還付金の関係ですが、そういった事象がありませんでしたので、減額とさせていただきます。

2目の施設管理費の関係でございますが、392万4,000円の減額でして、主なものでございますが、浄化センター維持管理事業の修繕費、保守管理の関係の委託料で120万3,000円の減額でございます。管渠維持管理事業、修繕費、清掃費、原材料費等も272万1,000円の減額でございます。

2項の下水道建設費の関係でございますが、1目公共下水道建設費として693万3,000円の減額ですが、主なものでございますが、受益者負担金の電算への委託料609万円でございます。受益者負担金の関係のシステムをですね、株式会社電算のほうへ委託をし直したほうがよいのではないかとということで予算計上させていただきましたが、検討の結果、25年度の委託は見送るというものでございました。

臨時職員の賃金11万7,000円、管渠工事費64万9,000円、原材料費7万7,000円です。

2款の公債費2目の利子でございますけれども、一時借入金の利子でございますが、15万円の減額というものでございます。

説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第7番篠崎久美子議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 7番、篠崎久美子でございます。ただいまの承認第7号、専決第17号についてお伺いしたいと思います。

5ページになりますが、歳入明細の部分、1款1項1目下水道加入分担金及び滞納繰越分が減額となっておりますが、その内容と減額となった理由についてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 加入分担金の減額の10万円でございますが、これは当初予算の頭出し分ということでございまして、平成25年度に加入分担金として賦課するものが存在しなかったということで減額させていただきました。要は加入分担金に賦課がえした土地で下水道接続する方がいなかったということで、ここは減額という形でございます。

あと滞納分の関係でございますが、当初こちらで予定した金額をしていた滞納者がおったわけでございますが、分納いただきまして、当初こちらで予定した金額には20万円ほど至らなかつ

たというものでございます。この方につきましてははですね、分納払いの誓約をいただいております。ということで、この分に関しましては26年の支払をするということで誓約をもらっているというものでございまして、具体的に言いますと70万円ほど私どもで25年度で頂戴したいという予定をしていたんですけれども、50万円になってしまったということで残り20万円につきましては、26年度に分納誓約ということでお支払いいただくお約束をいただいております。

また、この方は総額に対しまして8割方の支払を分納誓約ということで既にいただいているということでございます。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 一応予算書の6ページの後段から7ページの上段にかけてになりますけれども、1款下水道費2項下水道建設費1目公共下水道建設事業の13022の受益者負担金の電算委託料が608万円の減額となっております。今、課長さんのほうから説明をいただいたわけですが、一応25年度は見送るというような見解を出されたということでございます。それにつきまして、この見送るという決断した時期、そして何といたしますか、今後どのような形で対応していくのか、25年度は送ったということは今承知しましたので、今後どのような取り組みをしていくのか、その辺についてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 受益者負担金の委託の関係でございますけれども、受益者負担金の賦課、調定、収入それから滞納とか、そういったメンテナンス業務の関係のシステムは現在、三谷コンピューター株式会社というところの製品で運用してございます。当時の昨年3月ですか、予算特別委員会等でもいろいろご意見、ご討論をいただいたわけでございますけれども、今後の受益者を管理していくに当たりましてはですね、税務課が持っている固定資産税の課税データと連動することが所有者変更とか地目変更とか、そういった照会の取り込みがですね、直ちにできるメリットが大きいのではないかと、こういう議論になりまして予算計上させていただきまして、税務課と同じような株式会社電算のシステムに乗りかえたらどうかということで、予算計上させていただきます。

1年間、そういうことも踏まえながら検討したわけでございますけれども、受益者負担金は賦課した時点での所有者に、その時点での登記簿の地積ですね、それによって決定されてきているというものでございまして、今後新たに受益者を拡大していくという予定が今のところないわけでございます。こんな状況でいろいろ検討してきまして、また3月に受益者負担金事務改善報告書をお出しいたしました。また、3月議会で皆さんからもご意見を頂戴したものでございますけれども、この中でですね、徴収用地の関係につきましては更新の申請を2年に一度しっかり義務づけて行いましょう。また土地の移動に関するデータに関しましては、税務課からいただく。それから農地転用に関するデータについても農業委員会からそれぞれ提供を受けて管理したほうが

よろしいだろうというような3月お話になりました。

というような形でございます、三谷コンピューターから株式会社電算のシステムに移行に当たりますとですね、過去十数年前もその三谷にも考えたときにもいろいろ移行に応じたリスクが多々あったというような報告にもなっておりまして、この状態ではそういったリスクを考えた場合より、今あるシステムをですね、しっかり管理していったほうがよいのではないかという結論に3月の時点でなりまして、最後の最後に来て25年度ではこのシステムの移行というものは、見送ったほうがよかろうという結論に至ったわけでございます。

ただ、今後のことでございますけれども、現在の三谷コンピューターさんのシステムの運用期間というか使用期間がですね、5年契約というような形でやっているんですけども、平成27年度末でですね、一区切りとなります。また下水道台帳の関係で使っている下水道情報システムというようなものもございますので、そういったものをより有効的な活用的方法を視野に入れながらですね、システムの入替えはもちろんです、機能の強化というようなことを今年度検討してまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** これはちょっと村長さんにお伺いしたいと思います。一応予算委員会の際に行政のほうから非常にその三谷コンピューターではなく、電算のほうがいいんじゃないかという強い説明等を受けたと記憶しております。採決に当たる前に、この本会議場において、議員の中から反対討論があり、そしてまた賛成討論を行いました。

そういった中で不用額に至った理由が専決報告処分で聞かなければいけなかったのか、その時期が非常に問題であります。私はやっぱりちょっとこの考えは議会軽視をしているんじゃないかと言わざるを得ないような気がしています。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 当時専決で計上したことは、それだけこの下水道問題が大きくなってきているということから、一刻も早く解決をしていくためには、今のそのときの実情に合った方法として三谷コンピューターから電算に乗りかえたほうがいいたろうという今、課長の説明があったとおりであります。

専決をしてまでというのは、それだけ早く村民の皆さんに状況を把握し、正しい事務手続をしたいと、そういう思いで計上をしたわけでありましてけれども、その後精査をしていく中で多額な投資をする前に、職員それぞれ手続上の努力はしてもらわなければいけませんけれども、その努力をしていくことで機能強化といいますか、今機械の入替えをしなくても対応ができるだろうと、私は職員が前向きに考えた結果のことであろうかと思っております。議会軽視という言葉は当てはまらないというふうに考えております。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** その出したのは専決処分ではなくて、専決処分までその方法で、要するに見送るという結論が出なかったんでしょうかということをお伺いしているわけで、その点についてお伺いをします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 専決の時期につきましては多少ずれがあったかと思いますが、それはそれなりにきに庁内、そして課内でも十分精査した結果というふうにご理解いただきたいと思えます。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第7号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

**△日程第11 承認第8号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第11 承認第8号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 承認第8号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日別紙のとおり専決処分したから同条3項の規定により報告し承認を求めるといふものでございます。

次のページをご覧ください。専決第18号、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,294万4,000円といたします。これは予算額を固めた最終予算ということでございます。

5ページの明細書のほうをご覧ください。使用料の関係でございますが、31万2,000円の増額、繰入金の関係219万円の減額、差し引き187万8,000円の減額でございます。

6ページの歳出明細のほうをご覧ください。1款農業集落排水事業費、農業集落排水事業の一般管理費の関係でございますが、8万5,000円の減額です。主なものでございますけれども、消耗品が3万2,000円の減額、口座振替手数料等が3,000円の減額、使用料の還付金5万円の減額というものでございます。

2目の施設維持管理費の関係でございますが、176万3,000円の減額でございます、主なものでございますが、処理場維持管理事業の関係が104万円の減額、消耗品費7万7,000円の減額、光熱水費15万1,000円の減額、修繕費27万5,000円の減額、薬材料費8万円の減額、汚泥処理料45万7,000円の減額です。管渠維持管理事業の関係ですが、72万3,000円の減額ということで、光熱水費3万円の減額、修繕費40万円の減額、通信運搬費1,000円の減額、マンホールポンプ保守管理委託料3万7,000円の減額、管路清掃委託料10万5,000円の減額、原材料費15万円の減額でございます。

2款の公債費の関係ですが、2目の利子一時借入金の利子ですが、3万円の減額です。

説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第8号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時13分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

松澤教育課長兼スポーツ課長が所用のため欠席しますので、報告いたします。

次に議案の審議に入ります。

**△日程第12 議案第31号 財産の譲渡について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第12 議案第31号 財産の譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 議案第31号 財産の譲渡について説明をいたします。

地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決をを求めるものでございます。

次のページの別紙をご覧いただきたいと思っております。譲渡先は一般社団法人白馬村観光局でございます。観光局として商標権を使用するために、財産としまして現在白馬村が持っております商標権白馬マイスター及び花三昧の2種類の商標権、第39類と第41類の取得のものを譲渡させていただきたいものでございます。39類は、主催旅行に関する商標登録として行われているものであり、41類は出版物の提供や番組の制作等に使用するために取得をしたものでございます。いずれも平成16年の2月に出願をし、同年10月8日付で商標登録を行ったものでございます。

経過といたしまして、平成16年2月に白馬マイスターと花三昧に関する商標出願を当時法人格を要していなかった白馬村観光局にかわりまして村が行い、同年10月8日付で10年間の商標登録を行った経過がございます。今年10月に登録期限を迎えるに当たり、更新手続きが必要となりますけれども、更新の申請者は実際に商標権を使用する白馬村観光局が申請することが望ましいと考えており、また観光局は現在法人格を有し、申請ができる者であることから2件の商標権を観光局に譲渡をしたいということからの提案でございます。

以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第13 議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第13 議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** 議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表で改正内容を説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

1ページの第7条は、課税漏れ等による場合は賦課年度において直ちに徴収することとされておりますが、税額が多い場合や年度末が近い場合などは一括納付が難しい場合を考慮し、別に納期を定めることができるようただし書きを加えるものでございます。

第23条は、村民税の納税義務者等ですが、法人税法において外国人の恒久的施設が定義されたことにより、村税条例においても規定するものでございます。

第33条は、地方税法の一部改正に生じた号のずれを改めるものでございます。

2ページの第34条の4は、法人税割の税率の規定です。地方税法の一部改正により、法人住民税法人割の一部が国有化され、地方交付税の原資とされることとなり、法人割の税率を2.6%引き下げ、税率を14.7%から12.1%に改めるものでございます。

第40条は、個人の村民税の納期について、4ページに飛びますが、第67条は固定資産税の納期についての規定です。それぞれ第2項において特別の事情がある場合に別に納期を定めることができる規定ですが、送付先が変更になった、あるいは修正申告等により税額更正された場合など、年度末が近い場合は一括納付が難しい場合がありますので、同項の規定する期間内においてという文言を削るものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第48条は法人税法において外国人に係る外国税控除制度が新設されたことに伴う所要の規定の整備をするものでございます。

3ページの第52条は、法人税法において外国法人に係る申告納税制度が規定されたことに伴う所要の規定の整備をするものでございます。

第57条と4ページの59条は、地方税法の一部改正により生じた号のずれを改めるものでございます。

第71条は、固定資産税の減免規定について、その他村長が必要と認める者の所有する固定資産税を追加するものでございます。

82条は、軽自動車税の税率の規定です。平成26年度税制改正の大きな改正点の1つで、軽自動車税の税率を引き上げるものでございます。5ページに入りますけれども、第1号で原動機付自転車は原則1.5倍、最低2,000円を引き上げるものでございます。第2号、軽自動車及び小型特殊自動車、6ページの第3号の2輪の小型自動車は1.25から1.5倍の引き上げとなります。

6ページの附則の第4条の2は、租税特別措置法改正に伴い改めるものでございます。附則第16条はグリーン化を進める観点から13年経過した3輪車以上の軽自動車について、改定後の税率から約20%重課する規定でございます。

7ページの附則第19条と第19条の2、8ページの第19条の3は、地方税法の一部改正に伴い規定の明確をするものでございます。

右側の改正前の附則第22条、9ページの第22条の2、11ページの第23条は東日本大震災に係る特例について必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、規定を削除するものでございます。

12ページの改正前の附則第24条は第22条に、改正前の第25条は第23条にそれぞれ繰

り上げるものでございます。

改め文に戻っていただきまして2ページをお開き下さい。下のほうにあります附則ですが、第1条、施行期日は平成26年10月1日から、3ページの第1条第1号につきましては、平成27年1月1日、第2号につきましては平成27年4月1日、第3号につきましては平成28年4月1日、第4号につきましては平成29年1月1日、第5号につきましては、子ども・子育て支援法の施行日からとなります。

第2条は、村民税に関する経過措置でございます。

4ページになりますが、第3条から第5条は軽自動車税に関する経過措置でございます。

説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第14 議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第14 議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法及び同法施行令、同法施行規則の一部改正に伴い所用の改正を行うものでございます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をご覧ください。ご覧いただいておりますとおり、今回は白馬村国民健康保険税条例の附則部分の改正でございます。この附則は国保税所得割算定のもととなる所得の範囲を明記しているものでございまして、国の金融所得課税の一体化施策に伴い、分離課税の対象となる配当所得、利子所得等が組みかえられたことにより必要箇所を修正するものでございます。

第3項は、特定公社債の利子等が新たに申告分離課税の対象となったことから、所用の改正を行うものでございます。

その下、第6項及び第7項では従来株式等として一くりにされていた譲渡所得を一般株式等と譲渡株式等に区分した上で、それぞれが申告分離課税の対象になったことから所用の改正を行うものでございます。

次に3ページに飛びまして、改正前の附則第14項につきまして条約適用配当等に係る分離課税について、これも先ほどと同様に特定公社債の利子等が新たに分離課税の対象に加えられたこ

とに伴いまして所要の改正を行うものでございます。なお、施行日は平成29年1月1日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第15 議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第15 議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、5年以上勤務した白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金支払額を5年以上10年未満の団員を除き一律5万円引き上げるものであります。

この条例につきましては公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第16 議案第35号 白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第16 議案第35号 白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 議案第35号 白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例について説明をいたします。

別紙をご覧くださいと思います。平成18年に制定をいたしました白馬村オリンピック記念館条例を廃止するものでございます。

廃止の経過でございますけれども、白馬村オリンピック記念館は昨年10月1日から休館をし、

今年1月10日からオリンピック展示施設を含むノルウェービレッジの土地、建物をヤフー株式会社に賃貸している状況でございます。

オリンピックの関連の展示品につきましては、ジャンプ競技場スタートタワー内に移し、白馬オリンピックギャラリーと名づけ、7月28日から一般の方にご覧をいただけるように現在準備を進めているところでございます。今回、こうした状況に鑑み、当該条例を廃止をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第17 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

**議長（横田孝穂君）** 日程第17 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,581万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を48億7,708万7,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をご覧ください。土木費国庫補助金と8ページの土木費土木債の減額は道路改良事業の減によるものであります。

地域発元気づくり事業補助金の増額は、親海湿原遊歩道改修事業、海外観光客パンフレット製作事業が採択になったことによるものであります。この事業採択により8ページの観光債520万円を減額しております。

9ページ、歳出明細をご覧ください。一般職給料、職員手当、共済組合負担金、臨時職員賃金、振興公社補助金は、4月人事異動による人件費の増減であります。

総務費一般管理費の自家用車自動車協会負担金等10万円は、白馬高校しろま塾への補助金であります。

企画費地域づくり事業等補助金2,500万円の増額は、既存の地域づくり事業の増加分と昨年から大量発生しておりますマイマイガの駆除事業に300万円、行政区が村内の事業者を活用して地域の活性化等に寄与する事業に対してする補助金2,200万円であります。

13ページ、衛生費の環境衛生費害虫駆除委託料は、公共施設のマイマイガの駆除経費であります。

保健予防費のがん検診推進事業 227万2,000円の増額は、検診対象者の増によるものであります。

14ページ、農業費 65万2,000円の増額は、奈良井地域の残地購入費、農業開発公社への手数料、神城地区保管工事の増によるものであります。

15ページ、観光宣伝振興費 451万6,000円の増額は、北アルプス3市村観光連絡会負担金 150万円と北アルプス山麓フェスティバル実行委員会負担金 50万円、16ページになりますが、元気づくり補助金を活用し、海外向けパンフレットの製作費 111万7,000円、ゆるキャラのピンバッジ 5,000個の製作費等 139万9,000円であります。

17ページ、道路新設改良費の村道改良国庫補助事業 7,420万円の減額は、平成25年度国の補正予算による事業の前倒しをしたことによるものであります。

18ページ、住宅費 60万円は屋根の融雪を行う克雪住宅に対するの支援1件分の計上であります。

非常備消防費 104万円は、地域活動事業が採択になったことにより、消防団トランシーバー等の購入費であります。

地方債の変更は4ページになりますが、第2表地方債補正のとおりであります。

説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第7番篠崎久美子議員。

**第7番（篠崎久美子君）** ただいまの議案第36号、一般会計補正予算に対するの質疑をさせていただきます。

9ページになりますが、歳出明細2款1項6目地域づくり事業補助金 2,500万円という大型のものが出てきておりますが、この主な内容をお伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 細部については、また総務課長のほうから答弁させますけれども、この地域振興のために使っていただくということで予定したものであります。今まで住宅リフォーム資金として2年の予定を1年延長して3回実施をしまっていました。この3回が終わってから議会の皆さん方から3月定例会後に住宅リフォームの延長についての要望もいただきましたけれども、一応やめるということで決めた中で、何か地域に活力、元気を出してもらおう方法がないかということで近隣の市町村等も調査をさせていただきました。

それはそれとして、白馬村内からは電気料金が非常に高くなってきている中でLED化をしたいと。LED化をするには大変な金額が必要となるので、その援助をお願いをしたいというような要望、さらには公民館等公共施設の整備、維持に費用がかかるので、その補助をお願いをしたいと、あるいは地域の美化に使いたいというようないろいろな要望がございました。

そうした要望にお応えをし、地域の振興を図るということを大きな目的にするとともに、今いろいろな場面で出てきます自治組織の立ち上げ、未加入世帯の解消にもつながってくればと、こんな思いも持ちながら各地区へそれぞれの基準に従ってお配りをしながら、地域をよくしていただきたいと、そういう思いでつくったものであることをまずご理解をいただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 続いて答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 地域づくりの事業費 2, 500 万円の内訳につきましては、先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

今回、新規事業であります 2, 200 万円についてご説明させていただきますが、行政区が村内事業者を活用して地域の活性化等に寄与する事業に対し、10 分の 10 の補助をしたいという考えであります。経済対策として 2 年度の事業期間で 1 地区 1 回のみ利用となります。なお、繰り越しはできません。

各地区の補助金の上限額であります。均等割、人口割、これにより決定をしまいたいと考えております。補正予算が可決されれば、補助金交付要綱の一部改正を法規審査委員会で審査の上、公布日からの施行になろうかと思っております。よろしく申し上げます。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。篠崎久美子議員。

**第 7 番（篠崎久美子君）** 内容をお伺いいたしました。補助率 10 分の 10 ということでお伺いしておりますが、経済対策効果という言葉が先ほどからしばしば出てきております。経済対策効果、要するに景気刺激策としての意味合いも含めてということかと思っておりますけれども、そういう意味においては補助率は逆に 10 分の 10 ではどういうものかというところもございましてけれども、この 10 分の 10 ということをお決めになった経過についてお伺いをしたいと思っております。

また、村長のお言葉の中にですね、自治組織の立ち上げ、あるいは未加入世帯の解消にもつながるというお言葉がございましたけれども、こここのところがどのようにつながっていくとお考えになって、この補助金をお出しになるのか、そここのところを 2 点お伺いしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私のほうから自治組織未組織の地区が自治組織を立ち上げていただくところへつながれば、そして未加入世帯の解消につながれば、こういう期待をしているということをお申し上げました。決してこれで全て解消するとは思っていませんけれども、地域の皆さん方がこうした資金を使うことによって、地域を挙げてわずかな補助金であってもきれいにしようとか、ここを整備しようとかいうような形で、その必要性を自治区未設置の地区の皆さんもそういうことだったら、我々もやろうとかいうようなことにつながってくればという期待をしているところであります。

未加入世帯についても程度の違いはあっても、そういう意識につながってくれば大変ありがたいという思いで申し上げたところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 続いて答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** これは補正予算であります。一応案でありますので、先ほど申し上げたように法規審査委員会で審議をしてみたいと思います。その段階です、10分の10についてはですね、変更もあり得るということで、案ということをお願いしたいと思います。

この事業についてはですね、村内の事業者、原則として村内の事業者を活用いただくということになります。よって、その事業の実施に当たり村内事業者がない場合については、村外でも補助の対象になりますけれども、基本原則的に村内事業所を使っていたらなければまずいということでご理解いただきたいと思います。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 篠崎議員よろしいですか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 住宅リフォーム制度が終わるということは、もう既にわかっておりまして、昨年の終わる方向のときに一般質問の中でも複数の議員から今後どうするのかという質問もあったところで、住宅リフォーム制度は一旦区切りにするというお話があったわけですが、本来ならば、村内の経済対策に関しては行政は当然に考えていかなければいけないことです。これは年間を通して当然にいつも考えていることですし、いかなければいけないことですし、住宅リフォーム制度が終わるということであれば、本来ならば3月の当初の予算に上がってきてもよいのではないかと思いますけれども、今回住宅リフォーム制度に対しての陳情が採択されたことを受けてというお話でございましたけれども、本来ならば経済対策というのは常に考えているものだと思いますが、なぜ3月予算に出てこずに今この時期に、この大型の補正予算が出てきたのか経緯をお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 3月になぜ出さなかったかというご質問でありますけれども、一応先ほど申し上げましたように住宅リフォームについては、当初の計画が2年、そして地域の要望が高かったことから1年延長ということで、1つの区切りとして住宅リフォームは線を引きたいということで、私自身は3月の定例会が終わってから何とか経済対策としてという考えは持っておりました。

その後いろいろ方法がないかと考えている中で、議会の皆さん方からも住宅リフォームという言葉が再度出てきたことを受けて、私もさらに何か形を変えても、そうした景気対策と果たしてこの額で景気対策ということが言えるかどうかはわかりませんが、少しでも地域が元気になってもらうということについては要望の多いLED化、それから公共施設の維持管理、そういう要望があることから、たまたま今回のこういった提案に、補正予算の要望になったわけであり

ます。

他町村でも個人というよりもそのお金が地域の振興のために使われるという、そうした制約の中で助成金を出している例も多々あることもわかりましたので、こうしたことでいまだかつて地

域の公共施設等については、一切補助を出していなかったというようなこととLED化なんかは各地区相当数要望があり、この補助金の思っている総額ではとても十分ではないというような地域もあるというふうに推測をしておりますが、そうした要望が多いことから、純粋に地域に元気を出してもらえるものになればということで、今回出させていただいたということでありますので、よろしく願いをいたしたいと思ひますし、ご理解をいただきたいと思ひます。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号から議案第36号までは、お手元に配付いたしました平成26年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第36号までは、お手元に配付いたしました平成26年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

**議長（横田孝穂君）** これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月11日午前10時から本会議を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、明日6月11日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時49分

平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月11日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成26年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成26年6月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

**議長（横田孝穂君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 8番、太田修です。今回も前回と同様、一番バッターとして一般質問をさせていただきます。

村の環境基本条例の前文を見ますと、環境保全は地球とともに暮らす人類全体の課題であり、21世紀における最も重要な課題の1つであります。無秩序な開発を行うことは、結果としてみずからの首を絞めることとなります。私たちは今後の観光産業の安定を図るためにも、環境という大きな視点に立ちながら、経済活動や開発事業のあり方を考えなければなりませんと示されております。また、急速に進む人口減少と超高齢化対策で何もしなければ、国が経済危機に陥りかねないとの強い危機感を抱いております。村の経済と活力を維持するためには、国や県が取り組みます山の日の制定にあわせ、白馬らしさの山岳観光や景観を生かした着地型観光商品、そしてまた体験型イベント等の企画などにより観光と農林業が連携した活性化を図り、魅力ある観光地づくりに向けまして資源の保護、保全に努め、そしてまた人口の流出の抑制等に努めるなど、若者が安心して成長できる社会環境の整備が急務であると考えております。村が生き残るためには、まず私たちは先人から預かった自然を守り、有効活用し、次世代につなぐ必要が非常に大切だと考えております。

今日は大きく2問に分けて質問をさせていただきます。まず第1問目、景観形成と環境保全等

について。2問目、人口確保と活性化策についてをお伺いしたいと思います。

まず、第1点目であります景観形成と環境保全等についてお伺いをさせていただきます。村では観光資源や農地等の保護、保全を目的に景観形成・環境美化を推進するために白馬村の環境基本条例を制定し、取り組んでいるところでございます。

長引く観光の低迷や少子高齢化、そして後継者不足等の影響もあり、土地の価格の下落やそしてまた円安などによりますインバウンド事業者の外国人投資家が増えている状況でもあります。今後も観光と農林業で生きる村を継続するには山岳景観、そしてまた昔ながらの田園風景等の維持保全が必要であることや地域住民と居住する外国人が情報等を共有し、共存できる環境整備が重要と考えて、次の問題についてお伺いをいたします。

まず1点目といたしまして、農地法第4条及び第5条に基づく平成25年度の農地転用件数及び外国人申請者件数についてお伺いをいたします。

なお、外国人申請者につきましては不動産業者等の代理もあるかと思っておりますので、それを含めた数字で結構です。お願いしたいと思います。

また、2点目といたしまして、農地転用等申請地の申請、それから着工後の現地確認や調査の方法と巡回回数等についてお伺いをしたいと思います。

また、3点目といたしまして、白馬村景観形成重点地域指導基準は、他市町村と違い独自のものであり、難しい面があると聞いておりますが、どのように指導されているか。また、新築や既存の建物等があるわけでございますが、これらについてどのように指導されているのか、お伺いをしたいと思います。

次、4点目といたしまして、環境基本条例中、村の責務の中の第4条には、環境保全及び景観形成に率先して実行し、必要な施策を講じなければならない旨の文言があります。これは訓示規制ですが、行政が開発と環境保全あるいは景観形成の2面についてどのように考え、どのように取り組みをし、指導しているのか。

以上4点についてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員からは2項目にわたっての質問をいただいておりますけれども、最初の景観形成・環境保全等について、質問の要旨に沿って順次お答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

景観形成・環境保全等について、1つ目の農地転用件数のご質問であります。平成25年度の農地法第4条及び第5条に基づく許可申請審議件数は、第4条許可申請が3件、第5条許可申請が11件で、いずれも白馬村農業委員会において審議の結果、許可すべきものとして県へ進達をしております。うち外国人の申請件数は、外国人が代表を務める法人が第5条申請したものが1件ございます。内容は、同法人が経営するホテル駐車場に隣接する遊休農地、約4畝を取得し、

駐車場を造成したいというもので、農地区分は、農地転用許可基準において許可できるとされる3種農地と判断される土地であります。農地の現状を農業委員と担当者が確認の上、転用理由についての妥当性を審議し、可決をいたしました。

参考までに申し上げますと、許可申請のあった14件は、電力会社が鉄塔建設にかかわる地質調査のための一時転用許可を除き、全て3種農地及びそれに準じる2種農地で、宅地や雑種地に接続し、ほとんどが耕作されていない農地で、転用に関しては問題ないものでございます。

2つ目の確認方法等のご質問であります。農業委員会では地区ごとに担当する委員がおり、その委員と事務局の職員が申請者とともに現地を確認調査し、委員会にかける前には地方事務所農政課と協議を行っております。委員会審議では、現地確認時の農地の写真を資料として提出し、担当委員の意見を聞いた上で行っております。農地の巡回につきましては年1回、農地パトロールを行い、別に農政課でも経営所得安定対策業務の中で村内一円の農地を巡回をしております。特に、転用申請のあった農地は、申請どおりの適正な転用がされているか注意を払ってまいります。

3つ目の白馬村景観形成重点地域指導基準の指導についてのご質問であります。本村は他に類を見ない山岳景観から、長野県内でも特にその景観を保護、育成する必要があるとされ、平成5年に長野県景観条例に規定された景観形成重点地域に指定されました。それを受け、村では長野県の定めた景観形成基準をもとに白馬村景観形成重点地域指導基準を策定したところであります。これは、一定規模以上の建築物や工作物を白馬村に建てる際の建築面積や高さ、隣地や道路からの後退距離などについて基準を定めたもので、景観形成重点地域指定の趣旨に沿い、本村の貴重な財産である山岳・自然景観に建築物を調和させることを目的とした村の基準であり、景観法及び長野県景観条例に基づいて建築主に義務づけられた事前届け出の際に、村としてこの基準によって指導、助言を行っております。

次に、新築の建物に対する指導であります。設計段階での問い合わせ、相談に対しての助言を行うほか、先ほど申し上げました景観条例に基づく事前届け出の際に指導、助言を行い、基準から外れたものについては基準内におさまるよう計画の修正を指導しているところであります。

また、既存の建物に対する指導は、床面積20平米を超える増改築や屋根や外壁などの塗りかえ等、面積25平米を超える外観変更を行う際に事前届け出が必要となりますので、その際に基準に基づいた指導、助言を行っております。

指導基準が作成されてから20年以上経過し、その内容については浸透してきていると考えておりますが、一部にはご理解をいただけないケースもあり、また最近では外国人による申請件数も増加していることから、今後開発規制の趣旨をご理解いただくことに苦慮するケースも増えてくることも予想されますが、白馬村の景観の保護、育成のため、粘り強く指導してまいりたいと考えております。

4つ目の開発と環境保全・景観形成との考え方及び取り組みについてのご質問であります、観光を経済基盤とする本村にとって、開発は切っても切り離せないものと考えておりますが、一方で開発は決して無秩序なものになってはならず、全世界的に環境に対する意識が高まっている今日、景観や環境保全に配慮したものでなければならないと考えております。そのためにも環境基本条例や開発指導要綱、また先ほどご説明しました指導基準などによる一定の開発規制は必要であると考えております。

白馬村環境基本条例は、その基本理念の1つとして、「景観の形成は、地域の景観が文化の一部であり、かつ将来に伝えるべき大切な観光資源であることを認識し、自然環境に溶け込む調和と潤いのあるまちづくりを進めることを目的」としております。

この理念にもあるとおり、山岳や田園を初めとした白馬村の美しい景観、そして自然環境は、貴重な観光資源でもあり、経済的な面でも重要なこの景観や自然は、子や孫の代まで伝え残していかなければならないものであります。

村としましては、一定の規制のもと景観や自然環境と調和した開発の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、最初の景観形成・環境保全等についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 今1番目で4条、5条の転用に基づきます件数をお伺いいたしました。結構、中古物件で外国人が求められるものというものは、どのくらいあるのか、その把握はわかりますか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 今のところ集約はしておりませんので、数字的なことはお答えできません。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** この前ちょっと外国人と共存していく中でいろいろな問題点といいますか、それに先駆けて行政のほうで外国人住民を対象としたオリエンテーションが開かれたというような新聞記事を見させていただきました。入区とかあるいは生活面でのいろいろな面で積極的に取り組む姿勢というものがあるのかなというような感じで受けとめたんですけども、一応今後こういった形の中で、共存していく中で村として特段に外国人向けの相談窓口というか、そういったものの考え方はいかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 外国人の生活者に対する窓口はというご質問だろうと思うんですけども、まず最初に議員さんもお指摘になりましたように、外国人に対してのオリエンテーション、先ごろ教育委員会の公民館事業の一環として開催させていただきました。これを数回開くことに

よって、彼らに白馬村の事情を理解していただく場をつくっていくということが大切なことだろうなと思っていますし、居住者に対しての指導につきましても、住民課の窓口で生活のチラシ的なものを配布して理解をさせていただいているということでもあります。

また、観光客に対しましては、観光局を中心としていろんなマナーの啓蒙、チラシを配布してやらせていただいておりますし、去年は外国人共生会議というのを立ち上げまして、警察、それから観光事業者、区の代表の皆さんとともに対策を講じているということでもあります。

それから、条例的なことで言いますと、たまたま調べてみたんですけども、白馬村安全なまちづくり条例というのがありまして、これの対象は村内に住所を有する者及び村内に滞在する者に対していろんな啓蒙活動ができるということがありますので、そういった条例を根拠にしながら、彼らにも白馬村の常識といいますか生活マナーを理解していただくような場面をつくってきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 窓口として考えていくについては、どのようにお考えでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 先ほど言いましたように、それぞれの課が責任を持って入居者に対しては住民課で対応する、観光については観光局あるいは観光課で対応をしていきたいと思ひますし、当然その全体の指令塔としては総務課が対応する部分もありますので、そういった体制は既にできているというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 正直言って、なかなか行政というのはわかりにくいことは確かだと思ひます。そんな中で特に生活様式の違った形の中で日本のそういった行政の行う業務については、非常にいろいろ難しい面もあるかと思ひますので、ぜひ来たら、そういった対応等に力を入れて、うまくスムーズに流れるような形をぜひお願ひしたいなと思ひております。

それから、あと一応農地転用の現地確認ですけれども、申請のときには当然書類で申請されてくるんで、書類の中ではいいじゃないか、これは該当するよというものもなければ着手できないと思ひますけれども、事業を進めるに当たって、それと当初のその申請と違ったようなときというのは、どのような指導をされているのかお伺ひをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横山農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** 転用についてのご質問でありますけれども、4条、5条でありますけれども、特に5条で地元の方からよそから来られた方へ所有権が移動して、それで営業施設等をつくる場合等をきつと想定された質問かと思ひますけれども、それにつきましては農地転用の基準というものがございまして、それに的確に合っているかどうかをまず審査いたします。

割と北安曇地方事務所の農政課の農地の係と協議の中では、非常に厳しいものがございまして、

それに的確に従うよということは、強く申請者には指導をしている状況であります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 指導は多分しっかりやられているんだろうなと思います。万が一、できて行ってみたら、実際の申請と違うような状況というのは現実的にはないのか、あるいはあったとしたらどんな例があったのか、それについてお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横山農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** 私が担当してからは、特にそういった事例はないんですけども、あれば、農業委員会として指導、勧告をすべきだというふうに考えております。

ちなみに言いますと、昨年あったものはほとんど本当に隣の家の畑を取得して、小屋を建てるとか、そういった軽微な転用がほとんどだったということですので、今現在私は体験はしておりませんが、仮にそのようなことがあったり、あと過去においてはやはり転用許可をしたまま手つかずの状態である農地もあるとお聞きしております。そういったものは現況どうなっているんだということは確認した上で、申請者に対して指導はしていきたいと考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 農転というのはいろんな県知事の権限とか、あるいは罰則規定というもので守られていると思います。農地以外での何と申しますか、転用、転用というか農地以外でうちを建てるような場合というのは、例えば立木伐採した後は村へ届け出、あるいはまた隣有地等を、何と申しますか、取得したら届け出が必要になるというような条例もございます。そういった関係の中で住宅地あるいは併用施設をつくられるといったような場合は、どのような方法でどういった規制がかかってくるのか、その辺についてお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 建物の新增築につきましては、建築確認申請という行為があります。

それを役場の該当する全ての課を回覧させますので、例えば今言いましたように立木を伐採する、これは林地開発の届け出が必要ですし、例えば砂防指定地とかそういう区域指定のかかっている土地にあれば、適正な手続を講じてくださいということで、それぞれの担当課が確認をし、建築確認申請者に対して指導を行っているというのが状況でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 先ほど景観形成重点指導基準の中には道路からの斜線、あるいは隣地からの後退距離、あるいは道路からの後退距離等の説明が村長さんからあったわけでございますが、最近結構その中で一番どういうふうにすみ分けをしているのかなというところが、何と申しますか、田園地域なんですよ、田園地域の中で田園系と居住系と、そしてまた自然保護協定地があると思うんですけども、このすみ分けについておおよそで結構ですが、どんな形で行われて、今現在行っているのか、その辺についてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 区域指定の関係ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど調べて報告させていただきたいと思います。景観形成に基づいた県の指定区域がたしか入っているはずですので、その辺は調査させていただきまして、報告させていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、他に質問はございませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 分類の中に田園にはということで、田園系と居住系と分かれていますので、そのすみ分けはどのように行われていますか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 確かに指定されている記憶はございますが、ちょっと今その、どこの区域というのは理解しておりませんので、資料をもってまた説明させていただきます。すみません。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、そのようなことでよろしく申し上げます。他に質問はありますか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 私もちっと目にしたものですから、ちょっとお伺いをしたいなと思っています。今、業者が結構分譲地で大型といいますか、大型規模の開発等が行われているところがあるかなと、そんな思いをしております。周囲との調和、先ほど言われましたが、そういったところの面でどうなのかなというようなものを見てきました。一応ちょっとコンドミニアムって書かれていたものですから、ちょっとよくわからないもので、辞書を引いて調べたところ、コンドミニアムというものは、分譲マンションやリゾート地などで所有者が利用しないときには宿泊施設として一般客に貸し出すマンションだと。それから②として台所のついたホテルだよというようなことで、これは辞書に出ていたことなんですので、私もちっとそれ以上のことはわからないんですが、これを何といいますか、宿泊のお客さんが激減している中、こういったものが例えばどんどんできていったときに、宿泊の多い村としてどんなふうにか考えるか、これは村長さんにちょっとお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをさせていただきますけれども、このコンドミニアムを建設するに当たっては、もう多分十数年前の記憶をいたしますけれども、白馬の中でもこの位置づけについて議会でも全員議論をしてきたところでもありますけれども、私も当時の認識ですと、コンドミニアムは本来は白馬村にはふさわしくないというようなことで、これを制約するような話で対象になっていた物件が経営方向を変えたというように、事例として記憶をしておりますが、その後このコンドミニアムの状況については、いろいろトラブルがあるというふうにはお聞きをいたしていませんけれども、その地域での住民協定ですか、そういうところはその建築物に対して地域の皆さんと相談をしてという基本的な話し合いをする機会の必要性がうたわれておりますので、

そういうところで相当な制約がかかってきているのではないかと、こんなふうに思っているところでもあります。コンドミニウムについて、現在トラブルが出ているというようなことは、私はまだお聞きをいたしておりません。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、他に質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** これが必ずしも営業行為に影響があるかどうか、そういったことも私も正直に言ってそこまで研究はしておりません。ただ、今お客さんが減ってくる中で、こういったものがどんどんどんどん増えていったらどうなるのかなということから、第4条、5条でいいます転用の関係、あるいはまた山林等が開発されるに当たって、どういう基準でどのようにやられているのか、その辺について非常に興味を持ったものですから、そんな質問をさせていただきました。

ちょっと次に進ませてもらいますけれども、村は何といいますか、税金の関係で行いましたスキー場内の物件の競売、あるいはまた居住したりあるいはまた営業施設等が、これは競売のものはないかと思えますけれども、実際に売買されているというような現状が最近多いのかなと思っております。

そんな中で、やっぱり村の中で村をよくするために道を広げたりいろいろな協力をし合ったという経緯があるのではないかなと思います。そんな中で登記済みの土地はいいんですけれども、登記していない、道は広がったが、そのまんまだよというような地所とか、そういったものとか、あるいは共有財産ですよ、そういったようなものところまで入っているような気がするんですけれども、こういうことをこれから先いろいろと考えていったときに、行政上あるいは区の運営の中で問題が発生するのではないかなと私は思います。

そんな中で村にも土地開発公社があるんですけれども、こういったところを活用して、一時的な取得をしながら、地域等の調整を図る中で何とか今までの、何といいますか、歴史が続くような、そんな方策はとれないものかなということで提案かたがたの質問です。よろしく願います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めるわけですね。

**第8番（太田 修君）** はい、そうです。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今、太田議員がおっしゃられたことは、間違いなく、この白馬の生い立ち、何十年來の問題でもあろうかと思っております。当時、地域の皆さんが手続よりも先にとにかく道路を広げることが優先だというようなことで、それぞれ地権者の了解をいただいて道路の構築をしたというような事例は、各地区皆さんがそんな手法をとっておられるかと思えます。ただ、そうしたことに本来所有権の移転等の手続が全て整っていれば、問題はなかったわけでありまして、その広い面積のような場合にはまた違うんでしょうけれども、ごく小さい面積の場合

には、そういう手続なしで道路が完成をし、その後何ら手だてをせずに続いてきたというような事例があることは事実であります。

もう今こういう時代になれば、そうしたところへもさかのぼってやっぱり整理をしていく必要性を感じているところでありますが、一旦手をつけると何十年間にわたるところまでさかのぼらなければいけないというような、大変技術的にも難しい問題であるというふうに認識をしているところでありますが、何らかの手だてをしていかなければいけないということも、また事実でありますので、今後検討等させていただきたいと、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** すみません、1点ちょっと聞き漏れがあったんですけども、今オリンピック道路沿いとか各道路、村道とかそういったところの中に自動車、バスの、例えばバスみたいなものを乗り込んでというか、そこへ置いてといたらいいのか、その辺のところはよくわからないんですが、そういった形で商売をされているようなところも見受けられるんですが、こういったのというのは、規制はどんなになっているか教えていただけますか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 道路の脇に大型の車なりをとめて営業している場合ということだろうと思うんですけども、具体的に言って、道路の一部を使用する場合は道路占用とか道路使用届けを出していただいて、それに対する許可をするということになりますし、営業行為でありますたら、例えば飲食物の提供とかそういうものがありましたら、それはそれぞれの機関の許可をとって営業をしていただくということになります。今例に出ましたオリンピック道路ということになれば、これは村道です。村の管理の範疇になりますので、道路の一部を使う場合については村に届け出を出していただくというふうになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** そうなのも確かに見かけますし、それ以外にも私有地の中だと思うんですけども、乗り入れてやっているようなものも見受けられたんですが、そういったものに、私有地に対しての規制とか、そういったものはどんなふうになりますか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 私有地に関しましては、やっぱりそれぞれの地主さんの了解をいただいて営業者が営業行為をおこなっていると思います。ちょっと私どもはそういった具体的な事例を承知しておりませんが、建設課のほうで道路パトロールをする中でそういった事案があれば、対応していきたいと思っておりますし、議員さんのほうでそういう情報をお持ちでしたら、また担当課のほうにお寄せいただければ、適切な指導ができると思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問の中で答弁されていない件がございますので、答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 先ほど太田議員から田園の仕分けの関係でご質問をいただいたと思えますけれども、一応田園につきましては住居系は農振農用地、田園系は農振農用地と別荘地以外の地域というような仕分けになっております。また、一応村内エリアを設けてですね、どこが住居系、どこが田園系というエリアを定めてありますので、それをご覧いただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** ありがとうございます。なかなかそのすみ分けもきちんとというのも難しいんじゃないかなと思って、ちょっとその辺も含めてお伺いしたかったんですけども、また後で見せていただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

平成18年に信州大学山岳研究所ですか、と連携協定を結ぶ中に自然環境及び生活環境の保全とか、あるいは地域振興に関する事とか、まちづくり等もあるわけですけども、この辺について、これは答えというよりもどんな状況なのか、どんな形で進んでいるのか、その辺についてお願ひしたいと思ひます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 信州大学との連携はどうなっているかということだと思います。俗に山総研のことだろうと思ひんですが、現在のところ特に改めた事業を起こしているというところは承知しておりません。これも申しわけないですが、手元に資料がありませんので、今調べて、わかり次第報告させていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** よろしくお願ひいたします。できたものをなかなか戻すということも大変だと思いますし、本当に前文で私が述べたようにやっぱり景観形成、これを保って次の時代に譲っていくということが必要なことだと思いますので、またその辺の強化あるいは見直し等もまたぜひ検討していただきたいなと思ひます。

それでは、第2問目に移らせていただきます。人口確保と活性化策についてお伺いをいたします。村の経済と活力を維持するためには、人口減少を食い止めることや人材の受け皿を確保する必要があります。都心への一極集中を和らげ、地域を再生することが重要であると言われております。村におきましても人口推移を見ますと、オリンピック当時の平成10年は9,422名、そしてまたその後ずっと推移をしたわけですが、平成24年度には42名ほど9,000人を割り込んだというような状況でございます。たまたまその同年7月に改正法の施行に伴いまして、外国籍の住民の皆さんが住民基本台帳に登録されることになりまして、9,000人台を復帰しているというのが今の現状かと思ひます。

村では平成25年度の統計資料を見ますと、5歳階級別の人口表ですか、これを見ますと、60歳から64歳層が全体の約1割近い840人を占めているということですが、これを見ます

と今後5年間で一気に高齢化が進むのではないかというような懸念がございます。村は若年定住層を維持していくためには、やっぱり主産業である観光と農林業をどのように活性化を図るのが非常に大切であると思います。

国も50年後の人口1億人を保つために抜本的な少子化対策を進め、人口減と低成長の悪循環を断ち切ることや、それからまた年金の給付年齢の抑制等に対しまして現在の生産年齢15歳以上65歳未満を引き上げ、二十歳から70歳以下への改正が検討をされているところであります。

また、厚生労働省は新たに少子化対策として、結婚そして出産、子育ての時間から先駆的に支援を行う自治体に対しまして交付金を出す方針との報道がありました。村を活性化するためには産業振興と少子化対策が必要であり、またそのバランスが非常に大切な問題だと思っております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。まず、第1点目といたしまして、人口を確保するために今後どのような対策を行うのかお伺いをしたいと思います。また、2点目といたしまして、国が取り組む新少子化対策についての検討をする考えについてお伺いをしたいと思います。また、3点目といたしまして子育て、老人あるいは独居世帯あるいはまた障がい者世帯等の訪問支援の窓口をより充実するためのお考えがあるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。最後に4点目でございますが、世界水準の滞在型観光地づくりでの誘客活動計画の概要と誘客予測数、また予想される雇用人数等についてお伺いをしたいと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員の2つ目の質問事項、人口確保と活性化策について、4つの要旨でお尋ねをいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

人口確保と活性化策について、1つ目の人口確保に向けた今後の対策についてのご質問であります。直近の白馬村における外国人登録者を含めた人口数は、9,043人で、辛うじて9,000人の大台を切ることはなかったものの、残念ながら人口の減少に歯どめはかかっていないのが実情であります。将来の白馬村の活力を維持するためには太田議員ご指摘のとおり、いかに人口を維持していくかが重要となりますけれども、少子高齢化、人口減少の問題は本村のみならず、特に地方を中心として全国的に大きな課題となっているのはご承知のとおりであります。

地方における人口減少の大きな原因としては、やはり若い方や家族をお持ちの方が安定して働ける雇用の受け皿が不足していることであり、本村においても人口確保の鍵はいかに通年を通して雇用の場を創出するかだと、このように考えております。

過去の答弁と重なる部分もあろうかと思いますが、本村の地域特性から考えますと、一般的な企業誘致につきましても、地理的な要件や気象要件などが絡み合い、なかなか難しいものであると言わざるを得ず、やはり観光産業の再生が雇用創出のための一番の近道であろうかと思っております。個々の宿泊施設や索道事業者、小売業者に元気を取り戻していただき、それぞれが雇用

の受け皿となつていただけるような環境をつくり出していくことが重要であろうかと思ひます。そうした地方の時代の、地方が元気が出る国の政策も大いに期待をしているところであります。

また、もう1つの重要なのは、現在白馬村にお住まいの方が暮らしやすい村づくり、子育てしやすい環境づくりであります。その施策の一環として昨年度から、医療費無料化の対象を18歳まで拡大したわけですが、今後とも何らかの子育て支援につながる施策を研究、検討してまいりたいと考えております。

2つ目の国の新少子化対策の検討についてのご質問ですが、太田議員がご指摘されているのは、内閣府の地域少子化対策強化交付金であろうかと思ひます。これは危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行うことを目的に、地方自治体が行う先駆的な事業に対して、国が交付金を交付するといったもので、平成25年度の国の補正予算で約30億円が計上されております。

本村においても、この交付金の活用を検討いたしましたが、交付金の交付を受けるためには、「結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する仕組みの構築」、「結婚に向けた情報提供等」、「妊娠・出産に関する情報提供」、「結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備」の4項目の広範囲な事業を全て実施しなくてはならないこと、また新規に実施される先駆的な事業であると認められることが必要とされ、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的とした、いわゆる婚活イベントなど、全国で多く実施されている既存の事業については対象とならないことなど、現実的に事業の実施は困難であると判断せざるを得ず、本交付金の活用につきましては断念をしたところであります。

なお、今回は交付金を活用することはできませんでしたが、今後、国により新たな少子化対策の補助・交付金制度が創設される可能性も高いと考えますので、今後とも情報収集に努め、村事業への活用を検討してまいりたいと考えております。

3つ目の子育て、老人、独居世帯等への訪問支援や相談窓口等の充実についてのご質問ですが、子育てに関する支援と相談窓口につきましては、本定例会招集の挨拶でも触れましたが、特に未就学児につきましては、本年4月から新たに児童福祉対策として体制を整備いたしました子育て相談支援センターで行っております。

相談業務につきましても、子育てなどいろいろな悩みについて何うとともに、対象となる年齢や相談内容によっては教育相談員や必要に応じて専門職員を交えた相談や個別支援を行います。

また、子育てに対する応援業務としては、保護者向けの各種勉強会の開催など少ない人員の中ではありますが、できるところから始めており、相談窓口としての一助となるよう努めていきたいと思っております。

高齢者や独居世帯等への訪問支援や相談窓口につきましては、地域包括支援センターが担っており、独居や高齢者のみ世帯につきましては、積極的に職員が訪問活動を行っている状況であり

ます。

地域包括支援センターは、そもそも地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられておりますので、住みなれた地域で生活していけるよう、積極的に相談等ご利用いただきたいと思いますと思っております。

4つ目の世界水準の滞在型観光地づくりでの誘客活動計画についてのご質問であります。本年3月に長野県が発表した「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり構想」では、大町市と白馬村、小谷村エリアが重点支援地域に指定をされ、このエリアには広域エリアのコンセプトの明確化とブランディング、エリア全体でのマーケティング、通過する顧客の周遊、滞在化の促進といった3つの施策が求められております。

これを受けて、大町市と白馬村、小谷村の3市村では、今年度ブランド構築に向けた方針と計画の策定をし、平成27年度から29年度にかけて商品開発やテストマーケティング、2次交通の充実等を図り、新たな顧客の呼び込みや新たな観光スタイルの確立によって、新たな市場の開拓を目指していきたいと考えております。

誘客予測数や予想される雇用人数は、この計画の中には明記されませんが、個別の事業の中で目標を設定して取り組むことは重要であると考えております。

人口確保と活性化対策については、以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は答弁も含め、あと8分です。質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 1点目のところでございますが、どうしても何と申しますか、定住者を増やしていくには、それに勤められる仕事等がなくてはというようなことが非常に大事になってくるのかなと思います。これは地域柄しようがないことで、やっぱり通年にかけてなかなか仕事がないという現状かと思えます。

そんな中で夏のシーズンを主流とする企業と冬の営業を主流とする企業同士を結んでいくような行政的な支援というような考え方についてお伺いをしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今、太田議員から冬の産業形態をとっている職場と、冬を中心とした産業形態をとっている職場との連携を考えたらどうかというご提言でありますけれども、太田議員おっしゃられましたことが各索道事業者が既になされている、各社で始められている状況であろうかと思えます。そういったことで冬と同様のやっぱり雇用対策をそれぞれの事業がとっていただくことが一番ありがたいわけでありましてけれども、太田議員おっしゃられた事業主の人たちが連携をするというのは、なかなか難しい問題を含んでいるかと、こんなふうには思いますけれども、ただそういった希望をする事業者がいれば、村が積極的に橋渡しをしていくというようなことは当然村としてできることであります。そういったところが、企業が出てきていただければ大変あ

りがたいなど、こんなふうに思っております。

このことは、まさに観光と農業の連携をうたっている中でも当然可能性としてはあるわけであります。あらゆる業種を通じてともに連携ができるように、そんな仕組みができることなら一番望ましいなど、こんなふうに思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 私どもは、前の公社にいたときは夏山って、冬は全く雇用の範囲が少ないというようなことでなかなか難しかったんですけども、企業同士があるいはまたそこへ行政がちょっとお手伝いをすることによって、大分流れが変わってくるものもあるのかなと、そんな気がしておりますので、ぜひその辺につきましては今後検討をしていただきたいなと思います。

それから通勤圏の関係、通勤圏を拡大するような形の中で松本市、上田市等では三才山トンネルあるいは新和田トンネルの有料トンネルの割り引きチケット等が研究されているようでございますけれども、白馬も通勤エリアっていったら、長野も今は含むのかなっていう気がしているんですけども、中条のところにありますそういった割り引き等に対する考えについてお伺いをしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今の長野に行くところのトンネルの通行に関してという質問だろうと思います。実は、このことについては通勤、通学、それから病院に通うという人たちに対して一定の時間を区切って料金割り引き制度が県のほうから示されておりますので、それに従って近いうちに実施できるような庁内検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 正直言って割り引きチケットを販売するには、村民対象じゃないと難しい面もあるのかなと思って、今聞いたんですけども、ぜひその辺のところも考慮しながら、ぜひ通勤圏を拡大するような、そんな前向きな姿勢で取り組んでいただけたらと思います。

それから、2番目の新少子化対策についてということで一村では非常に難しいものがあるというようにご答弁をいただいたんですけども、いずれにしても今から手を打っていかないと、なかなかもう人口が減ってどうにもならないというときには遅いんじゃないかなと思うんです。その方法は必ずしも国で出している方策がいいとは言い切れませんが、ぜひ村長さんの答弁にもありましたが、今後国は今現在、GDP総生産の1割近くを子育てに充てているということで、これを近い将来倍にしたいというような考えもあるみたいでありますので、ぜひそういったものに注目をしていただきまして、何とか白馬で生まれて、ここで育ち、ここで働けるような、そういった環境を広めていただければと、そんな思いをしております。

それから、世界水準の関係でございますけれども、これは非常に白馬、小谷、大町ですか、このエリアの中でうまく動くことになると、非常に広域化になって誘客にもつながってくるんじや

ないかな、非常に期待をしているところでございますけれども、一応何と申しますか、ここでのようにして雇用も当然生まれてくるのかなと、そんな気もしているんですけれども、ぜひそういった雇用等を考えてほしいなというのと、それからやっぱりお客様の受け入れ施設を充実していくということは非常に大切なことでもあります。ところが、村民もやっぱり利用しやすく、活用されてこそ、やっぱりいい施設と言えるのではないかなと思います。村民が利用しやすい方策をぜひ考えていただきまして、そういったものは喜ばれ、活用し、そしてお客様を迎え入れられるような、そんな施設の検討をぜひしてほしいなと思っております。

一応何と申しますか、雇用の関係でございますけれども、今年役場のほうでも人事採用等があったわけでございますけれども、この辺について。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、あと1分切っておりますので。

**第8番（太田 修君）** 10分ですね。1分、1分。

**議長（横田孝穂君）** はい、1分。

**第8番（太田 修君）** ということで何と申しますか、村の職員というものはやっぱり住民サービスが非常に大事になってくると思います。そういう中でやっぱり顔見知りということがね、非常に有効な手だてになってくるんじゃないかなと思います。そんな中で広報で、例えば新入社員の紹介をしたりとか、あるいはその地区に入って消防等いろんな地域の活動に貢献しながらそういった任務を果たしてもらえよう、そういった何と申しますか運びと申しますかね、そういった指導をぜひしていただけるようお願いしたいと思います。終わりですか。

**議長（横田孝穂君）** はい、間もなく終わりでございます。その後ですね、先ほどの太田議員の質問の中で答弁漏れがありますので、それについてお答えいたしますので、答弁をいただきたいと思っております。答弁を求めます。

**第8番（太田 修君）** はい、よろしく申し上げます。

**議長（横田孝穂君）** 平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 信州大学の山岳科学総合研究所の関係でありますけれども、一応協定につきましては18年に5年間の協定で結んでいます。よって現在は協定が切れている段階であります。

一応前の資料を見ますとですね、当時里山に適した花植物とか雪崩発生の危険性をそれぞれの専門的知見の解説とか、あと白馬山のカドミウム濃度の関係、あと八方尾根の自然研究の登山、この植栽に関してですね、研究をちょっと調整、協議をした経過はありますけれども、結果的にはですね、どうなったかはちょっと今のところ申し上げることはちょっとできませんので、よろしく申し上げます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間が終了いたしましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

第8番（太田 修君） どうもありがとうございました。

議長（横田孝穂君） ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（横田孝穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番、津滝俊幸です。それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。今回は何点か、4項目ですか、4項目ございまして簡潔な答弁のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず、防災についてでございますけれども、先週からこの白馬もですね、梅雨に入ったということで、非常にこれから災害が発生しやすい時期になってくるわけです。昨晚も非常に集中的に雨が降ったりというようなところで、河川の氾濫等心配されるところでございます。

質問内容についてご説明させていただきます。災害は忘れたころにやってくる。備えあれば憂いなしなど、防災についての格言があります。白馬村も地域防災計画のもと防災活動を実施しているところでございますが、しかし、記憶に新しいところで東日本大震災において自治体の機能が壊滅的になったときに自助、共助、公助がうまくかみ合わないと、大規模広域災害後の対策がうまく働かないことが認識されました。

政府は災害対策法を昨年度改正し、自助、共助に関する規定を追加しました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進観点から、市町村内の一定の区域内の居住者及び事業者（地区居住者）等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。これは、本年4月1日から施行ということになっているようでございます。これに伴い以下のことについてお伺いをしていきたいというふうに思っています。

1つ目として、白馬村では地域防災計画が整備されていますが、計画は毎年検討をされて修正を加えているかどうか。また、地区防災計画を整備していかなければならないが、現在の進捗状況はどうなっているか。

2つ目として、各地域において自主防災組織がございしますが、有事の際にはしっかりとそれらは機能するようになっているかどうか。その装備は十分かどうか。また、観光客への対応はできているのか。自主防災組織のない地区への対応はどのように考えているのか。

3つ目として、平時、発災直後、災害時、復旧時、復興期と各段階において、広域市町村や県、国との連携はとれているかどうか。

4つ目として、村民に地域防災計画等の周知はされているかどうか。

5つ目として、土砂災害や河川の氾濫等の避難勧告、避難勧告の判断、伝達の方法のマニュアルはできているかどうか。

6つ目として、職員は防災計画に基づき、風水害や地震対応の行政サイド側の訓練はできているかどうか。

7番目として、消防団の無線の免許期限がもうじき切れるようでございますが、その後はデジタル化が義務づけられています。基本方針の策定は今後どうしていくのか。

以上、防災関係に関するものについて、お伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員からご質問をいただいておりますが、多岐にわたっての質問であります。できるだけ簡略にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず最初に防災についてお答えをさせていただきます。

1つ目の地域防災計画と地区防災計画の整備についてのご質問であります。災害対策基本法には毎年検討を加え、必要があると認めるときは計画を修正しなければならないとされています。現在の防災計画は、平成11年に作成以降、平成17年に一部見直しをして以来修正は行っておりません。平成24年度に修正作業を行いました。修正案について県に事前協議をしたところ、相当数の手直しが必要となっているため、再度見直しを行っているのが現状でございます。

地区防災計画につきましては、これまでの防災計画は国レベルの防災基本計画と市町村レベルでの地域防災計画を定め、それぞれの立場で防災業務を実施をしてきたところであります。しかしながら、東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携なくして災害対策が円滑に行うことができないうことから、災害対策基本法において自助、共助に関する規定が追加をされました。これについては、津滝議員も今の質問の中に十分おわかりのことだと、このように理解をしておりますけれども、東日本大震災において地震、津波により行政機能が麻痺した経験を受けて、市町村単位の地域防災計画のみならず、市町村内の一定エリアの居住者や事業者が自発的に行う地区防災計画制度が新たに創設をされました。

地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として白馬村防災計画に規定する方法と、地区居住者等が地区防災計画の素案を防災会議に提案をする2つの方法が考えられますので、白馬村防災会議でご検討いただきたいと、このように考えております。

2つ目の自主防災組織についてのご質問であります。現在、自主防災組織が立ち上げられている地区は、どんぐり、エコーランド、青鬼を除く26地区となっております。それぞれの組織においては有事に備え、自発的に避難訓練や初期消火訓練などを実施していただいております。自主防災組織立ち上げの際に策定した会則や担当業務などに従い、有事の際には共助により活動いただければと思っております。現在、自主防災組織が結成されていない地区につきましては、引き続き結成に向けて働きかけを行ってまいります。

村では自主防災組織の防災資機材の購入に対して、白馬村自主防災組織防災資機材購入費補助

金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その額は購入費の2分の1以内で、限度額を基本額3万円と世帯数に500円を乗じて得た額を通算3回まで補助するというものでございます。当該補助金の利用状況につきましては、既に3回の限度数を終了している地区が平成26年度当初で7地区、2回のところが7地区、1回のところが8地区、未利用のところが4地区という状況であります。今後、ある程度この補助金を活用いただく時点で、既に限度回数に達している自主防災組織についても、交付をすることとしております。

観光客への対応であります。地理不案内等の理由から情報が少ない、あるいは得られないため、的確な防災活動がとれないということが想定をされますので、まずは観光業者により初期対応をしていただきたいと思います。村では、関係団体と連携を図りながら、道路標識や案内板等の整備、災害時の観光客収容施設の検討、観光客を交えての防災訓練の実施を進めていきたいと考えております。

3つ目の災害時等各段階における関係機関との連携体制についてのご質問であります。県では県内全市町村で長野県市町村災害時相互応援協定を締結しており、被災市町村に対し応援活動を行うこととしております。この協定は、被災市町村独自では十分に被災者の救援や応急措置が実施できないときに応援をいただけることになっております。大北ブロックが被災した場合は、北信ブロックから物資の提供やあっせん、人員の派遣、児童・生徒の受け入れを行っていただきます。そのほかにも生活に密着した各種サービスの提供を図るために、県内の飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業など12の生活衛生同業組合と県が支援に関する協定を締結しております。

長野県外市町村との状況につきましては、平成8年9月2日に姉妹都市である静岡県河津町と災害時応援協定を締結しており、この協定では食料、生活必需物資、必要な資機材の提供、被災者の救出、医療物資の提供、車両の提供、職員の派遣などが定められております。

4つ目の村民への地域防災計画等の周知についてのご質問であります。現在はしておりませんが、防災計画の見直しがある程度の段階になれば、パブリックコメントを経て公表をし、有事の際には確実に機能する防災計画となるよう周知に努めてまいります。

5つ目の土砂災害や河川氾濫等の避難勧告の判断、伝達方法のマニュアルについてのご質問であります。白馬村の避難情報にかかわる発令の判断基準で避難勧告が発令される条件は、近隣で溪流付近に斜面崩壊やはらみ、擁壁や道路等にクラックが発生するなどの前兆現象が確認されたとき、また降雨量と土壌雨量指数、今後の降雨予測を総合判断し、危険と判断した場合に発令をすることとしております。このときの降雨量や降雨予測は長野県及び気象庁、国土交通省が観測をしている雨量や水位の情報をもとにしている長野県砂防情報ステーションホームページから情報を得ています。長野県砂防情報ステーションでは、5キロメートル四方で区分した領域ごとで判断することが可能となっております。

伝達的手段としては、ケーブルテレビやホームページ、防災行政無線や広報車によるアナウンス、戸たたき伝達のほか、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIの携帯キャリアからエリアメールの送信が可能となっておりますので、それらを活用して行いたいと思っております。

6つ目の職員は防災計画に基づき、風水害や地震対応の行政サイドの訓練についてのご質問がありますが、昨年はどんぐり地区を会場に、姫川砂防事務所と合同で土砂災害に対する全国統一防災訓練を実施しました。この際には、一部のメンバーでしたが、災害対策本部を立ち上げ、災害に対する対応のシミュレーションを行っております。今年は10月上旬に長野県地域防災計画に基づき、大町市運動公園を主会場に防災関係機関と地域住民が相互に連携して、各種の防災訓練を総合的に実施する計画であります。大北地域に緊急・災害情報メールが配信されますので、より多くの地域の皆様に参加していただきたいと思っております。

7つ目の消防団無線の免許期限後、デジタル化が義務づけられているが、基本方針の策定状況についてのご質問であります。白馬村消防団で使用しているアナログ無線は、使用期間が平成28年5月31日までとされており、デジタル化に移行せざるを得ない状況にあります。

現在、携帯タイプの無線33基所有しておりますが、デジタル無線の携帯型移動局は1基約50万円という高価なものであり、また秘匿性を確保するため厳重な保管が必要となっております。よって、所有数は減少することになりますが、消防団の連携を確保するために、特定小電力のトランシーバーなどを用いてそれを補完していければと考えているところであります。

防災計画については、以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。多岐にわたってですね、お答えをいただきましたが、今ここにも私、持っているんですけども、白馬村地域防災計画、実はこれ自体がですね、私正直言っていることを知りませんでした。議員のロッカーの中にこれは配付されているよということで見させていただいて、こういうことがしっかりできているのかなということで、やっぱりこういうものですね、村民にしっかりと伝わっているかどうかということが一番大事なのかなというふうに考えます。

そして、そういう中で初めて自主防災組織というものもこの役場のほうと、本部のほうと連携を取りながら有事の際にはしっかりと機能していくと。国が言っている自助、共助、公助というところが、そういうところにしっかりとこれから生かされていかなきゃいけないのかなということだと思います。そういう中で地区防災計画ということをしつかりとこれからつくっていきなさいよということで、総務省の中にも防災、地区防災計画のガイドライン的なものがもう既にでき上がっていますので、ぜひ行政側のほうからもですね、しっかりと、これは地域だけではなくて、会社組織もしくはアパートというか集合住宅、そういうようなところでも、こういったものをつくっていくということができるようでございますので、ぜひしっかりとこういったものを活

用していただきたいなというふうに考えます。

それから、災害発生時、災害が発生する前にやっぱり人命をしっかりと救助をしていかなきゃいけないということで避難勧告ということが当然あるわけですが、記憶に新しいところでは昨年の大島の土石流のときにはですね、避難勧告が遅くなってしまって、住民が土砂の中に生き埋めになってしまったというようなことがあったようでございますけれども、このところはちょっとお伺いしたいなというふうに思っているんですが、いわゆる災害が起きてから災害対策本部というのをつくるのか、もう予測されているときに災害対策本部を立てて、避難勧告とかそういったものをしていくのか、その辺のところについてはどういう見解なんでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** どの時点で災害対策本部を立ち上げるかということだろうと思います。

まず、避難勧告の判断基準は先ほど村長が述べたとおりなんですけれども、議員さんもお存じかと思いますが、伊豆大島の災害で大きな人命が失われたということでありまして、それ以前にも異常豪雨によって大変な被害を及ぼしたというようなことで、昨年から気象庁では特別警報という情報を出すようになっていきます。これは気象データをもとにして、今後数時間後に大きな雨量が降りますよ、テレビで流れたと思うんですけれども、直ちに身の安全を確保してくださいというような警報が出ます。当然そういう警報が出れば、その時点で災害対策本部を立ち上げることになるだろうと思いますし、例えば地震予知連絡会のほうから糸魚川静岡構造線上でマグニチュード幾つの地震が起きそうだよというようなことが出れば、それはその時点で直ちに立ち上げるということになるだろうと思いますので、そういった情報をもとにして立ち上げる場合と結果として大きな災害が出たときに、当然のことながら災害対策本部を立ち上げるということになると思いますので、それはそのときの状況判断になるだろうと思っています。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ぜひですね、行政のそういった一番大事なところは村民の生命と財産を守るといって一番基本な部分だと思っています。その判断基準で非常に難しいところだと思うんですけれども、そこを見間違わないようにとか、しないようにですね、していただきたいなというふうに思います。

それからですね、先ほどの地区防災計画というものが、つくりなさいよということで、国のほうから指導があるということなんですけれども、一番は自主防災組織がない地区をどういうふうにしていくかということだと思うんですね。以前も私ちょっと聞いたことがあるかなと思うんですけれども、区へ未加入もしくは区を立ち上げていない地区というのは、白馬村の中に結構あるわけで、こういうものを1つの防災というものを1つの基準に考えて、ぜひこういうものをもうつくらないと、自助なので自分の身は自分で守ることがまず1つ大事なことがありますから、そしてもし災害が起きてしまったときに、どういった人たちが中心でそのコミュニティー

をちゃんと維持していくかと。もっと言えば行政がしっかりと機能しないときもあるわけですね、そういうときに自分たちでどうしなきゃいけないということが第一位にあるわけですが、このときにですね、国が助けてくれるとか県が助けてくれるとか、村が何かしてくれるとかというふうに思ってみても、これはだめなことなので、そこはもう今の何もない平常時にですね、きちんと行政サイドでしっかり指導をしていくべきだというふうに私は思います。

そして昨日ですが、その予算の中にですね、地域の活性化策として2, 200万ほど予算案が上がってきていますが、そういった地域のためにもそういったものを使いなさいというようなことをしたらどうかというような、昨日話がありましたけれども、こういったことにですね、今言うような、この防災のものも活用しながら地域の中に自主防災組織もしくは区をしっかりと立ち上げる、行政区を立ち上げるというような指導的な考えというか積極的にという意味ですけれども、そういったお考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員おっしゃられることは、まさにそのとおりだと思っております。防災だけを考えるのではなくて、とにかくこの地域づくりをしていく上での自主組織の立ち上げで未加入世帯の解消ということは、もう防災にまでつながってくることでありますし、地域間の連携についても関連が出てきますし、例えば独居老人等あるいはご家族の方々が災害に遭ったときに救出をする、その対象となる人に対して情報提供を求めても、個人情報だからというようなことで大変その扱いに苦慮をしているところも見受けられます。民生委員の方にも先頭に立ってやっていただいていますけれども、常に最終的な救助に携わるのは消防団員であり近隣の皆様ということで、私自身もこれは見解でありますけれども、こうした災害のときにやはり個人情報よりも、例えば救出を優先させるような、そうした住民相互の理解をきちっとやるのが大事ではないかなと、そんなふうに思っておりますので、自助、共助、そして公助につながる部分というのは、もう言われて久しいわけでありましてけれども、そういう自助、共助が今もってなかなかご理解をいただけないということについては、行政として今後もその取り組みを推進できるように進めながら頑張っていきたいと、こんなふうに思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ぜひ、こういう国からおりてきているものも上手に活用しながらですね、ぜひつくっていただきたいなというふうに思います。それ以前にですね、本来できていなきゃいけない組織だというふうに思います。冒頭にも言ったように、災害は忘れたころにやってきます。そのときにですね、何も対策を打っていなかったじゃないかというふうに言われないうちにですね、行政サイドがきちんと対応していただきたいなというふうに思います。

それからもう1つ、防災についてお伺いしたいんですけども、観光客の対応だと思っております、白馬村の場合。観光立村ということで、今は非常に閑散期で非常にお客様が少ない時期なん

ですけれども、例えば季節によって、またはその時間によって夜起きるのか、昼間起きるのかで全然その災害の内容、対策が変わってくるかなというふうに思います。そういうものにしっかりと順応するような形の計画をつくっていくべきだというふうに思うんですけれども、観光客に対しての例えば避難所ですとか、そういったようなことが、先ほど幾らかちょっとお話はありましたけれども、対策は考えているというような話がありましたけど、具体的にどうなんですかね。さっき外国人の話もあつたりなんかするんですけど、具体的にその辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 観光客に対する災害時の避難所については観光局の中でも、またお宿の皆さんからも出ていることは事実であります。今言われましたように昼間の事故の発生時には索道事業者がそれなりに実際に動くことができます。夜に起こった場合にはお宿の人が動いても、お宿の人だけではとても対応はし切れないというようなことがありますので、この災害時にどう対応していくかというようなことは、やはり何よりも活字にしてマニュアルをつくっておくというような方法に加えて、今後避難する場所、そういうものへの説明もできるような対策を今後考えていかなければいけないだろうということも、今話題になっているところでもありますので、そうしたことに沿って検討をし、観光地でありますので、観光客がそうした災害に遭うというようなことは、なくすことを大前提とした取り組みを進めていくことをしていきたいと、このように思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** やっぱりですね、想定外とかいうような東日本大震災の後、よく政府の高官の人たちが使っている言葉ですが、想定外だったとかっていうような話がありますが、私は白馬村の場合は観光で飯を食っている村でございますので、想定外というのはあり得ないと思っています。しっかりそういうことをですね、常日ごろからきちっと考えて対策を考えていくというのが大事なことだと思います。それはとりもなおさず行政のリスク管理ということにかかわってきますので、ぜひ21年度からまだいろんなところを差しかえをしていないというような話が答弁の中でございましたので、早々にですね、その内容を精査していただいて、きちんとした対応ができるようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、次のほうの質問のほうに移りたいということでよろしくお願ひしたいと思います。道路網の整備並びに新幹線延伸に伴う大糸線についてでございます。高規格道路の早期事業化は白馬村民の二十数年来の悲願であります、いまだルートすら決まっていません。期成同盟会もできたことですので、村内ルートだけでも早期に決定すべきと思いますが、その考え方はありませんか。

また、国道148号線、406号線、県道33号線など主要道路についても、高速へのアクセ

スや幅員、交通渋滞の緩和、夜間走行のトラックの騒音など対応策の十分な状態とは言えません。

また、乗降客が減少の一途をたどっている状況の大糸線ですが、今後新幹線延伸に伴い、その状況はさらに深刻となる様相です。特に南小谷、糸魚川間は過去にも廃線の危機がありました。行政サイドとしてその対策を考えているか伺います。また、関係機関への要望、実情についても伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 2つ目のご質問であります道路網の整備並びに新幹線延伸に伴う大糸線について、地域高規格道路の村内ルートを早期に決定する考えはと。さらに大糸線の対策として関係機関への要望はどうかというお尋ねであります。

まず、道路網の整備についてのご質問でありますけれども、津滝議員ご指摘のとおり地域高規格道路松本糸魚川連絡道路につきましては、同盟会が設立されてから20年近くが経過をいたしております。この間、事業主体である長野県では仮称であります安曇野北インターチェンジを起点とする安曇野北ルートを最適とするルート案の提示、起点から大町市街地南までの間の概略ルートの検討が進められてまいりました。

長野県では、起点側ルートの確定が最優先事項として本年3月までに、起点から大町市街地南までのルートを発表する旨、2月県議会の一般質問で答弁をしております。

その後、関係市町村から国土交通省へ高瀬川河川敷内への道路築造に関する要望がなされ、河川管理者である長野県において、その適否等検討を行うこととなり、さらなる時間を要することとなったことからルート発表は行われず、現在に至っております。

この間、本村におきましては、白馬商工会が事務局を務められた松本糸魚川道路建設促進実行委員会による村内アンケートの実施と、その結果をもとに平成23年12月に村議会へ村内ルートをJR大糸線より東側とする旨の陳情がなされ、採択されました。

昨年8月30日には、松本糸魚川連絡道路白馬村建設促進期成同盟会を設立し、設立総会に出席された宮澤県議会議員、竹内大町建設事務所長にJR大糸線より東側をルートとすること、村内区間の早期調査、区間指定申請を行うこと等を要望をしたところでございます。

村内ルートの決定につきましては、地図上でのルート策定は可能ではあるものの、地質状況等の把握がされていない、机上のルートとなってしまいます。とはいえ、この道路計画を一步でも進めるためには、机上案であっても長野県へ提示できるルート案の原々案となる案を持ち合わせることも必要かと考えますので、村同盟会事務局等に原々案を検討させたいと考えております。なお、原々案の公表につきましては、案がひとり歩きすることを一番危惧しますので、公表に関しましては慎重を期してまいりたいと考えております。

次に、国道148号、国道406号、県道33号、白馬美麻線の整備と騒音問題についてのご質問であります。県道33号線南谷地地籍から大左右地籍間の道路改良工事が、長野県が国の

交付金を活用し、平成30年度までに事業期間とした1,100メートルの道路改良が昨年度から着手されており、本年度は約150メートルの工事が実施され、国道148号は継続事業であります歩道設置工事約250メートルと、南小学校から約460メートルの車道の舗装工事が実施される旨、説明を受けております。

通行車両の騒音解決につきましては、車両の通行ルートが大きく関係してまいりますが、舗装技術面での方策もあろうかと思っておりますので、その旨の要望をしてまいりたいと考えております。

次に、新幹線延伸に伴う大糸線についてのご質問であります。1997年に開業した長野新幹線は、長野県に大きな効果と新しい時代をもたらしました。これを大北地域として見ると、県道31号長野大町線と33号白馬美麻線という当地域と長野市を結ぶ道路があり、2次交通ともいえる特急バスがあったからこそ、長野新幹線による恩恵といえますか効果を大いに享受できたのではないのでしょうか。これを来年3月に金沢まで延伸する北陸新幹線に当てはめて考えますと、新たに開業する北陸新幹線糸魚川駅と当地域を結ぶ国道148号線、JR大糸線が極めて重要な位置づけにあると考えられます。

このような考え方は、大糸線沿線自治体共通のものであるといえます。昨年10月28日には長野県や新潟県、松本市から糸魚川市までの沿線自治体と商工会で構成します大糸線利用促進輸送強化期成同盟会と糸魚川市と白馬村、小谷村の行政、議会、商工会、観光協会等で構成する北陸本線等利用促進協議会が大糸線の経営存続について、北陸新幹線金沢延伸運行開始に伴う大糸線との利便性の高い連結について、JR東日本リゾートトレインの南小谷糸魚川間の乗り入れについて、JR西に要望をしておりますし、去る5月30日にも糸魚川市と大町市、白馬村、小谷村、朝日町の連盟で北陸新幹線糸魚川駅開業に向けた鉄道の利便性向上について、同じくJR西日本に要望をしたところでございます。

今、取り組みの経過については以上でございます。道路網の整備並びに新幹線延伸に伴う大糸線については、以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。高規格道路についてはですね、他の議員も何回か質問をしておりますし、そのところについては今回は割愛させていただきますが、いずれにしてみても先ほどの防災のところにもちょっと立ち返る部分もありますけれども、この3本の道路しか白馬に入ってくる大きなルートはないんですよね。これが例えばフォッサマグマのところでもって地震が発生してしまうとですね、非常にここは孤立しやすいようなところになってしまうということで、そういうこともやっぱり大事なことなので、そのところは未来志向でぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それからあと、先週ですか、朝日町の議員さんたちとですね、毎年交流をしているんですけども、白馬岳の直下にですね、トンネルを掘って、長野市から白馬を経由して新川地区へ、富山

市のほうの地区ですけれども、新川地区へ直線で約、この直下26キロだそうでございますけれども、そこにトンネルをあけて日本海の往来を促進しましょうというようなことを二十数年来行っているわけです。これについてはですね、富山県側のほうが高規格道路をとというようなことで計画をしていて、そのところが3ルートほどあって、その中でまだほとんどが富山のほうは決まっていないからというようなことで棚上げ状態になっているというようなお話だったかと思えます。

長野県側もしくはこの白馬村のほうの側についてですね、こういったものの働きかけというのは、県へ対してどのような形で行っているのか、そういうようなことを考えるとですね、県道33号線をもう少し、非常に交通量も多くなってきましたので、もっと今よりも国道並みに格上げしていてもいいんじゃないかというような考え方もあるんですけれども、そんなようなことはお考えの中にはございませんでしょうか、いかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** この新川広域との連携については、当初は小谷村、朝日町だけでやっていたわけでありましたが、私の記憶では私が、亡くなった丸山芳充議長のときに、この朝日町との協定を結んで、トンネル構想を協議をしたときがまず先だったと思います。それ以降、朝日町の議長と戸隠、長野市議会へ要望をしたこともございます。大町、長野市の朝日町と結ぶことは大賛成。しかし、富山県側で3ルートほどの構想があり、そして大町へ出てくるということになれば、長野市としては大町ではなくて白馬、白馬じゃなくて大町とかというようなことは非常に問題を起こしやすいというようなことから、トンネル構想については賛成をするけれども、とにかくトンネルの位置については富山県側で整備をしてほしいと。整備というか調整をしてほしいということで、富山県側がそれぞれのルート構想で綱引きをしてきたというのが現状であろうかと思えます。

私どもの富山県側に伝えたのは、その構想には賛成ができるものの、当面もう松本糸魚川高規格道路の推進を図っている状況の中で、その話を持ち出すのは大変難しいということを申し上げて、朝日町議会、新川広域圏の皆さんもその辺は理解をしていただき、今後に備えて今度は観光振興等の交流も続けながら、そのトンネル構想ができるには交流を深めていこうということで今継続中というふうに私は理解しております。

今後も富山県側がルート的一本化をしていただくことになれば、また動きも出てくるかなと、こんな思いもしているところであります。どっちにしても新幹線の延伸によって、いい影響も出る場所もありますし、また悪いところも考えられますので、今の同盟会を利用しながら、より多くのお客様がお越しいただけるような環境整備、道路整備をしていく必要は十分感じておりますので、今後は改良と同時に向こうのルートの整備もできてくるというのが一番望ましい状況でありますけれども、その辺のところは難しいところではありますが、阿部知事もこの道路について

は積極的に取り組んでいくという姿勢を出しておられますので、我々はそれを信じながら取り組みを一緒にしていくこと、このように。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** そのところは未来志向でですね、やはり昔から日本海側は裏日本という言い方をしたんですが、そこに新幹線が今度2本通ってくるというようなこととなります。道路もですね、高速道路が2本、関越と上信越という形でも通っていますので、もう1本ですね、何とかそちらのほうに通していただけるような運動をですね、積極的にかけていったほうがいいかなと私は思います。

ちなみにですね、大糸線のことをちょっと交通関係で最後にお伺いするんですけども、1987年の年にですね、1日の乗降客を見るとですね、松本南小谷間で5,779人ぐらいだったんですが、おとしです、2012年でいきますと3,329人ということで、半減してしまっていると。特に大町南小谷間に関してはですね、2012年は733人というようなことで、もう全体の中の3分の1ぐらいになってしまっています。

それから、JR西日本のほうの全国の利用の少ない路線というのがあるんですけども、その中のケツから3番目、ワースト3というふうに言ってもいいんですが、大糸線の南小谷から糸魚川間ということに今なっているようです。以前ですね、災害によって大糸線が寸断されてしまって廃線の危機がありまして、地域住民の皆さん、行政関係を含めて廃線にならないようにして、みんなで努力して今つながっているというような状態なので、ぜひ今後ですね、そうならないように行政サイドのほうも運動を何かしらの形でしていただければよろしいかなというふうに思います。時間の関係で、次の質問のほうに移りたいというふうに思います。

Y a h o o !との連携についてでございますが、日本一の検索サイトY a h o o !の研修施設として旧ノルウェービレッジが賃貸され、それを契機に白馬村とさまざまな連携を模索していくというような流れになっておりますが、現在その内容と進捗状況についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 3番目の質問でありますY a h o o !との連携について、その進捗状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今年1月に旧ノルウェービレッジの賃貸借契約を締結して以降、同社より地域貢献として、白馬村と連携した事業の実施について申し出をいただき、大変ありがたく、またその効果について期待をしているところであります。

村としましては、4月に庁内の若手職員を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、ヤフーとの連携事業について内容の検討に着手をいたしました。その後、ヤフー側とプロジェクトチームとの間で検討を進めた結果、ITを活用した観光事業、教育支援事業、そして電子商取引いわゆる

eコマースを活用した特産品などの開発、販売事業の3事業について連携事業の候補として絞り込みをいたしました。具体的な事業内容につきましては、まだご説明できる段階にはありませんけれども、今後関係者の皆様にも呼びかけをし、ヤフー担当者を交え、事業ごとに分科会を設置して、個別に事業内容を検討してまいりたいと考えております。

大企業との連携につきましては、何分本村にとっても初めてのことでありますので、今後どのように展開していくのか予測できない面もありますが、お互いによりよい効果をもたらされるよう努力をしまっている所存ですので、何とぞご理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

ヤフーとの連携については以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含め、あと12分です。質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 我々議員側のほうにはですね、さきの全協の中で連携、協定書という言い方があるのかどうかちょっとわからないですけれども、そういったものが締結を前向きにしていきたいと思いますというような決定事項ではないんですけれども、そういうようなニュアンスで私は捉えているんですが、そういったような締結書というか、そういったものというのはつくったというか結んだというか、ことはあるんでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 協定書については現在結んでおりません。それを一応ヤフーとの協議の中でですね、問題等ある中で現在の段階では協定書は結んでおりません。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 相手は民間企業ですし、こちらは行政ということなので、当然何とかなかなか、言葉だけでいろいろ物事が進んでいくわけではないとは思いますが、また何もその書面で書いていないから何も進まないとかってということじゃないと思うんですけれども、その辺のところはきちんとですね、先ほどの災害のところでもそうだったと思うんですが、協定書なり何なりを結ぶべきだろうというふうに考えます。

それからEC事業、eコマースをやるということで、村のほうは考えているというお話でございましたけれども、その前にですね、ヤフーさんのほうでは公共料金の決済、特にふるさと納税とかっていうものに関しては非常に積極的に動いているかなというふうに思います。

また、公共料金の決済の際にですね、ヤフーの場合はTポイントというのを活用して、例えば東京都なんかはヤフーのサイトを使って車の自動車税の納付をするとですね、Tポイントがたまるといったような形もとっているようでございます。そして、徴収率を上げているというようなことを伺ったりなんかもしているわけですので、ぜひちょっとその辺のところはですね、公共料金の決済等については、どういうふうに考えているかお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** eコマースの関係については、現在ヤフーと協議している段階でありますけれども、ヤフーとはですね、現在あるものじゃなくてですね、白馬村と何かできないかということで協議をしている状況であります。現在、ヤフーのできるものについてはですね、村としてもそこへ取り入れていくことは当然だと思いますので、ふるさと納税とか特産品に結びつくものについてはですね、積極的にやっていきたいと思っておりますけれども、現在、そのチームとして協議しているのは、今までやっているもの以外ということでご理解いただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** そういう課題解決という部分の中での取り組みというのは、当然あってしるべきだと思いますが、やっぱり既にもう効果を上げている事業というか、そういったものもあるんで、それもあわせてですね、検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、後半のほうで申し上げたTポイントの関係ですが、これもですね、若い人たちの普及率は非常に高いです。8割ぐらいがもうカードを持っているというような今、時代でございますので、中で持っているヤフートラベルとか本村に関係のある業態は種々あるというふうに私は考えますので、そういったものの活用も今後検討していただければというふうに思います。

そして、最後の質問のほうに移りたいというふうに思います。4番目として第4次総合計画の後期計画についてでございます。平成27年度を目標とした総合計画が本年も含めて、あと残すところ2年でございます。未達成の政策や事業が多々ありますが、今後2年間でどのように精査して展開していくかお伺いをします。

また、次期計画でございますが、第5次総合計画の策定準備については、今はどのような状況になっているかお伺いをしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員の最後のご質問であります第4次総合計画後期計画についてのご質問にお答えをいたします。

この後期計画については、本年度中に計画に対する庁内の内部評価を実施したいと考えております。次に、その結果をもとに今後新たに就任をいただく予定の計画審議委員の皆様から外部から見た客観的な評価をいただき、なぜ施策や事業が後期計画で達成できなかったのか、その要因を掘り下げて分析していただいた上で、その結果を新たに策定する第5次総合計画に反映させていきたいと考えております。

次に、第5次総合計画の策定準備についてでございますが、スケジュール的には秋口を目途に計画審議委員の公募を開始する予定であります。また、年末までに住民向けのアンケート調査を実施し、平成27年度末にかけて計画策定の作業を進めてまいります。

なお、計画を作成するに当たっては、地域の実情に沿ったより実効性の高いものにしていきたいと考えております。また、次期計画では計画の遂行状況を評価できるように具体的な数値目標

を入れ込むことも考えております。

計画の策定に当たっては、策定作業に携わっていただく計画審議委員の皆様や議会の皆様のご協力が必要不可欠でありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、総合計画については、これで答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。

**第2番（津滝俊幸君）** 残り時間は。

**議長（横田孝穂君）** 5分です。

**議長（横田孝穂君）** 津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** この総合計画というのは、行政の一番背骨の部分に当たるところだと私は認識しています。いろんな施策をそれぞれ事業を展開していく上で、最終的に立ち戻るところがこの総合計画かなと考えておりますので、非常に重要なポジションを行政の中では持っているというふうに思います。

さっき、実効性の高いような形に計画をつくっていくというような話を答弁をしていただきましたけれども、よくある話なんですけど、アンケート調査っていうふう言いながら、結構住民からいろいろ求められているものがそのところにきちんと反映されているかどうかというと、なかなかそうでもないような気がしますし、公募と言いつつも実はいわゆる各種団体の長であったりなんかするんですけれども、実務者レベルでのやっぱり話というのも大事なかなというふうに思います。そういった意味で実効性というのは出てくるんじゃないかなというふうに考えますが、いずれにしてもですね、大事な施策をつくっていく上での背骨になる場所ですので、きちんとした形で展開できるように準備を怠らないようにしていただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。質問はございません。

**議長（横田孝穂君）** 質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

先ほどの太田議員への答弁について訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 先ほどの太田議員の信州大学の山岳科学総合研究所の関係でありますけれども、18年に協定し、5年というお話で今現在それで終わっているというお話をしましたが、23年12月に再協定を結びまして、23年のときにですね、村として何点か一応提案した経過があります。ただ、それが一応現在連携までにつながっていない状況であります。

現在では研究所の所長鈴木さんでありますけれども、事務事業評価の委員として村全体の事業に対しても評価をいただいている状況でありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

**第6番（太田伸子君）** 6番、太田伸子でございます。本日は白馬高校の平成26年度在校生の人数が5月1日をもって147名に確定したことにより、長野県教育委員会から出されている高校再編の対象校となってしまいました。このことは白馬村、小谷村両村にとって大きな問題であります。私は過去にも何回か白馬高校について質問をしておりますが、今定例会一般質問をこの白馬高校存続についてだけをお伺いしたいと思います。

まず1番目として、地域校としての白馬高校の存在する重要性について、村長のお考えを伺います。

2番目に現実、高校再編の対象校となって、来年度は県の募集は1クラス募集になってしまいますが、白馬、小谷両村で1クラス募集することは可能でしょうか。

3番目に、ソチオリンピックに白馬高校の卒業生、在校生を合わせて5名もの選手を輩出し、この選手たちを目標に練習を重ねている小学生、中学生のためにも白馬高校を高校再編の対象校から外すためには、どのような地元の努力、熱意が必要なのでしょうか。

まず、通告させていただきましてお伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員から白馬高校の存続について、3つの要旨でお尋ねをいただいております。それぞれ関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思います。

もう今、議員おっしゃられたように白馬高校は2年連続して160名を切る状態となってしまいました。平成25年度が155名、平成26年度が147名と5月1日付で生徒数の確定がされました。昭和38年4月1日に県立高校になって以来、約5,500名の卒業生を送り出しています。平成5年に白馬高校を育てる懇話会が設立され、それ以降さまざまな場面で懇話会が主導して白馬高校の直面する諸問題に立ち向かってまいりました。

平成24年度から生徒数が減少する中で、魅力ある、そして特色のある白馬高校を育てるために、白馬高校を育てる懇話会の中に魅力づくり検討委員会を設置し、委員長には宮澤県会議員にご就任をいただき、現状の白馬高校をどのような取り組みをすることで存続が可能なのか、2年間で11回にわたる会議を開催をしましてまいりました。結論として2クラスを維持して、1クラスを普通科、1クラスを観光学科とする、2つ目に寮を整備して、全国規模での募集を可能にするというものでございました。この要望の前提としては、2年目の平成26年度に160名を超えるという目標のもとでの要望であったわけでございます。

しかしながら、平成26年5月1日で全校生徒数が160名以下で、かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない場合の再編基準を2年連続して下回ったことで私どもの要

望は白紙となり、要望をしていた事項を再度検討して白馬、小谷両村の要望をまとめ上げていかなければならない状況になってしまったということが実情でございます。

インバウンド事業の成功と冬季観光を中心とする外国人居住者の増大、あわせて国際社会の交流も盛んになり、インターナショナルの感覚を持った若者の育成が急務となってきております。地域経済の牽引者として社会に出てからでも白馬のよさをアピールし、村の運営に携わる人材の育成のためにも、また地域から仕事と生き方を学べる場としての高校教育の充実の1つの方法として進路に応じた中での教育を望むものであります。

さらに、スキースポーツを中心とした人材育成と山岳国際観光都市を目指す当地域における人材育成の推進に関しても、白馬高校が及ぼす地域経済への効果ははかり知れないものがあると考えております。

本年2月と3月に実施をされましたソチオリンピック、パラリンピックに白馬村、小谷村から7名の選手が出場されましたが、このうち4名は白馬高校の卒業生と1名は現役の生徒であります。これらの選手へ白馬村、小谷村からエールを届けるために大会期間中パブリックビューイングを実施して、村内外から大勢の観衆に見守っていただきました。白馬から出場の選手への応援や報道の紙面等からも白馬高校の存在が大きく取り上げられました。この経済効果は計算でははかり知れないものがあると考えております。

さらには、地域高校の必要とされる理由は、卒業生が白馬村、小谷村に就職、勤務され、現在まで地域を牽引してきているという実情がございます。高校の建物がなくなるだけではなく、白馬村、小谷村の全ての源として白馬高校が果たす役割は大変重要であると考えております。

来年の募集については、現在ルールに抵触しておりますのでキャンパス化、統合、募集停止のうちから選択ということになるわけでありましてけれども、白馬高校を育てる懇話会からはこれらの3つ以外の1学年2クラスを要望をしているところであります。しかしながら、この要望の実現に向けては大きなハードルがあるというふうに考えておりますし、大きな決断をしなければいけないときだと、このようにも捉えております。

長野県教育委員会との話し合いでは、経営と運営についても知恵を出しながら協力をいただきたいというお話が伊藤教育長からも出ております。ぜひ、白馬高校が生き残る方法を皆様とともに考え、知恵を出し合いながら努力をしまいる所存でありますので、議員各位にもぜひご協力をお願いをしたいと思うところでございます。地元によき目標の先輩がいることが次代を担う青少年に向けての大きなアピールになると信じており、今後もその目標に向けた取り組みを行うことが大変重要な要素になると思われるところであります。議員各位はもとよりでございますけれども、村民の皆さん方もこの白馬高校の存在の必要性を十分理解をいただき、存続に向けて村民一体となって白馬、小谷両村の村民が一体となって存続に向けてご協力をいただくことをお願いをしたいと思うところでございます。

以上で、白馬高校の存続についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 村長を初め教育委員会の皆さんは、まだこういうことを聞くのかというふうにお思っていると思います。白馬高校の存続、再編のことにしましては何年も前から懇話会、それから魅力づくり検討委員会が開催され、いろんなところで協議をしてきたわけですが、村民の皆さんとか保護者の皆さんにはなかなか伝わっていないというところがあります。

先日、5月の28日に信濃毎日新聞が大きく、白馬高校存続か再編かという記事が書かれています。その記事を受けて、いろんな方が白馬高校がえらいことになっているねとかっていう声が聞かれました。私たちにとっては今さらなのっていう感じがあったり、去年の秋ですか、村民大会を開いたり、いろんなことをやってきたつもりでしたけれども、まだまだ一般の方には知られていないというところがあります。

少し前なんですけど、白馬高校へ通わされているお母さん、それから今、中学生、小学生のお子さんをお持ちの保護者の方たちとちょっと懇談会を持ちました。やはりその方たちには一般質問をするに当たって、白馬高校の現状というものも知ってもらいたいし、皆さんの意見を聞いてみたいというところで集まっていただきました。そのときにお母さんたちもやっぱり白馬高校の環境が整っているならば、もちろん経済的な面、何を考えても白馬高校へは通わせたい、そういう意見とか、それから今スキーをさせているんだけど、白馬高校がどうなるのかで今後、子どもたちがスキーの面をどういうふうにご指導を受けられるのかとか心配されていました。そのときに白馬高校へ通わせている、また卒業させたというお母さんから白馬高校ってよかったよ、白馬高校はこんなところがよかったよとかってというのが、いろいろ聞かせていただきました。生の白馬高校のよさとか評価の声だと思って、これから通わせようとしている中学生、小学生をお持ちのお母さんたちにも、そういうことは聞いたことがなかったわっていうふうな意見も出ました。

村の教育委員会にお伺いしたいんですけども、こういう生の声を白馬中学や南北小学校のお母さんたち、保護者会などで白馬高校のよさを伝えるような、そういう集会などはされているのでしょうか、お伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横川教育長。

**教育長（横川宗幸君）** 今、太田議員のほうから白馬高校のよさ、そういうものが中学生や小学生、そちらの方々に伝わっているかどうかというようなご質問でございますが、この件につきましては、昨年も魅力づくり検討委員会を開きながら検討をしてきた経過がございます。その中でやはり同じような話が出てまいりまして、実際に白馬高校の高校生から後輩のみんなによさを伝える、そういうことを実際にしていく、そんな形で中学生には周知をしてきている、そんな状況である

かと思えます。まだ小学生の部分については、そこまではちょっと至っていないというところがございます。よろしくをお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 毎年秋に白馬村社会福祉大会というのが行われるんですけども、そこで白馬高校生の在校生の方が5月の連休などを利用して東北の災害に遭われたところへボランティア活動に行っています。そのボランティア活動の何というんですか、活動の発表というのをスライドとかを使って発表をしてくれています。そういうのを見るたびに高校生らしいボランティアをしてくる、またそのボランティアをしてきた子どもたちのその声というのが、とてもたくましくたのもしき若者に育っているなというのがいつも感じます。そういう子どもたち、今、教育長もおっしゃったんですけども、中学生のところへ行って、そういうことをやってもらうとか、白馬高校のアピールというのは、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

今年ですが、白馬中学卒業生86名中24名で28%、小谷中学は33名の卒業生のうち6名が白馬高校へ進学、進学率は18%。160人を切っても地元の中学から白馬高校へ行っていれば今回の抵触にも触れていないのが、50%ということはもうとんでもない、この今の28%、18%という数字から見ると、とても遠い数字のように思えますが、もともと86名、33名という母数が少ないですので、パーセントを上げるというところはもう少し上がると思うんですけども、このような進学率が低いというところ、中学生から余りに白馬高校へ行っていない要因というものは把握されていますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横川教育長。

**教育長（横川宗幸君）** 実際に白馬高校の生徒であります、スキーをされている生徒についてはある程度の大学のほうでも入学ができていいる現状であるかと思えます。なかなかスキー以外の生徒については大学のほうの進学という数字についてはですね、厳しいところがあるというところがございます。そのようなことから、実際に中学生のほうでもスキー以外で大学を選択する生徒については違うところを選択している、そういう形になっているのではないかと私のほうでは思っております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 県教育委員会が具体的な協議を続けていただけるというふうな姿勢を見せてもらっている今ですが、この新聞記事にも期限は設けないとしても、7月ごろまでには白馬、小谷としての経営運営形態にも踏み込み、知恵と努力により新たな方向性を見い出さなくてはならないというふうに書かれています。

両村から新たな提案がなければ、県のルールどおりの3個、つまりキャンパス化、統合、廃止の中から選ぶこととなります。魅力づくり検討委員会で答申された観光をメインとした方向性というものを変更するという事は今まで検討して、その方向で要望書も出しています。再編に触

れているので、この要望書はまずもう一度考え直さなければいけないところに来ているんでしょうけれども、1クラスで今、教育長がおっしゃったように普通クラスだけでは、スキーをしていない子どもが大学へ行くのはなかなか難しいとおっしゃいます。もう1クラスの募集を考えたときに、語学力の習得を第一に考えた新しい国際学科のようなお考えはないでしょうか。村長のお考えになる2クラスの案というものは、どのようなものでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをさせていただきます。まず最初に白馬高校が地域高校としてそれぞれの場で活躍をしているお話がございました。社会福祉大会で生徒たちが東北へボランティアに行ったときの、その状況のお話も私もお聞きをいたしました。そしてまたインターハイのときに学生たちが当然その運営に協力した、その姿が大きくテレビに取り上げられて放映をされたということもございます。しかし、ここで白馬高校がなくなったときには、インターハイの開催も十分難しくなってくる、どちらかといえばできないというような状況を迎えることになるわけであります。

また、地域貢献の大切さを学校自体も十分認識し、中学校への出前講座等々大変努力をしながら、この再編基準に抵触をしたがために3つの選択肢の中から、どれかを選ばなきゃいけないというようなことで結論を出すことは、私は大変残念なことだと思っておりますし、この白馬高校を卒業した皆さんはもとより白馬、小谷両村民がこの白馬高校をなくしてもいいというような思いを持っている方はいないというふうに私は思っております。

私はそれほど地域高校としての白馬高校の存在を大きく捉えているわけであります。私自身もこの白馬高校を育てる懇話会、そのときに応じて一特色ある地域高校として、育てる会としてどう対応をしていくのか検討を重ねてきている中で、生徒数が160を割ってしまうということは正直想定をしていなかったところであります。この最低限の160名は守っていかなければいけない、工夫をすれば守れるというような思いで私は出口保障を考え、それぞれの大学との折衝もしてきたところでありますが、そうしたことが状況の変化により再編というような話になれば、やはりこの高校を存続させることが何よりも大事だというふうに方向転換をしながら、今育てる会はもちろんであります。その他の組織である検討委員会の中でも相当議論をさせていただいて結論を出したところでありますが、幸いなことにこの再編基準にのっとってキャンパス化になった中条高校、そして犀峽高校、この2校も基準にのっとってキャンパス化になったわけでありますけれども、白馬高校の場合はまた違った状況にある白馬高校、すなわちソチオリンピックに5名の選手を輩出するというような国内においてもスキーにおける名門高校だということ、そして今後のスキースポーツのためにもぜひとも必要だということ、さらには国際交流がこれだけ進んできている中で、そのもととなる語学の問題等についても白馬高校へ通っていれば、この3年間で会話は十分できるんだというような教育方針、そうしたもろもろのことが

考えられると同時に、私はやはり白馬村、小谷村が今後山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりを目指していくという中で人材育成、そして語学力をつけるにも、その拠点となるものは白馬高校だと、このようなふうに捉えております。

したがって、白馬高校の存在は何としても守っていかなければいけない、県教委もそうしたことから白馬高校の存在意義は十分認めているけれども、再編基準という1つの基準がある中で、その基準を守りながらも地域の皆さん方の思いをぜひ県教委のほうにも伝えていただき、受け入れ、運営にも地域として参画をしていただきたいと、その提案もぜひお願いしたいと、そういうことになれば県教委としての円卓会議の中で検討をしていきたいと思います、こういうことになっておりますので、全て一挙に解決ということにはならないにしても、我々の白馬、小谷両村民の思い、願いが県教委に通ずることによって、検討がさらに深まるということが大いに期待をされるわけでありますので、その方向に向かって私も努力をしていきたいと、こう考えておりますし、また議会の皆様方にも、この存続に向けて反対をされる方は私は基本的にはおいでにならないんじゃないか、そうした議会の皆様方のバックアップ、そして村民の皆様方のバックアップがあれば、私は県教委も必ず我々の要望に応じてくれるだろうと、こんな大きな期待をしながら今後取り組んでいきたいと、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 現在、白馬高校は2クラスですので、法定割り振りの教員数というのは15名おられます。現在体育の先生の数も3名おられるんですけども、キャンパス化になってしまった場合の1クラスということになると、法定割り振りの教員の先生が8名になってしまいます。多分体育の先生は1名になってしまうというところだと思います。

私は今、白馬村スキークラブに所属しておるんですけども、クラブで小学校、中学校、高校と一貫した指導で子どもたちの選手育成強化というところに力を入れています。白馬高校が地域校として残っていかなければ、スキー産業を営むこの白馬村の中で白馬村の宝である子どもたち、選手を指導するというのはどこで受けたらいいのかということも悩めるところになってくると思っています。

先ほど来、白馬高校と言えばスキー部、スキーというふうな形で出るんですけども、やはり普通科、それから観光学科においてもある程度レベルの高い生徒さんを育てるということも2クラスになるとできる、1クラスであればなかなか何というんですかね、レベルに合った指導というのができないというところがあると思うんですけども、もしスキーなどのスポーツの指導というのは、もし1名とかになればどのようになるのかというのを教えていただけますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 法定の人数ということで15名が8人になってしまうということで、体育を教える先生は基本的には1名でしょうということでございますが、現在ス

キーの引率あるいはスキー部の引率に1名行くと、通常の体育の授業ができなくなると。そうなるとうスキーの引率のほうをスキークラブにお任せをするとうような形になってきてしまいますと、選手のエントリーの問題とかそういう細かい部分の問題も、今までスキーを軸とした先生方がいらっしやったおかげである程度自由にできた部分が制約を受けるうような形、あるいはミスが生じるうような形で選手が大会にも出られないとうようなことにもつながってくるとうふうに懸念はしております。

ですから、なるべくたくさん先生の先生に残っていただける、あるいはその加配も含めて来ていただけるうようなことを今後も力強く推し進めていく、あるいは県の皆さんにもお願いをしていくとう方向が必要ではあるとうふうに考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 大事なところですので、ぜひ県の教育委員会の方々にもその辺をしっかりと伝えていただきたいと思ひます。

さきの第1期再編計画で大町高校と大町北高校が2016年度に大町岳陽高校として統合されます。しかし、大町市に高校が1校あることになります。2校あったところが1校になるんですけども、1校が残ります。しかし、白馬高校がこのまま県の再編をただ受け入れてキャンパス化になった場合、この白馬、小谷において高校がなくなってしまうとうことになります。このうような事態になったとき、白馬の地域として、この教育的なところではなく、経済的なところにもとても影響が及んでくると思ひうんですけれども、白馬の地域の弊害というものは村長はどのうにお考えになっていますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 白馬高校がなくなった場合の地域に与える影響とうことだと思ひますけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、さらに詳しく言えば、商店の売り上げにも影響をしてくるでしょうし、そしてまた生徒の駅の乗降数が少ないとううようなことになれば、その行く先には白馬駅の無人化とううようなことにもつながることが思ひの中ではありません。ぜひ、そういうことはなくしたいとう思ひで、少なからず生徒が乗降しなくなるとううようなことになれば、私は地域にとっても大きな損失だと、こんなふう捉えております。小さなことではまだいろいろ影響が出てくる部分もあるだろうとううふうには考えておりますので、ぜひそういった影響がないうような形で存続をすることが大事なことではないかと、そんなふうには思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** まず白馬高校がなくなるとうう前提をお聞きするとうのは、とても失礼なことで、今は残そう、残すとううか先日も村長が存続をさせるとうう言葉は余りにも前向きではない、魅力をつくって、子どもたちが来たい高校をつくりたいとううふうにおっしやいました。

存続が危ぶまれるようなところに生徒が来るのかっていうふうな、そういう話題にもなりそうになってはいけないと思いますので、私も白馬の高校に子どもたちがぜひ来たいなというふうな学校をつくっていきたいと思います。

先ほど観光学科を中心とした国際的なクラスを1クラスあればいいなというふうに申し上げましたが、やはりこの地域は今いろんな外国の方がお見えになって住んでいただいたり、また先ほどの同僚議員の中でも出ましたが、居住されている皆さんがたくさんおられます。生きた外国語がその辺にいっぱいあるんですから、その方たちにもご協力をいただいた形で白馬高校へ来れば、みんなが外国語が普通に話ができる、外国人の方を見ても気おくれすることなく、いろんな子どもたちが楽しく話をしているというような明るい村を目指していきなというふうに思っています。

先日、再編の話が今度6月の14日の日に白馬高校の将来を考える会ですか、開かれます。議会の中でもいろんな意見を出そうというところで、そういう懇談会を開きました。同僚議員の中で再編の対象校となってしまった今、白馬高校を残すためには財源の許す範囲で投資をすることは、これからの白馬村のためには惜しまないと発言されていました。私も全く同感であります。

平成30年からの第2期再編計画というのが県のほうでもこれから策定されていくそうですが、今第1期のように長野県中が160人以下という、そういう再編の基準、中央集中型になりやすいようなこの再編から、地域の現状に合ったこういう基準になるように期待するということはもちろんであります。今抵触に触れているというこの白馬の中で、これまでの先ほど村長もおっしゃいましたが、これまでの白馬高校のスキー競技などの功績や今までの村長の存続への熱い熱意、それからこれまでの魅力づくり検討委員会からの答申を受けての要望活動などが県の教育委員会にも伝わっているからこそ円卓会議を開いて、これからもう一度協議をしてみようじゃないかというふうにおっしゃっていただけたと思っています。県教育委員会という相手がある、相手の考えもあることで、村長のお考えだけで結論の出る問題ではないということは承知しております。しかし、先頭に立って、この問題に向かっていたいただかなければいけない立場におられますので、いま一度この地元子どもたちが、また全国から白馬高校に進学したいと思えるような高校にするための熱意というものをお聞かせいただければと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私の思いを申し上げる前に、魅力づくり検討委員会で検討した要望書を県に提出をしまいましたが、県のほうとしても、また白馬高校の存続に向けて検討をする、県と向かい合って会議のできる組織をつくってほしいということが白馬高校の将来を考える会という名称になって第1回目の会議をやったわけでありまして。これから2回目、3回目と進んできますけれども、私はもう何回も申し上げるとおり白馬高校を今の現状のまま存続をさせてほしいという方針には変わりはありません。

そして、2クラス編制の中のカリキュラムの問題については専門的な立場で話をできるほどの知識を持っておりませんが、特色ある地域高校、魅力ある地域高校、そのことは白馬高校へ行かなければ、このことは学べない、白馬高校へ行ったからこれができる、やはりそうやって目的を持って集まってくる生徒を全国から募集できる、そんなシステムを今後存続していくには必要なことだと思っております。何はともあれ白馬高校が大勢の生徒に望まれる、そんな高校づくりの中には学力を上げるということも大きな問題の1つであろうと思いますが、当然そういうことも考えながら、これから県教委との打ち合わせをきちんとしていきたいと、こんなふうに思っているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** その先日の懇談の中で村民大会のときでしたか、白馬高校の存続の署名をしたかどうかという意見が出ておまして、そのときには時期とかいろいろなことがあるので、待っていてくださいというふうな回答が上からのお話だったというふうに、出ておられた保護者の皆さんもそういうふうにおっしゃっていました。保護者の皆さんも何か熱意が示せるなら、そういう活動があるならぜひ協力したいということもおっしゃってくださっています。

7月には一応の方針というか検討結果というんですか、そういう提案を出すというところで、もう署名運動というのは遅いのでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 確かに署名運動もその時を得たタイミングを見ながら出していきたいということをお願いした記憶はあります。まだ我々の白馬高校の将来を考える会と教育委員会との折衝の中でなかなか結論を出すには難しいねと、もうちょっと検討しましょうというようなことになってくれば、その出すタイミングもおおのずと変わってくるところがあるかと思っております。そういうことで、決して要望書を含めたものをもうやめるというような考えではございませんので、時によってそのタイミングを見計らって、村民の皆さんにお願いをするということはあるかということだというふうに考えています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 私も何回か前の時には、白馬高校を育てる懇話会というのにも出させていただきました。それから魅力づくり検討委員会にも出させていただいたこともありました。そこへ行ったときには必ず役職のある方たち、もちろん教育に関しても学識もある方たちが集まっておられますが、その方たちが県の教育委員会の方たちと折衝をしていただくには、もちろんそういう方たちで検討していただかなければいけないというところもあります。

ただ、白馬高校へ行くのは生徒であり、行かせるのはその保護者であります。その方たちも大変熱意を持って、この問題には関心を持たれています。ぜひそういう方たちの熱意も伝えながら、伝わるような方法をまた教えていただきながら、白馬高校存続へ向けてみんなで頑張っていきたい

いと思いますので、よろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** 質問終わりました。

**第6番（太田伸子君）** はい。

**議長（横田孝穂君）** よろしいですか。

**第6番（太田伸子君）** はい。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員の質問がありませんので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時52分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番、日本共産党加藤亮輔です。よろしくをお願いします。今回は2項目の質問をいたします。

まず初めに、少子化が続く中、現在の9,000名の白馬の人口をどのような対策を実行して維持させていくか、この少子化問題は当然経済問題も絡みますが、子ども、若者が定住できる、子育てしやすい村にするための質問をしたいと思います。私のほうで皆さんに資料を配っておりますので、資料1番をちょっと見てください。この資料は国立社会保障人口問題研究所が全国の自治体の将来人口推計を出したものです。白馬村は現在9,050名ですが、10年後の25年には8,437名、20年後の2035年には7,572名になると推計されています。また、5月の8日に日本創成会議がつくった人口推計、これは特に子どもを産み育てることができる女性がどのように変わるかということで、女性の20歳から39歳を抽出して出したものです。白馬村は2010年には1,001名の20歳から39歳の方がいます。それが30年後には549名、また何も対策を講じなければ、489名に半減すると推計されています。

一番下の表は白馬村の第4次総合計画を抜粋したものです。これで見たいのは年少人口、ゼロ歳から14歳までの子どもたちの推計がどのように変わったかを考えてみたいと思います。この第4次総合計画をつくったときは、ゼロ歳から14歳は1,395名いました。来年の目標として1,200名、190名ぐらいの減少に抑えようという形で第4次総合計画の目標をつくりましたが、しかし、来年の目標年度前に既に1,072名と、323名も減少しています。そして、この上の社人研が推計した10年後の子どもの数は898名、20年後は556名という本当に背筋が寒くなる推計です。このような推計をもとに以下、4問の質問をしたいと思っています。

1 番目は、白馬村でも少子化問題を意識し、子育て支援の事業が行われていますが、子ども、若い婦人に対する政策が部署ごとにばらばらで対応しています。子育て支援の先進自治体は、その基本となる子ども条例、児童憲章などをつくり、出産から義務教育まで系統的に事業を行っています。部署も統一されています。特に、岩手県の遠野市のわらすっこ条例の理念と子育て支援の取り組みは大いに参考になります。また、今年から鳥取県では県を挙げて子育て王国とっとり条例をつくって、強力に進めています。白馬村でも村の宝である子どもを地域で健やかに育て支援し、子どもの権利を尊重する白馬村子ども条例を制定すべきと思いますが、ご見解をお願いします。

2 番目は、村の事業で18歳までの子どもの医療費の無料化を実施していますが、県が自動給付方式を採用しているため、一度は窓口で現金を払わなければなりません。村で行っている無料化の制度が損なわれています。村長は県に対して現物給付方式、つまり窓口無料化制度を採用するように県へ要請すべきと思いますが、ご見解をお伺いします。

3 番目は、これは読売新聞を抜粋したんですけど、山梨県の早川町では5年前の2011年から学校給食無料化事業、それから小中学校の教材無料化事業、それから保育園の給食補助金などを実施しています。白馬村でも子育て支援の現状を考えたり、それから小中学校全体に行き渡るためにもこの小中学校の給食費の半額補助を実施してはどうかと提案したいんですが、見解をお伺いします。

4 番目は、2010年度から政府が支給を決めた就学援助金の新3項目、これは生活に困窮している人たちの教育費を助けるための制度ですけれども、そこに新たに3項目、項目を加えました。でも、白馬村はこの3項目についての実施はしていませんけれども、なぜ実施しないのか見解を伺います。

よろしくお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 加藤議員からは、2項目にわたってのご質問をいただいております。

まず最初に、少子化が進行する中での村づくりについて、1つ目の白馬村子ども条例を制定しないかのご質問でありますけれども、国では質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連3法が平成24年8月に制定され、この子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートすることとなり、本村でも制度に対応するための各種事務手続を進めており、関連する白馬村子ども・子育て支援計画の策定も本年度既に動き始めております。

加藤議員のご質問のように、村の宝である子どもを健やかに育て支援をすることは当然ではありませんけれども、当面はこの計画策定を最優先し、子ども子育て支援センターの充実を図り、村、保護者、子育て支援団体、村民の役割などを定めた条例の制定につきましては、今後において研

究を重ねてまいりたいと考えております。

2つ目の福祉医療費の給付に関し、現物給付方式を採用し、窓口無料化とするよう県に要請すべきとのご質問でありますけれども、まず、福祉医療制度については長野県下でも各市町村において独自の運用をしており、特に子どもに対する給付の対象範囲は自治体によって異なっております。

本村においては昨年度から対象範囲を18歳まで拡充し、医療費負担の軽減に取り組んでいることは既にご案内のとおりであります。こうした中、ご質問をいただいております現物給付方式による窓口無料化につきましては、受給者の立場では一時的な金銭負担がなくなるというメリットがありますが、村の立場でその課題を検証し、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目として、窓口無料化により医療機関にかかりやすくなり、医療費の増加を招く一因となりかねない点が指摘されております。国におきましても医療費増加に伴う国民健康保険国庫負担金の配分上の公平化を図るため、現物給付方式を採用している市町村に対しては、この国庫負担金が減額措置をされております。

2点目として、現物給付方式を採用した場合、健康保険組合などがそれぞれ独自に支給している、いわゆる付加給付部分が支給対象外となり、その部分を福祉医療、市町村において補填をしなければならないことになってまいります。つまり、現物給付方式の場合は現行の自動給付方式に比べて財政負担が大きくなることが懸念されるため、その採用を県に対して緊急に要請しなければならないといった必要性は、現状ではまだ感じてはいないところでございます。

なお、県に対しては町村会を通じ、福祉医療にかかわる県費補助の対象範囲、乳幼児、通院は小学校就学前まで、入院は小学校3年生までを拡充するよう要望しておりますことを申し添えさせていただきます。と思っております。

3つ目の給食費の半額補助についてのご質問でありますけれども、早川町は人口1,175人、児童38名、生徒28名の町であります。子育て環境の充実を町政の最重要課題と定め取り組みがされております。医療費補助、保育所給食費の2分の1補助、学校給食費の無料化、小中学校教材費無償化と子育てに重点を置いた取り組みがされているところは承知をしているところであります。

白馬村学校給食では、白馬北小学校と白馬中学校の2校を共同調理場、南小学校は自校方式で給食を提供しております。共同調理場は、南小学校調理場とも老朽化しており、施設整備が急務かと思っております。給食費については共同調理場、南小学校を合わせて4,000万円を超えており、半額助成とすると、それだけで2,000万円必要となってまいります。白馬村子育て支援策を総合的に考える中で、今後検討をしてまいりたいと考えております。

4つ目の就学援助費新3項目をなぜ白馬村は実施しないのかとのご質問ですが、加藤議員ご指摘の新3項目はクラブ活動費、生徒会費、PTA会費かと思っておりますが、これらを就学援助

費給付要綱に入れている近隣自治体は大町市で、他の町村は盛り込んでおりません。

しかしながら、この3項目は生活保護法による教育扶助等を受けている者を除くことになっており、ゆえに実際の支給対象となる者はなく、今までにも支給された事例がないということであり、今後も事例は出てこないと思われ、現行で対応できるとは思いますが、要綱に入れることを検討してまいりたいと考えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

以上で、少子化が進行する中での村づくりについての答弁を終わらせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 答弁いただきました。もう1つ資料をつくったものをちょっと見ていただきたいんですけど、資料2を見てください。今、子どもたちがね、どういう状態かというところをちょっとまとめてみました。

1つは長野県の教育委員会が小学校、中学校はどれぐらいのお金を学校へ払っているかということ、長野県の教育委員会がまとめたものをここに記載しました。ここに書いてあるように、白馬村と松川、池田、ちょっと比較するために載せましたけれども、小学校の場合、大体子ども1人8万3,333円使っていると。それ以外にPTA会費なども、これ別枠で支払っています。

それからもう1つ、この下の表は文科省が出した資料ですけれども、学校以外に塾とかそれから家庭教師とか、それからそろばん学校とかそういうところのお金がどれぐらい子どもたちは使っているかという、これは表です。これは全国平均ですけれども、大体小学生の場合1人20万8,575円使っておると。また中学生になると28万2,692円使っているということなんですよね。

先ほどの給食費の問題を言いましたけれども、ここの上の欄のところに白馬の場合の給食費、25年のときは2,591万3,000円と、それから中学校が1,591万9,000円使っているということです。これを半額にするということは、先ほど村長が言ったように2,000万、2,100万ぐらいですね。この補正予算でも2,500万の補正が出ると。要は49億円の白馬村の予算をどこへ使うかと。先ほど少子化の推計を見せましたけれども、子どもの数はどんどん減っていく。そういう中で要は村の存在そのものがやっぱり脅かされてくる状態、今9,000人いますけれども、この白馬村で6,000、5,000ってなると、もう村自体が成り立たなくなる。白馬村の国土の保全も、それから限界集落が出てきたり、それからそういうところの保全がもう見られない、災害を早期に摘み取ることができないと、いろいろな問題が出てくると思うんですよね。

だから今やるべきことは、この48億円の予算を本当に精査しながら、子どもたちのために使えないかということで、提案としては給食費を半額にしたらどうかと。これだと全生徒に行き渡るから、公平だと思って提案したわけなんです。このことについては本当に真剣に考えていただきたいと思えます。

福祉医療費の問題ですけれども、先ほど村長は村の窓口を無料化にすると医療費の増加につながるんじゃないかという答弁でしたけれども、隣の群馬県の大澤知事は、こういうぐあいにこの制度を取り入れて発言しています。県民が安全で安心できる環境を守ることが県政運営の最も基本であると。また、医療費の過度の依存や時間外診療などは増加すると懸念されていたけれども、子どもの健康状態が改善され、前年比92.7%と減少したという報告が、これは群馬県の県議会で発言しているように一概に増加するというのではないと思うんですよね。やはり、子どもはいつでも病院へ行けるという状態になっていけば、安心感が働いて、そんなに子どものことですからどっちかという病気を隠すというのが子どもの性質ですから、むやみに病院へ行こうなんてことはあり得ないと思うんですよね。だから、こういう制度をつかって、増加すると思っただけでも、減ったという事例があるんですよね。だからこういうぐあいに、やっぱり窓口を無料化して、安心・安全な体制をつかっていくというのも大きなやっぱり子育て支援策の柱だと思うんですけど、この辺、村長のお考えをお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 子どもたちというか、白馬村の全村民が安全・安心で生活できる環境づくりの必要性は私もそのとおりだと思っておりますが、今、群馬県の例を出されましたけれども、まだまだそれが悪いという意味ではなくて、実際にそうした制度を導入するということになれば、まだいろいろな面から検討をする必要があろうかと、このように思っているところであります。決して子どものためにいろいろな支援をすることは決して反対をするものではありませんけれども、子どもの支援策については、いろいろな面でも総合的に考えていく必要もあろうかと思っておりますので、この問題についても決して提案そのものに反対するものではありませんので、検討とともに、向かって検討はさせていただきたい、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 次に、就学援助金の問題についてちょっと伺いたいと思います。これも資料をちょっとつくりましたので見ていただきたいと思うんですけど、3番の資料はこれは白馬村のホームページに出ているものを転載しました。こういう形で就学援助金制度があって、援助をしていますよということを村民にお知らせしているということです。その横に書きましたのは先ほど言いました文科省が就学援助金事務処理要綱という形でクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費も含めなさいという指導がなされておるといのが現状です。

先ほど大町市はちょっとPTA会費についてはやっているという答弁がありましたけれども、これ調べますとね、やはり北海道をちょっと、一番進んでいるんですけど、北海道の自治体は大体半数の自治体は、この3項目を含めた支給を行っています。だから、白馬村の近隣で松川、池田はもちろんやっていませんけれども、子育てするなら白馬村というような、そういうアピールをするんだったら、やっぱり率先して長野県で先頭を切って少しこういうことをやっていくと。

これをやれば当然一般財源の持ち出しが増えるということは重々承知だけれども、いわゆるさっき言った予算の使い方をそういうふうに変えていくというような気持ちで質問したわけです。村長の気持ちの中に、白馬村をやっぱり子育てしやすい村にしていくんだというのは、この2回の選挙の中の公約でも大きな柱だったと思うんですね。だから、そういう心意気をこれからもまだ選挙がありますけれども、示すためにもそういう姿勢をとってもらいたいと思います。その辺の子育てしやすい村づくりという具体的な施策の柱があれば、一言お願いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私が元気な子どもの創出というタイトルで最初の村長の就任のときの公約に挙げていたと思います。したがって時はたちましたけれども、その基本的な考えは今でも変わっているわけではございません。たまたま幼稚園の時代に対する補助金等も新設をすると同時に大幅な値下げをしたというようなこと、さらには統合の問題、それから未満児の拡充の問題だとか私はそういう点では相当手を打ってきたつもりであります。ただ全体的に見れば、まだまだそれで子どもたちが十分な環境が整っていると、子どもを育てるなら白馬村でというような加藤議員ご指摘の域には達していないかもしれませんけれども、できる限り子どもたちの教育の場面は村としても相当な予算を使っていかなければと、こんなふうに思っているところでありますし、全体予算の中で教育に係る費用は要するに一番多いわけでありまして、ですから、その内容も精査をしながらということは当然必要でありますけれども、全体のバランスを考えなければいけない部分も当然出てくるわけでありまして、個々に見た場合に白馬村が突出して学校教育、子どもの教育に手を抜いているというような状況ではないと、このように思っておりますけれども、白馬村の全体予算を見ると当然目先ではなくて、やはり10年、15年先の村づくりを目指しての予算の編成も必要になってくるわけでありまして、ぜひその辺のところは加藤議員にもご指摘をいただいておりますけれども、またご提言があればお出しをしていただければと、こんなふうに思っております。

1つつけ加えますけれども、やはり子どもの数が増えるための政策、施策を考えていくことが何よりも大事だと思っておりますので、そうした面では個人に、生徒一人一人への補助金もさることながら、お子さんを持った新しいやっぱり村民が大勢来てくれる、そんな村をつくることも1つの方策だというふうにも考えられますので、ぜひそうしたことについてのご提言もいただければと、こんなふうに思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 白馬村が学校教育に手を抜いていると、そういうことは一切思っておりませんから、その点はちょっと始めに言っておきます。

先ほどの資料の続きですけれども、資料3を見ていただいて、白馬村の就学援助受給者の数をここにちょっと書きました。白馬村の場合、2012年、平成24年のところを見ていただけれ

ばいいと思うんですけども、小学校で31名、それから中学校で20名と51名の方が援助金を受けています。これがどうなの、多いのか少ないのかというところを、その隣に長野県比較、それから全国比較を載せました。それで見ると全国では白馬村の場合は7.05%の受給者割合です。それが全国は15.69%、長野県でも10.74%という子どもたちが受給しておるといのがこの表です。

なぜ、白馬村はこんなに少ないのか、この原因について2とおりくらいちょっと考えられるんですけども、1つはこの制度の教宣の仕方、保護者が全てこの制度を知っているのかどうかという問題があります。そこで、この就学援助金制度を小学校、中学校でどのような形でこの制度のあり方、使用方法などを教えているのか、保護者にお知らせしているのか、ちょっとお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** ただいまのご質問でございますけれども、毎年各家庭に通知を申し上げます。基準となる一覧表もお配りを申し上げて、該当する方には提出をいただくという形で全保護者のほうにお配りをしてございまして、上がってきたものを支給しているという形でございます。

当然支給するには、教育委員会のほうでもそれなりに審査をしまして、支給の要綱に当てはまったものにつきまして支給をさせていただいているということでございますので、よろしくお願いたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 保護者に連絡していると、説明しているという話だけでも、保護者には直接話をしているんですか。それとも生徒にチラシを渡して、これをお父さん、お母さんに見せなさいという形でやっているんですか。それはどちらでしょう。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 通知につきましては直接保護者に手渡しているわけではなく、生徒が保護者に渡して、内容を記入していただくということで通知してございますので、お願いたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 今の子どもにチラシを渡して、就学援助制度というものが親御さんが理解できるかどうかという問題がやっぱりあると思うんですね。

4番目の資料を見ていただければいいとおもうんですけども、これは埼玉県の蕨市とそれから大阪府の四條畷、それから茅ヶ崎市のホームページから記載したものですけれども、1つはその制度の内容がどういうものかということの説明と、もらった父母の方が私は受給できる権利があるのかなのかというところが一番知りたいところだと思うんですね。白馬村の場合はこうい

う制度がありますよという形でお知らせするだけで、その住民はその権利があるかないかというところが全然見えてこないんですけれども、この蕨市と以下2つの町では家族が2人の場合、幾らぐらいの年収の人はこの制度を使えますよと、そういうことはきちんと明細されています。そうすれば、私たちの年間所得がどれぐらいだから、私の場合はこれが適用できるという形で申請も多くなると思うんですがね。だから、そういう形で住民の方にもっともっと広く告知をすることがこの制度を広める、白馬村は7%で全国は15%と、調べれば大阪は大体25%ぐらいが対象者で、4人に1人は就学援助制度を使用して子どもの学力向上にとか、そういうものに使っているんですよ。そういう丁寧な告知をするお考えはありませんかどうか、これは村長にお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 村長の立場としてお答えできることは、全村民に丁寧な周知の徹底を図っているということは、これに限らず全てにそうあるべきと思っておりますので、この件についてもわかりやすい丁寧な説明が必要だと、このように考えます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 今、村長のほうから丁寧な説明を行っていったほうがいいという答弁をいただきました。実際問題、先ほどから示したように7%の受給者、それから全国的に見れば15%と。やはりいろんな制度がありますけれども、同じ国に住んでいて東京はこの制度が使える、白馬村は使えないということは、あつてはいけないと思うんですがね。だから、東京であろうが白馬であろうが日本の法律で決められた制度を有効に使って、それが、まして子どものためになるんだったら、どんどん使ってもらおうという形をとってほしいと思うんですがね。

だから、再度、こういう教宣をし直して今、小中学生にもう一遍考えてもらおうという、再度チラシを配るようなことを行ってもらえるかどうか、お聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 議員ご指摘のとおりであると思えますし、また村長も丁寧な説明ということでございますので、チラシあるいはその通知の中にですね、きちんと使えるもの、それから基準をですね、明記してあるものは現在も入れておりますけれども、それがわかりやすくお手元に届けられるようにしていきたいというふうに思います。

それから、同じ制度で白馬が少ないというようなお話でございますけれども、全体的に見て生活保護世帯の数が少ないということは言えるのではないかなというふうに分析をしておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 今、生活保護世帯が少ないからという答弁がありましたけれども、ただ白馬村の場合、就学援助資金は生活保護世帯の基準は何倍でやっているんですか、お示してください。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 平成26年度の認定基準といたしまして、生活保護法に定める最低生活費の1.2倍以内ということで行っておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 今、白馬村は1.2倍というような答弁でした。実際問題、この資料4を見ていただいても、各市町村2人の欄を見ても支給をできる権利の年収額がばらばらだということがお気づきだと思うんですけども、要は生活保護世帯の1.2倍、それから1.5倍でやっている自治体もあります。白馬村は1.2倍だから、これは下の係の方に聞いたんですけども、大体2人世帯の所得の場合183万円以下だったら就学援助制度が利用できるという形になっています。この183万円というのは、ここの3市、蕨市は192万円、それから四條畷は212万円、それから茅ヶ崎は250万から330万と。だから、生活保護世帯に1.5倍になれば、たくさんの方が利用できると。それを自治体がやるかやらないかということだと思うんですね。だから、生活保護世帯が少ない多いというよりも、そこの基準からどれだけの人を子どもたちを救ってやれるかということだと思うんです。1.2倍を1.3、1.4に引き上げるように要望します。

次の質問に移ります。一番最初の子育ての一番基本になる子ども基本条例のことですけれども、やっぱり条例をつくって、当然理念条例みたいになりますけれども、子ども条例をつくるということが村の1つは品位を高めることにもなります。白馬村が本当に子どもに対してどう関知するかと。どういう政策をもって子どもを守り育てていくんだということ、これは内外に発信することになると思うんです。だから、これを明示してきちんとやっていくというのは非常に意義があることだと思います。

それからまた、この理念をつくって、そこに当然自治体の責任、職員の責任、親の責任、いろいろ書かれると思うんですけども、それを見れば、どういう形で子どもたちに接したらいいか、村民もそれから職員の方もいろいろ考えなくても済むと。スムーズに対応はできると、そういう利点もあります。

それからもう1つは村外へ発信することによって、白馬村のイメージは絶対上がります。やはり村の品格を高めていくと、子どもたちに対して優しい村をつくるということ内外に発信すれば、白馬へ訪れる人も優しい村だなということで、安らぎを感じるということになると思うんですよね。このことについて、本当に研究会か何か立ち上げて、真剣に考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 村長も最初のご答弁で申し上げましたけれども、村の宝であります子どもたちの健やかな成長というのは、行政としても願っていることでありますし、そういった施

策を講じていくことはとても大切なことだと思っています。答弁の中にありましたように当面はこの子どもを育てる計画の策定を優先し、村民の役割などを定めた条例の制定につきましては研究を重ねていきたいということでありまして、子どもの権利を擁護していくというのはとても大切なことでもありますけれども、それ以前に親が大人として子どもたちに責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上での当然の心得を伝えていく仕組みをつくっていくということがとても大切なことだろうと思います。ですので、したがいまして、子どもたちの権利を擁護すると同時に、親御さんにもいろんなことを伝えていく教育を施していくということが大切だろうと思いますので、そういったことを研究するというご理解をいただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** この少子化問題についてはちょっと意見を述べまして、次の問題に移りたいと思います。去年の12月には保育園と児童公園について質問をしました。このときもやはりお母さん方が困っている未満児保育の定員増加の問題、行政に対して今年度の予算では無回答というような感じでした。

それから、先ほども見せましたけれども、子どもの数がもう10年間で323人減少しているということは、子どもがこれだけ減っているということは、当然高校生がそれだけ減るということなんですわね。だから、こういう場合に減少があるということは、もっと前々から察知できたと思うんですが。だから、これの積み重ねは高校の存続問題にも波及するし、今ここで高校問題だけを、そこだけに焦点を当てるんじゃなくて、子育て全体、少子化対策をどうしていくのかというところを真剣に考えなきゃ、やっぱり場当たりの政策になると私は思います。そういう意見を述べまして、次の防災問題に移りたいと思います。

2番目は、村民の命を守るための防災対策は万全かについてです。3年前の3月11日、東日本大震災以降、国は災害対策基本法を改正しながら体制づくりを進めています。しかし、現地の復旧は一向に進んでいません。我が白馬村も急峻な山岳を有した村で、1995年の豪雨の時は土砂崩れも発生しました。また、糸魚川静岡構造線断層帯が伸びているところでもあります。一たび地震が発生すれば、大きな被害が想定されます。その被害を最小限にするためには、白馬村の現況をよく知り、どんな災害が想定され、どんなような態勢がとられるか。また、どのように対応をしたらいいか、村民と行政の協力関係がいつでも確立できるような態勢になっているかどうか、その辺の観点から質問したいと思います。

午前中にも同じような質問があっただブリますが、防災対策の基本になる村の地域防災計画が完備しているかどうか、またどんな想定のもとで防災計画が実施できるように庁内の態勢が整備完了しているかどうか。また地震についてですが、どれくらいの震度、規模を想定して地域防災計画がつけられたのか。

2番目として、長野県が避難所のあり方、運営についてまとめた長野県避難所マニュアルと白馬村防災ハザードマップとでは避難所に対する対応に違いが見られます。この違いをどう改善していくのか伺います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 加藤議員から2つ目の質問であります村民の命と生活を守るための防災対策についてのご質問でありますけれども、地域防災計画の進捗状況等につきましては津滝議員の一般質問で答弁したとおり、東日本大震災を受けて国、県の防災計画の見直しを反映させるべく平成24年度に修正作業を行いました。その後、県への事前協議をする中で他の法令等の整合性についてなど軽微なものを含めると80項目を超える数の手直しが必要となり、現在その見直しを行っているところであります。

訓練につきましては、あらゆるケースを想定して有事の際に職員が対応できるよう実施すべきであります。その実行はまだ不十分であると認識しております。防災計画の見直しとともに訓練の実施についても取り組んでいかなければならない重要な課題であります。

2つ目の長野県避難所マニュアルと白馬村防災ハザードマップの避難所に関する対応が違うが、どのような計画で解決をしていくのかとのご質問であります。避難場所につきましては現在では1次避難所として地区の公民館や公共施設など23カ所、2次避難所として11カ所指定しているところであります。1次避難所とは2次避難所へ避難する前に近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、または避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所を言い、集合した方の安全が確保されるスペースを指しております。2次避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方、または現に被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設のことを言っております。

呼び方の違いにつきましては、避難地や避難場所はある程度の住民が避難することのできる場所のことを言い、避難施設や避難所と呼ばれるのが一時的に收容することができる施設のことを指しております。村では1次、2次ともに收容することができる施設もあることから、避難所と呼んでいるところであります。避難所は災害の直前、直後において住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たすものであります。避難所に指定している施設の中には、昭和56年の建築基準法見直し以前に建築された建物もありますので、まずは避難者の安全確保を第一に白馬村耐震改修促進計画に基づき耐震診断や耐震改修を進めるとともに、避難者に対して飲料水や非常食、被服、寝具等の提供や避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂、シャワー、ごみ処理、防疫対策等の衛生的な生活環境の維持についてもさらに検討していかなくてはならないと、このように考えているところであります。

以上、村民の命と生活を守るための防災対策としてお尋ねの件について答弁をさせていただきました。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含め、あと6分です。質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 午前中にね、大枠というか概略の質問の中で村長から答弁をいただいていますので、私のほうからはもう少し具体的なものについてお聞きしたいと思います。

まず最初に、災害が起きるということを想定していろいろ準備をしています。災害が起きたときに実際動けるかどうかという訓練も含めて、そのときに必ず対応できるような態勢をとっておくということが災害を小さくすることにつながると思います。

まず最初に、職員災害時初動マニュアルというのが白馬村でつくられています。この中に4ページ、5ページにわたって部署の人はどういう対応をするかというようなことがきめ細かく定められています。先ほど、昨年どんぐり地区で防災訓練をやったというときに一部職員も参加したということですが、これは何名参加して、この初動マニュアルに乗った形で訓練をしたのかわかるか、まずお聞きします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** ただいまの昨年のどんぐり地区における避難訓練についての質問につきまして、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

昨年行いましたのは、地震総合防災訓練の中で地すべりといった事象を捉えまして、どんぐり地区を対象に開催をいたしました。行政の中の対応といたしましては建設課、消防担当になります総務課を出勤させまして、あとは常備消防、警察、消防団といった団体が参加をしたものでございます。避難誘導に当たりましては、どんぐり区民の皆様も実際に避難をしていただきましたし、消防団に当たっては現場での避難誘導というものも実際に行っていただきました。そういったことから職員の初動マニュアルというよりは本懐の地すべり対策、被害の避難訓練につきましては県の姫川砂防事務所が主体的な形で、県指導による避難訓練といった色合いが強かったものでございますので、初動マニュアルとは切り離れた中での総務と建設のみの対応となっております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** お答えありがとうございます。9ページ、10ページに記載されている勤務時間内で災害が起きた場合と、それから勤務時間外の夜とか土日に災害が地震が起きたという場合の伝達系統とかその後の分担表が載っていますけれども、日曜日とか夜とか、そういうときに訓練をされたことはありますかとお聞きします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 特に日曜日であつたり夜間の非常呼集訓練といえますか、そういったものを実施したことがあるかということでもありますけれども、私の知っている限りではそういったことはございません。

ただ、消防団に関しては、いつもの出初め式の前に非常呼集訓練ということで一定の訓練を施しています。職員については、職員初動マニュアルに細かく記載されているとおりの行動を有事の際にはとらせるようにさせていただいておりますし、例えば今雨が降っていますが、これが大雨警報になれば、担当職員がその警報が解除されるまで役場で待機をして状況把握をしていくということになっていますし、地震の場合はそちらの初動マニュアルにありますように、震度4の地震が発生した場合には総務課担当が直ちに役場に駆けつける、震度5以上の地震の場合は全員が駆けつけるというようなルールがありますので、それに沿った行動をとらせるようにさせていただきたいと思っています。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間が終了いたしましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月12日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、明日6月12日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分



平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月12日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成26年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成26年6月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課長	酒井洋
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	松澤孝行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

**議長（横田孝穂君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。

4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 7番、篠崎久美子でございます。田植えも終わりました、さみどりの苗の色が色濃く変わってまいりました。山々の残雪も燃え上がる山の緑の中に見られるようになり、白馬の里にも山にも夏を思わせる景色がたくさん見られるように変化してまいりました。5月には塩の道祭り、そして白馬連峰開山祭などが行われ、ともに過去最高のお客様を迎えることができたとお聞きしております。きっと晴れた空と爽やかな空気の中で楽しんでいただけたことと思います。これからの本格的なグリーンシーズンに向けては花三昧イベントを初め、民間各事業者などでもさまざまな集客に向けての取り組みが予定されていると伺っております。ぜひ多くのお客様に来村していただけたらと思っております。

しかしながら、里ではマイマイガの幼虫の被害がかなり多く聞かれるようになりました。この辺は担当課のほうでも多分集約されていることではないかと思いますが、観光施設や宿泊施設のお客様への影響や、また農業などへの影響が出ないか心配されているところでもあります。また、長雨の予報というところもありまして、自然に頼っている観光の私どもでございますので、この辺は心配される場所でもあります。観光が主産業の村としては、多くのお客様の人出が景気の緩やかな回復傾向のあらわれであるのかもしれませんが、この景気だけに頼るのではなく他者に学びながらお互いに知恵を出し、共同して常に次を目指して行動していきたいと思うところござ

います。

さて、本日は通告に従いまして3つの内容に分けて質問をいたします。まず最初1番目に、下水道受益者負担金問題について、2番目に特定健診、がん検診の受診率向上について、3番目に白馬ブランドの確立と魅力発信についてお伺いをいたします。それでは早速1番目の質問に入らせていただきます。

下水道受益者負担金問題についてお伺いをいたします。

本年3月末をもちまして下水道受益者負担金事務改善報告書が担当課のほうより出されました。これは平成23年度に議会からの指摘があり、その後明らかにになった下水道受益者負担金時効消滅問題に関し、担当課によるおよそ1年をかけての作業になったとお伺いしておりますが、過去の事務処理を含めた下水道事業一連の調査結果と事務処理の検証結果、さらに再発防止のための改善策が示されているものでございます。

実際の報告書は約100ページにわたるものでございますが、村は概要版を作成され、住民向けに行政区を通して配布、そしてその後5月下旬には3日間、3会場におきましてこの報告書についての説明会が開かれたところでございます。私もこのうち2回については出席をさせていただいたところでございましたが、残念ながら住民の参加は決して多いとは言えない状況でございました。

24年度の調査から始まり、足かけ3年の長きにわたりようやく内部から1つの形として、この報告書が出されたわけで、これはある意味1つの評価されるべきことではあると思いますけれども、住民からしますとスピード感の不足は否めなかったものと思います。やはりその原因の1つには余りにもこの下水道受益者負担金の時効問題、そればかりではなくこの一連の下水道事業関連についての問題が膨大すぎたということであったのではないかと思います。過去の帳票類を初め、記録などの必要な書類すらどこにあるのかわからない状況、コンピューターに反映されていないなど、賦課そのものの状況、徴収に関する事務処理の状況、決算数字の不一致の確認の問題などもろもろの作業に手間取り、あるいは負担金のほかに加入分担金を設けたり、徴収猶予地の時効に関する課題など、さまざまなこの制度上の問題がこの時効消滅した負担金を調べるうちに次々に明らかになり、やる作業が天文学的なものであったということも多分にあると思います。

しかし、それもやはり回収すべき負担金そのまま放置されているということなどに気づきながら、内部的に解決を先送りしてきたこと、また村も全体で百数十億というこの大規模な下水道事業というのに現場の状況を逐次把握してこなかったことなどが原因であったことと思われます。

この報告書は住民監査請求の監査結果に伴う報告、また平成24年度に設置されました議会の特別委員会の附帯決議を受けとめてのものであるということでございますが、この附帯決議では下水道受益者負担金問題について職員全員にこれを認識させ、村としてこの一連の経過を風化さ

せないようにするために、下水道事業計画から全ての事実を調査し、明文化して公文書として残し、常に活用できるようにすること、それとともにさまざまな見地から具体的な再発防止策を速やかに立てることということをうたっております。

このさまざまな見地から具体的な再発防止策を速やかに立てる、こういうところについて丁寧な作業が行われて、この改善報告書が出されてきたということですが、これで終わりということではなく、引き続き村民からの信頼回復、職員の士気の回復に努め、正確で公平な事務執行をしていくことが村として当然の責任であるということを私たちも含め、忘れずにいなければならないと思っております。それでは、以下について伺いをいたします。

報告書には、加入分担金制度には多くの問題点をはらんでいることから、制度の見直しを検討とありますが、どのような問題点があるかとご認識されているのか、また制度の見直し検討の取り組み予定を伺います。

続きまして、住民説明会が行われたわけですが、会場に来ていない方が村民の数からするとほとんどでありまして、この説明会そのものが目的を達せられたのか、ややわからない不明なところですが、この住民説明会での様子やその場所での質疑応答の公表について、公表されたほうがよいのではないかと私は思いますが、この公表についてのお考えをお伺いいたします。

次に、報告書自体は内部評価であり、その客観性の担保ということが求められていると思えます。この内部評価ではありますが、担当された方は過去に下水道事業に携わったことがないという、ある意味内部的には客観性を持っておりますけれども、一般的に住民から見た場合、この報告書はあくまでも内部的なものでありますので、外部評価を得ることが妥当と思われれます。お考えを伺います。

最後に、組織づくりの再発防止策における担当課運営方針の公表。これはもう既にホームページに出されておりますが、これらは私も見させていただきましたが、非常によいことだと私は思いました。この問題に限らず全庁で取り入れるべきことではないかと思えます。そういったよい例だと思われました。人材育成なども含め、全庁的な事務改善への具体的な取り組みをお伺いいたします。

以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎久美子議員から下水道問題に始まり3項目にわたってのご質問がございます。

最初の下水道受益者負担金問題についてのご質問でありますけれども、まず1つ目の加入分担金制度の問題点ですが、加入分担金制度は白馬村公共下水道受益者負担に関する条例第6条及び第11条の規定により、受益者負担金の賦課にかえて、白馬村下水道加入分担金徴収規

則により分担金として徴収するために賦課すると改めた制度であります。

今回の検証結果から、賦課がえした地番が直ちにわかりにくい状態になっていたことや、売買された場合に加入分担金賦課がされていることを引き継ぎしていないため、新たな受益者が加入分担金賦課地という認識がない場合がございます。

また、受益者が自己破産し、賦課がえされた受益地が競売にかけられ、新たな受益者となっている場合など、賦課ができるのかという問題、3年間未納で賦課がえをした土地に1,350円という1.5倍の賦課をすることに理解を得られるかなどの問題もございました。制度の見直しの取り組み予定ですが、専門家の意見を取り入れながら、よりよい制度の改正に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の住民説明会の様子や質疑応答の公表についてのご質問であります。受益者負担金事務に関する説明会を村内3カ所で開催し、延べ67名の参加をいただきました。幾つかのご質問、ご提言をいただきましたが、可能な限り丁寧に真摯にお答えをさせていただいたところでございます。ご意見については謙虚に受けとめ、検討していきたいと考えております。実施した説明会の結果につきましては取りまとめの上、お伝えをしております。

3つ目の報告書自体の外部評価についてのご質問であります。事務改善報告書を作成するに当たり、先ほど篠崎議員からご指摘もいただきましたけれども、予断を避けるため、過去に上下水道課に在職したことのない担当係長を置き、客観的な視点で隠すことなく全て正直に事務改善報告書を作成いたしました。この報告の内容については、一定の評価をいただいているものと思っております。この報告書の内容には十分な信頼を持っておりますが、ご提案のとおり信頼できるものであることを実証するため、報告書の内容について外部の意見をいただくことも必要と考えております。

4つ目の人材育成なども含め、全庁的な事務改善への具体的な取り組みであります。何よりも今回の受益者負担金に関する課題から多くのことを学び、それを教訓とし、村づくりに反映させたいと考えております。

また、議会の皆様からは、今回の事案を全職員に認識させ、この一連の経過を風化させないように、そして常に活用できるようにとの附帯決議をいただいたところでありますが、報告書の最後に記載させていただきました再発防止に向けた組織づくりには、一上下水道課の問題として捉えるのではなく、行政全体のとるべき姿勢と捉え、この取り組み方針に沿って行政組織として再出発をしてみたいと考えております。

下水道受益者負担金問題については、以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** ご答弁をいただきましたが、まず最初のところでございますが、加入分担金制度の問題点、ここが今伺いますと地番がわからない、あるいは引き継ぎができていな

くて、土地の所有権者が変わった場合にそのことがご本人がわかっていない、あるいは競売になったときに賦課できるのかとか、あるいは1.5倍の1,350円の理解がもらえるのかといったところを問題点として認識されているというお話でございましたが、一番根本的なところが私は抜けていると思います。これは1つの事柄に対して2つの異なった性格のものを賦課しているということ、要するに3年間を待ったところで1つ目の、要するに法律から2つ目の都市計画法から地方自治法へとここでもって性格が変わっているんですね。このところが一番問題であって、このところについてはどのように思われているのかお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 賦課がえの制度の関係のことであります。これは現在検証しております結論はともかくとしましても、私は議会の中で何回かご答弁させていただいております。平成24年12月定例会だったと思うんですけども、言うならば都市計画法75条に基づいて受益者負担金を賦課しているんですけども、平成13年度の賦課がえ、要は条例改正ですけども、これについては地方自治法にある意味委ねているということで、村の下水道受益者負担金条例の中で、ちょっと今、条項を忘れたんですけども、そちらのほうで負担金に賦課することができるということで、条例の中で規則に委ねるという行為を起こしてありますので、我々の判断としては制度としては有効なものだというふうに思っています。

ただ、運用するに当たって今、議員さんも指摘されましたし、村長、答弁されましたように制度の運用に当たって事務的なミスといいますか、わかりにくい部分があったということで、結果として混乱を招いているという事実は認めさせていただきますけれども、制度を導入したという背景、何回もご答弁させていただいておりますけれども、それについては当時の状況を判断すれば正当だといいますか、手続を踏んだ条例改正であったということでもあります。繰り返しになりますけれども、法律から条例に委ねる、条例から規則に委ねるという行為は、どの法律の中でのあり得る話でありますので、私としてはこれは有効だというふうに判断しております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 1つの母体となる法律が1つで、その中で条例、規則というふうにごういうふう派生していったものに対しては、それは当然有効だと私は思います。ですけども、ここからこちらへ性格の違うものになるということに関して、やっぱり検証が必要だと私は依然として思っておりますし、見直しをされるということであれば、ぜひそこも含めて、係争中のことということでございますので、詳しいことも今おっしゃられないという理由もあると思いますけれども、やはりそこも含めて考えられるべきだと思います。というのは、行政というのは当然に法律があつて、それに基づいた条例、規則を運用していく、それに基づいてやっていく、そしてまた法律というものはどうしてあるのか、権利を擁護するんだと、住民を縛るものではなくて、権利を擁護していくんだという観点から見たときには、やはりこれはどういうものかなと私

は思っております。ぜひそのところも含めてお考えをいただきたいと思っております。

それですね、今、村長のご答弁の中で、例えば住民説明会の様子を公表される、それを取りまとめて伝えたいと思っている、あるいは報告書自体は内部評価であるという私の部分で外部評価を得ることはということに関して必要と考えているというようなお話もございましたが、先ほどの一番最初の問題点を賦課がえについて制度の見直し検討の取り組みはということでお伺いしましたが、取り組んでいきたいということもございますけれども、いずれも時期が全く示されてご答弁いただいてございませんけれども、例えば賦課がえについてはいつ、どのような体制でというふうにお考えになっているのか、あるいはその公表については、これはもうタイムラグがあっては意味がないことでございますので、いつごろどのような形でというところをちょっとお伺いしたいと思います。また、外部評価についてもお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** すみません、時期の問題でございまして、見直しの関係につきましても、今もどんな方法があるかということも今、課内で検討をしているところでございます。時期についてはすみません、もうしばらくお待ちくださいということで、いつごろどのような形でのことはまたお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、説明会の様子の関係の公表についてですけれども、現在30日に終わりました、録音してきたテープがございますので、現在テープ起こしをしている最中ということでございます。もうしばらくお待ちいただきたいと思っておりますが、本当に数日中には全てまとめたものについて皆さんにお伝えすることができるというふうに考えております。以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** すみません、外部評価については、いつごろというふうにお考えになっていますか。

**議長（横田孝穂君）** 酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 外部評価の関係でございまして、まず専門家の意見を聞いてやるのが適当であろうというふうに考えております。また、専門家というのが誰が適当であるかというところがございます、今現在私どもでご助言をいただくという専門家はどんな方がいるかというのでご助言をいただくために想定しておりますのはですね、日本下水道事業団に研修センターがございます、そこの教授がいらっしゃいますので、専門家がいらっしゃいます。その方からご助言をいただきたいというふうに考えております。

また、法的な部分もございまして、こういったものはまた弁護士等にもご相談しながら、どういった方が外部評価をされる方として適当かということをご助言いただきながら、先ほど村長が申しましたとおりに専門家のご意見を伺うという形で進めていきたいというふうに考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 報告書によりますと、長期にわたってこの徴収猶予地になっている部分でございますが、この部分については排水区域の見直しを行うという文言がございます。また、負担金条例第6条ただし書きにかかるところについては、排水区域から除外することを検討するでございます。これは要するに排水区域を見直しをされる、見直しの検討を始めるということによろしいのでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** そのとおりでございます。1,000平米以上の社会体育施設の用地とかですね、山林等につきましては、やはり見直して排水区域から外すというようなことを本年度進めていく予定でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 要するに、この排水区域の見直しの目的というものは何でしょうか。目的とメリットをお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** やはり当初賦課した場合はですね、やはり山林というようなものは排水区域の対象にしたのが、今になってはですけれども、当時としては適正として行ったと思いますけれども、今となってはやはり若干無理があったのではないかとということで、こういった区域に関しましてはもう一度見直しをして、下水道の排水区域から外していきたいというような作業を進めていきたいというふうに考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 1つこの先膨大な徴収猶予地を延々と管理し続けるとか、あるいは先ほどの賦課がえ地の問題もありましたが、権利が移っていったときにどうなるのかとか、そういったことも含めて管理の問題もあるのかなと私は想像しているところでございますが、この排水区域の見直しを行うという場合にですね、一昨日ですかね、25年の専決の下水道の会計の部分でコンピューターの入れかえを取りやめされたということ、時期を待つというお話がございましたけれども、この部分と区域の見直し等々について連動性はないのでしょうか。影響はないのでしょうかということをお伺いしてよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 現在想定している範囲では特段の影響はないというふうに考えております。やはり一番大切なのはですね、やはり土地の管理が複雑になっているという部分がございますので、この管理が容易なように見直しを図ることが一番大切なことであるというふうに考えております。

**議長（横田孝穂君）** 篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 実は説明会にお伺いしたときには、役場の中の課長の皆さんが大勢お見えになっていました。ぜひ組織づくりというところでお出になった結果をぜひ自分の部下なり課内に伝達をしていただいて、全庁挙げての組織づくり、再発防止、二度とこういうことは起こさないぞというところでみんなで取り組んでいただくことを希望しております。

それでは、続きまして第2問、2番目の質問に移りたいと思います。特定健診、がん検診の受診率の向上についてお伺いをいたします。

本年1月1日の厚生労働省による人口動態統計によりますと、いずれも推計数ではございますが、2013年の日本での死因別順位の第1位は悪性新生物、すなわちこれはがんでございますが、これが1位で36万5,000人、2位は心疾患19万7,000人、第3位は肺炎で12万4,000人となっております。第4位はちなみに脳血管疾患が11万9,000人ということでございますが、この死因については過去3年間同じ順位でございました。特にがんについて言えばですね、この過去3年間においては2位の心疾患や3位の肺炎による死亡者数がそれぞれ約19万人台、約12万台とほとんど横ばいであるのに比しまして、例えば平成13年が約30万人、がんによる死亡ですね、30万人。平成18年は32万9,000人、23年は35万7,000人、24年は36万1,000人と、この増加傾向は非常に顕著で憂慮すべきものであると思われまます。もう今や3人に1人ががんで亡くなり、2人に1人ががんにかかると言われておりますけれども、医療の技術的、科学的進歩などにより、早期発見のがんの場合は生存率が大きく改善してきているというのも事実でございます。

国においても平成19年度から5カ年でがん対策推進基本計画、その後24年から新たに5年間を対象にして基本計画の見直しを図っておりますし、県レベルでも基本計画の策定が求められたことを受けまして、長野県のがん対策基本推進計画が策定されまして、これは平成25年度の信州保健医療総合計画の中でも一体化されて、統合化されて、予防啓発を含めた総合的ながん対策への取り組みというものがもう既に示されております。

当村におきましては平成18年の時点でも、24年の時点でもやはり死因別順位は1位ががん、2位が脳血管疾患、そして3位が心疾患となっております。24年に限って言えば、全死亡者数に占めるがんの割合は26%を超してございまして、言えば4人に1人の方ががんで亡くなられているということになるのではないかと思います。

また、がんばかりでなく、そのほかの特定健診にかかわります生活習慣病の統計でございますが、これは私の統計と元気プラン健やか白馬21の中とはちょっと違うんですけれども、2012年3月の「広報はくば」に出ましたところによりますと、23年度の各種がん検診について受診率の部分でございますが、10から30%のがん検診、これは10から30というのは各種がん検診がそれぞれ違うものですから、こういう幅がございましてけれども、この低い受診率の中でもがんが発見されるに至っております。いかにこのがん検診が大事かということだと思

ます。

特定健診のほうは、24年度の特定健診の受診率は約49%ですかね、国の目標は60%でございますが、なかなかここに達しない、またがんにおいても5年後における国の目標は一部は40%ですが、50%を目標にしておりますけれども、残念ながら村の状態はなかなかそこには届かないというものでございます。

今年度村では第2期目の元気プラン健やか白馬21を策定されました。平成35年度までの10年間にわたる計画でございますが、村民の健康な生活の実現と人口減少時代に向かったの医療費抑制のためにも大事な計画であると思われまます。そこで、以下についてお伺いをいたします。

本年度から特定健診料を無料化されましたが、それ以外における受診率の向上対策及び女性のがん検診などにおける受診勧奨への取り組みをお伺いいたします。現在女性のがん検診は2年目ごとの実施ですが、毎年実施を望む声も多くあります。この2年目ごとというのは、もう国のほうで決められてきているというところもございませけれども、実際は女性の間では毎年やってくれたらなという声も多くございませ。毎年実施へのお考えをお伺いいたします。

近年では脳ドックの受診も増加傾向にありまして、高額な脳ドック受診料への補助制度を設けている自治体も既にございませが、これについてのお考えを伺いませ。脳ドックについては、1回数万円、高いところでは10万円近くまでかかるというところもございませけれども、長野県でも当然大きなところでは松本、長野、上田、安曇野等々もやっございませが、近隣では松川村で既に脳ドックの補助が始まっております。

次に、健診の受診率向上の取り組みにおいて保健補導員の皆さん、この保健補導員は長野県が長寿県となり得た大きな理由の1つに挙げられると思ひませけれども、この保健補導員の皆さんとの連携状況をお伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めませ。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員から2項目目の特定健診、がん検診受診率向上について4項目にわたってお尋ねをいただいております。特定健診、がん検診受診率の向上について1つ目の特定健診無料化以外の受診率向上対策及び女性のがん検診などにおける受診勧奨への取り組みについてのご質問でありますけれども、特定健診の受診率につきましては篠崎議員ご質問のとおり平成20年度に52.1%であったものの、平成23年度には48.3%と低下をし、平成24年度の速報値は49.0%ということで、頭打ちという状況にございませ

また、がん検診の受診率も平成25年度で胃がん検診が16.4%、大腸がん検診が25%、肺がん検診が28.1%、子宮がん検診が19.3%、乳がん検診が24.4%と、国の目標値には届いていないものの、増加傾向ではあります。これまでも「広報はくば」、行政無線、ユーテレ白馬等において健診の周知に努めております。特に今月はユーテレ白馬の行政情報番組として6月の健診時期とあわせ、健康増進の一部として特定健診について健康福祉課職員から食育を

含めた説明を行いますので、村民の皆さんからぜひご覧いただきたい、受診につながればと考えております。

また、受診者の利便性を図るため、胸部レントゲン検診、胃検診、大腸がん検診、前立腺がん検診をセット化することで、同時に受診できるようにし、検診日も6月、7月、9月に各5日間ずつの計15日間を、また平日勤務の方のために土日の検診日も設定をしております。さらに、9月の健診前には、まだ受診されていない方を対象に改めて受診勧奨をする予定であります。

検診の検査事項につきましても国が規定している検査項目のほか、糖尿病指標となるヘモグロビンA1c、慢性腎臓病の指標となるクレアチニン、尿酸なども基本項目としての導入や血管変化を早期に発見するための心電図や眼底検査も希望者には受けられる体制を整えるなど、充実も図っているところであります。

また、平成24年度に実施しました未受診者を対象としたアンケートで、定期的に医療機関を受診しているからという回答が53.8%と最も多かったため、生活習慣病等で既に医療機関を受診されている方には大北医師会のご協力をいただき、医療機関から必要な検査項目のデータを提出いただくことで特定健診の受診にかえることができる検査代行制度を導入しております。

そして、がん検診における受診率向上対策としましては、子宮頸がん検診、乳がん検診は平成21年度より、大腸がん検診は平成23年度より、がんの好発年齢を対象とした方に無料クーポン券の配布を実施してきました。その結果、平成20年度と比較しますと、受診率にそれぞれ差違はありますが、増加傾向にあります。

無料クーポン化に加え、子宮頸がん検診と乳がん検診においては、大北管内の指定医療機関において年間を通じて個別検診が実施できる状況にあったことが受診率の向上につながったものと思われませんが、まだ若い世代の受診率が低いといった課題も見えてきております。

平成26年度では未受診者対策として子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳の新規対象者のほかに、過去に無料クーポン券の配布を受けながら昨年までの好発年齢で村の検診を受けていない未受診者に対しては、再度無料クーポン券を配布することとしており、対象者には直接通知による受診勧奨を準備しております。

これらの村が実施する特定健診や検診の実施により、毎年数名のがんが発見されており、現在では早期発見、早期治療により完治できるがんも増えてきていることから、国の目標数値を目指して受診率が向上するよう取り組んでまいりたいと思います。

2つ目の女性のがん検診についてのご質問であります。村のがん検診につきましては、国が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針及びがん検診に関する検討会の報告に基づいて検診を実施をしております。

現在実施している乳がん検診、子宮頸がん検診の受診間隔や対象者については、先ほどの国の指針が平成20年度から適用されましたので、村でも平成20年度からこの指針に基づき検診間

隔を1年から2年とし、子宮がん検診の対象者を30歳以上の女性から20歳以上の女性に変更をいたしました。

乳がん検診につきましても、以前は30歳以上の女性を対象にした視触診を実施しておりましたが、平成12年度からは50歳以上の女性を対象としたマンモグラフィー検診を導入しました。その後の結果報告から、国では対象者を40歳以上の女性まで拡大はするものの、受診間隔につきましては2年に一度とすることが適切であるとされており、検診間隔は1年から2年に延長をいたしました。

なお、受診機会はいずれについても必ず毎年度設けることが示されており、当然のことですが、受診機会は確保しているといった状況であります。したがって、村としては今のところ国の指針等に基づく間隔で実施をしていく予定であります。

3つ目の脳ドックの受診料に対する補助制度創設についてのご質問であります。これまでの本村の人間ドック受診者に対する補助制度の経過を振り返ってみますと、平成22年度までは40歳以上70歳未満の国保被保険者を対象に脳ドック及び胸部らせんCT費用の2分の1を補助する制度を設けておりましたが、なるべく多くの受診者に補助制度のメリットを行き渡らせてほしいという要望もあり、平成23年度からは特定健診の対象項目の受診を条件に、年齢や検査項目の条件を撤廃して、現行の1人一律1万5,000円補助に改めてきた経過がございます。

今後、補助対象を拡充することにより、特定健診の受診率向上や病気の早期発見につながることを期待されるのであれば、さらに補助制度の改正を検討していくこともやぶさかではありませんが、永続的な制度としていくには当然財政負担への影響も考慮しなければなりませんし、また補助対象とする検査項目を脳ドックに限定するのがいいのかなどといった観点で検討をしていく必要もあろうかと思えます。そういった点も踏まえながら今年実施の可否も含めて、平成27年度予算編成時期を目途に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

4つ目の受診率向上の取り組みにおいて保健指導員との連携状況であります。現在、白馬村には地域住民の健康増進を図るための地区組織として保健指導委員会が組織をされ、48名の方が活動されております。その組織の中で定期的な生活習慣病に関する学習会を開催し、健診の必要性を理解していただくとともに、地区活動として地区での健康教室などを通じて、また周囲の方への声かけ運動として健診受診を呼びかけていただいております。

保健師につきましても、保健指導員との連携強化のため地区担当制とし、各地区の保健指導員と密に連携が図れるようにしており、地区活動につきましては現役員だけではなく、これまで保健指導員としてかかわっていただいた方からも健診の受診に限らず、生活習慣病の発症予防や重症化予防活動に期待をしているところでございます。

以上、特定健診、がん検診受診率向上についてのお尋ねについての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 今、脳ドックについては非常に前向きに検討していただけるということで、脳ドックについては事前に病変と思われるところがあれば、クリッピング等の手術をして、未然に防ぐということが実際にできますので、ぜひ前向きに考えていただけたらと思います。

また、女性のがん検診の部分でございますけれども、確かに国のほうは以前は1年ずつだったんですけれども、中途からその効果ということも考えたんだと思いますが、そういうことで2年ごとになっております。

しかしながら、この大北地方におきましては産婦人科というのが非常に少ないんですね、遠いということもあります。大町総合病院、この総合病院しかございませんので、大町総合病院のほか安曇総合病院があるわけですが、安曇総合病院は今現在は実際は火曜日にお一人医師がお見えになって、あと2日間は半日ですが、これは信大からお見えになって予約制ということもありまして、なかなかそのところが融通がきかないといいますが、自由にいつでも行ってというわけにはいきませんし、実は女性のがん検診の場合は健診が2科にわたるんですね、産婦人科と乳がんに関しては外科になります。なので、病院に行く場合は2科のほうを自分で調整をつけながら行かなければいけないということもございます。さまざまな地域的な事情もございますので、ぜひこの辺も含めて考えていただけたらと思っております。

時間もございませんので、ちょっと簡潔にお伺いしますが、村の場合は現在は40歳以上ということでございますが、努力義務として18歳から39歳までの村民に対して、この健康診断を実施するよというということで、努力義務が高齢者の医療の確保に関する法律の中で出されているわけでございますけれども、ここの部分についてはどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。吉田健康福祉課長。

**健康福祉課長（吉田久夫君）** 努力義務の部分というご質問でありますけれども、今現在やはり40歳以上の特定健診の割合というのが先ほどの質問にもございましたとおり、24年の速報値49%ということで目標数値に届いておりません。したがって、今第2期の白馬村健康保険特定健診・特定保健指導の実施計画というのがございまして、これについても25から29の間の実施率という目標もなかなか国の数値に近づいていないということで、25年の50%から29年の60%というところでありまして、何とか今の40歳以上の特定健診の割合を目指していきたいというふうに考えております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 要するに村が機会を提供する、背中を押してやるということでございますので、実際は自分の健康は自分で守るというのはもうこれは基本であります。ですけれども、そこに対する意識づけのところは村ができるところでありますので、ぜひいろんな機会を通

じまして村民に呼びかけていただきたいと思ひますし、先ほどお伺いしましたら保健補導員の方とも連携をとられているということでございますが、例えば長野県においてはがん予防研修会というのを平成22年からやっております、講師派遣が無料でございます。これは既に県全体でもう数え切れないほどあちこちの地区で招聘してやっていたらいいようですけども、そういった例えば二十歳代の若い方の子宮頸がんの受診率が非常に低いということ、実は死亡率としては30代は非常に高いということもございまして、こういったところも含めて啓発という意味でこういった制度もぜひ利用していただけたらと思っております。

それでは3番目の質問、白馬ブランドの確立と魅力発信についてをお伺いしたいと思います。国は今、国を挙げてブランド化をしていこうという動きになっておりますし、長野県でも2013年からこの10年間ということでございますが、信州ブランド戦略への取り組みを始めております。やはりブランド化ということは、その意識づけの効果として有形、無形のものがあると思ひます。例えばおもてなしに代表されるサービスの向上、商品においては付加価値の創出、そしてまた白馬を発信するということで白馬に行ってみたい、そして実際に訪れることによって交流人口が増加する等々いろいろなところ、そしてさらに踏み込んでここに住みたいと思ってくださいる方もいらっしゃるかもしれません。そういった効果も期待できるところでございます。やはり、ブランド化をする過程で地域住民がソフト、ハード問わずこの地域資源を再発見して、魅力を自分たちが再認識し、地域を愛する心で自分たちもブランド化へ参画をしていく、こういう過程も非常に大事であると思ひます。そこで以下についてお伺いをいたします。

ブランド化へのお考えと、前提として必要になる例えば社会資源のリストアップ作業などの庁内での取り組みの状況や今後の予定をお伺いいたします。

次に、本年度から長野県の山の日・山の月間制定や世界水準の山岳観光都市構想は、そしてまた国においては再来年ですかね、8月に国民の祝日として山の日が制定が決まっておりますが、これらは山岳景観を誇る白馬村にとっては非常に好機と思ひます。これらに向けての新たな取り組みについてお伺いをいたします。

そして、地域ブランド化ということは、これは環境面も非常に大事なポイントでございます。白馬はこの山岳景観を誇っているわけでございますけれども、多くの登山客が訪れる山小屋トイレの環境配慮型トイレなどへの改善状況についてお伺いをいたします。

そしてさらに、本年度県のほうでは観光や産業の情報発信拠点として、銀座に新たに、しあわせ信州シェアスペースというビルの、1、2、4階ですか、を借りて発信スペースをオープンさせます。ちょっと工事の関係でオープンが出来るようでございますが、これも村としては非常に活用が期待されるところでございますが、本村の取り組みの予定をお伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員3つ目の質問事項であります、白馬ブランドの確立と魅力発信につ

いて、4つにわたってのご質問をいただいております。答弁につきましては、白馬ブランドの確立と信州山の日制定に関することに分けてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、白馬ブランドの確立についてお答えをさせていただきます。1つ目と4つ目のご質問に対するお答えに当たります。

農政課では食を中心にブランド化に取り組んでいるところであります。昨年秋に初めて開催した秋の味覚発表会では白馬産新米の試食、みそ玉仕込みみそなど、北アルプス山麓ブランド品を初めとした特産品のPRを地産地消の推進という意味も持たせて実施したところでございます。今年度も引き続き白馬産の農産物や加工品にこだわり、ブランド化に向けて白馬村振興公社や生産者と連携を図りながらイベントを企画してまいります。

観光課では、今年度から着手する白馬村観光地経営計画を策定する過程で、地域の誇りである山岳・自然環境の中での生活、文化、慣習など住民や事業者の方々とともに足元を見つめ直しながら、地域の魅力や資源をベースに地域のブランディングを進める計画であります。

4つ目のご質問にあるしあわせ信州シェアスペースは、長野県の信州ブランド戦略の一環として今年8月に東京銀座にオープンをする施設でございます。先ほど工事が延びているということが新聞にも出されているところでありますけれども、長野県では信州ファンの裾野を広げ、コアな信州ファンを増やすため、この施設を拠点に信州の「コト・ヒト・モノ」をトータルに発信することといたしております。

白馬村単独ではありませんけれども、大北地域としてこの施設を活用する計画がございます。大北地域としては10月4日から10日間までの1週間、この施設を借り切り、「信州・北アルプス山麓Week in 銀座」を実施してまいります。この1週間に大北5市町村の共同フェアとして物産展を開催をするほか、各市町村に1日ずつを割り振り、市町村ごとにフェアを開催する計画でございます。

白馬村フェアは10月7日に開催する予定でございます。フェアの企画は市町村に任されております。東京銀座という土地で丸1日白馬村をPRすることができる絶好の機会でありますので、今後観光課、農政課、観光局、商工会を中心に関係者と企画を詰めてまいります。ただし、今申し上げましたように昨日の報道によりますと、施設内装工事の入札が不調となり、当初のオープンが延びたとのことであり、北アルプス山麓Weekが計画どおり開催できるか県の情報を待っているところでございます。

次に2つ目、3つ目の信州山の日に関連することについてお答えをさせていただきます。長野県では本年度から7月第4土曜日を信州山の日として、7月15日から8月14日までを信州山の月間に設定いたしました。制定の趣旨には、長野県県民共通の財産であり、貴重な資源である山に感謝し、山の恵みを将来にわたり持続的に享受していくため、山を守り育てながら生かしていく機運の醸成の機会とすると記載されております。

篠崎議員のご指摘のとおり山岳・自然環境を誇る本村にとって、このような動きは絶好の機会と捉えております。北アルプス山麓では大町市と白馬村、小谷村の3市村の行政と観光団体、山と溪谷社等で北アルプス山麓フェスティバル実行委員会を組織し、この夏に北アルプス山麓フェスティバル2014を実施する計画であります。これは北アルプスの自然のすばらしさや山麓ならではの山岳アウトドア文化を幅広く伝える事業で、具体的には北アルプス山麓親子トレッキングブックを制作をし、「夏山JOY」という発行部数11万部の夏山ガイドマガジンに特別付録として綴じこむほか、登山ショップ等で幅広く配布することで、情報面で北アルプスを盛り上げていきたいと思っております。このほか、マナー&クリーンアップチャレンジやファミリーをターゲットとしたサマーキャンプや登山、トレッキングツアーなども実施する計画であります。

また、山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり構想において重点支援地域に選定された北アルプスには、幾つかの必要施策が求められました。これらにつきましては、今年度からブランド構築のためのマーケティング事業としてエリアのブランド化を実践する計画でございます。

平成23年から環境省では山岳環境保全対策支援事業が創設され、長野県でも計画的に山小屋トイレ改善の推進を図りながら、平成32年末までに整備率を85%とする目標がございます。これら国や県の支援をいただきながら、当村においても今後5年をかけて山小屋トイレの改修を進めてまいりたいと考えているところであります。具体的には、本年度はトイレ改修に関する現地調査を行い、方式や工法の検討に加えて概算見積もり及びランニングコストを算出をしております。平成27年度には基本設計を行いながら、環境省や関係省庁への申請を行い、平成28年度に頂上宿舎、平成29年度に天狗山荘の改修にそれぞれ着手する計画であります。

最後になりますが、地域ブランドとはその地域にとって価値あるイメージであると私は考えております。その地域に住みたい、遊びに行きたい、かかわりたいと感じさせるイメージを確立することは観光振興はもちろんのこと、まちづくりに結びつくものでございます。今後も引き続き、地域のブランディングを重要な施策の1つに位置づけ取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で3つ目のご質問、白馬ブランドの確立と魅力発信についてのお尋ねについての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁も含め、あと4分です。質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** ブランドに関してはやるものがたくさんあります。有形、無形、特産物は農産物ばかりではなくて自然景観もこれは大事なところがございますので、ぜひチームを組んでですね、役場の中はもちろんですけれども、いろいろなところとチームを組んで推進していくことをぜひお願いしたいと思っております。村長の公約の部分でも、このブランド化ということ

はたしか出てきているところがございますので、ぜひ今始めても5年後、10年後に果たしてブランド化に結びつくのかというくらいのことでございますし、ほかの地域も既に始めていることでございますので、ぜひ1日でも早く取り組んでいただきたいと思います。

その中で最後に1つだけお伺いしたいと思います。例えばブランド化に大事な特産品なんかに関しては、この施設整備ということは非常に重要でございますが、現在、神城多目的をこの1つの拠点として夢白馬のすぐそばにあるわけでございますが、この特産品に向けての施設整備をされてはどうかと思います。

また、訪れるお客様に対して、どこかにやっぱり観光ビジターセンターというのを白馬村としてつくるべきではないかと思いますが、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 特産品開発の施設整備については、かねがねご指摘もいただいておりますし、私も施設の充実を図りたいということをおし上げてきましたので、その取り組みは今後関係の皆さんとも連携を深めながら取り組んでいきたいと、このように考えております。

いずれにしても、特産品開発については議員ご指摘のあったのは今回ばかりではなくて、以前からおっしゃっておられましたので、その辺のところはやはり大勢の人に起業をしていただくという意味も含めて、それがひいては雇用の創出にもつなげてほしいというお話も過去にはしてきたと認識しておりますので、そうしたことにつながるような取り組みもあわせてやっていきたいと、このように思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、あと1分です。質問はありますか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** やはりどうせやるならば、目指すは日本一だと思います。掲げるならば日本一、さらに言うならば世界一ぐらいの意気込みでやっていただきたいと思います。先ほどビジターセンターのところが漏れておりましたので、そこを最後にお伺いしまして終わりにしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 失礼しました。ビジターセンターは観光局をどうするかというときに、私自身はビジターセンターを兼ねた観光局をつくっていききたいと、こういうふうを考えておりますけれども、ただもう急いでやるべきだということになれば、少し方針を変えなければいけないところでもありますけれども、私が以前から申し上げているとおり、今の観光局のある場所ではその目的が達せられないわけでもありますけれども、糸魚川高規格道路ができた折には道の駅も相当充実したものをつくっていききたいと。その中に今回ですとビジターセンター的なものも含めた案内所、観光案内もできるスペースを当然中に設けていくべきだという考えを持っておりますけれども、このルート発表がどうなるかということで、なかなかそのところまで手が回らないところで

りますけれども、取り組みの姿勢としてはそのルート決定ができれば、建設ができる体制づくりのために基金の積み立て等もしていきたいと、こんなことも思っているところではありますが、一番自分自身でもじくじたる思いをしているのは、非常に長いスパンを、決定するまでにまだルート決定が先になるということが心配であります。状況が許せば、ルート決定がおくなくても支障のない場所に先行投資をしていくという方法も考えられますので、その点も頭の中に入れながら今後対応をしていきたいと、このように思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。質問時間が終了いたしましたので、第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番太田正治議員の一般質問を許します。第5番太田正治議員。

**第5番（太田正治君）** 第5番、太田正治です。よろしく申し上げます。昨年の6月の一般質問で荒廃農地の問題を質問させていただき、その解答の中で、すばらしい景観を誇る観光地として荒れ果てた農地の存在は著しくイメージを損なうものであり、アベノミクスの成長戦略、攻めの農林水産業においても耕地放棄の解消をうたっていることから、国の今後の政策を注視し、対応してまいりますとありました。その後、村長及び担当課の努力により、農業競争力、強化基盤整備事業の中に政策のポイントとして農地の大区画化や配水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに担い手への農地集積、集約化や農業の高付加価値等を推進しますとのことがうたわれており、このことによりこの1月、中部地区真畔地区の関係者との打ち合わせ、そして5月2日には大町地方事務所担当課及び宮澤県議と役場担当課、そこに私太田も入り、深空地区北側の現地視察をしていただき、5月の28日には地区の農家の方々に集まっていただき、打ち合わせを開いていただきました。白馬の中の中心地より荒廃農地が少なくなり、景観がよくなることにより圃場整備プラス換地等のお話が一步ずつ前に進んでいることに感謝と敬意を表したいと思います。

さて、本日は通告書に従いまして3点の質問をお願いします。初めに、図書館について、2つ目に教育問題について、3つ目に未就学児童の遊び場についてのご質問をお願いします。

まず最初に、図書館についてでございますが、北小、南小の図書館利用の時間、放課後の時間でございますが、平成24年までは放課後の図書館利用ができておりましたが、25年度より利用ができなくなったと聞いております。なぜそうなったかについてお伺いをしたいと思います。

2つ目に以前もそうだったと思いますけれども、25年度以降は北小の生徒はですね、放課後村の図書館を利用して勉強をし、放課後の活動いわゆるサッカーとか学習塾に行っておられるようですけれども、村の図書館の場所が狭くてですね、勉強するにも一般の人が行って中を見るに

も狭いような気がするということでございます。その辺の解消策についてお伺いをします。

もう1点、一般の村民の声として村の図書館の蔵書が少なく、他の市町村の図書館と比較すると大変不便だという声を聞いております。その辺のことについてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 図書館について太田議員から3つの要旨でお尋ねをいただいておりますが、私のほうからは2つ目の図書館施設についてお答えをし、1つ目と3つ目については教育長が答弁をいたしますので、よろしくお伺いをいたします。

本来、村の図書館として利用している建物は図書館として建設をした施設ではありませんので、機能的に十分であるとは言えず、保護者と子どもたちの待ち合わせの場所にも使うことができない状況でございます。その部分ではご質問の場所が狭いということになろうかと思っております。

私自身も過去の定例会で、本来の図書館機能を備えた今様の図書館の建設をしたい、箱物施設の建設はよほど慎重に考える中でも図書館建設だけは実現をしたい思いを強く持っているということをお話をした経過がございます。したがって、何としてもこの図書館建設についてはいろいろ当時は厳しい財政状況があったことから、本の選別を簡便にしながら必要な図書については大町市等の図書館と連携をとりながら、こちらで持ってきて必要な方、求める皆さんの要望にお応えをしていく制度を今はとっているところでありますけれども、決してそれで十分とは思っておりません。基金の積み立て等の計画をしながら、図書館建設に向けてこれからの取り組みをしていきたいと、このように考えているところでございます。

また、この図書館が観光客に対する雨対策としても白馬の歴史、伝統文化を知ってもらう1つの拠点としても広く利用できる施設、多様な用途に応えられるような、そんな図書館建設をしていきたいと考えているところでございますし、また一方では情報通信の発達により、情報機器の端末に接続するだけで資料、文献等が簡単に検索可能となってきた状況も、これからの図書館の整備には関係してくる部分も多々あるかと思えます。いろいろな角度から検討しながら、真に必要な図書館の建設に向けての取り組みを進めていきたいと考えているところでありますので、私のほうからは以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 引き続き、答弁を求めます。横川教育長。

**教育長（横川宗幸君）** 私からは1の北小、南小の図書館利用時間及び図書館司書の在籍状況と3、図書館の蔵書が少なく不便と聞くが現状はについてお答えをさせていただきます。

最初1つ目の北小、南小の図書館の利用時間及び図書館司書が在籍しているのかのご質問でございますが、学校図書館の開館時間は、白馬北小学校では図書館の利用できる曜日は月曜日から金曜日の午前7時55分から3時55分までとなっております。図書館司書については司書教諭の配置基準に該当するため、北小学校に村費で1名配置しているところでございますが、中学

校では配置基準には該当しておりませんが、北小の図書館司書が週2日ほど中学校を見てもらっております。司書の不在となる場所は、図書館委員会のメンバーが朝と休み時間に開館するなど担任、図書館系の職員もカバーをしております。

授業などによる活用は、司書の在館曜日を基本に各学級1週間に1時間は図書館の時間を設定して利用しております。また、司書はタイムリーな話題と関連させながら本の紹介をしております。現在はサッカーワールドカップに関連させながら、他国の様子を紹介している国際理解の本を図書館前に展示したり、参観日には親を待つ子どもを図書館で見させていただいたりしております。

白馬南小学校の開館時間は、月曜日から金曜日までの午前7時55分から8時5分までと10時25分から10時45分、午後1時15分から1時25分、ただし水曜日は午後1時15分から1時45分まで開館をしております。図書館司書は村費職員が兼務で担当しており、授業等への活用として週1時間各学級の読書の時間に読み聞かせや本の紹介、読書指導を行っております。さらに、司書不在の場合は児童会図書委員や担任による貸し出しも行っております。

それから通告にはございませんが、25年度より北小で放課後利用ができなくなっているのではというご質問でございますが、25年度より学校の安全管理面から下校時刻以降、3時55分以降は下校でございますので、学校にはいないようにということで帰宅をしていただいております。25年以前については下校時刻であっても不在のところで図書館にいたりしたケースがございました。安全管理の面から完全下校以降は学校に残らないことを基本とさせていただいたところでございます。

3つ目、一般利用者の声として、白馬村図書館の蔵書が少なく、他の村と比べると不便であるとの声を聞くが現状はご質問でございますが、白馬村図書館の収蔵する蔵書数は4万5,000冊を上回っております。展示スペースが狭いため多くの本が展示できない状況になっております。近隣の市町村の蔵書状況は小谷村3万1,000冊、大町市12万冊、松川村5万3,000冊、池田町6万5,000冊でございます。

現在の白馬村図書館は、旧法務局の後利用として村民図書室を拡大し、図書館として利用してきている施設でございます。本来図書館の持つ機能にマッチしていない施設でございます。図書館の運営については図書館運営協議会がございますので、委員の皆様方や利用者の皆様方のご意見を聞きながら、改善できるところは改善してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上1番、3番の答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 大変申しわけないんですが、先ほど村長から蔵書の関係で大町のほうとの連携というようなお話もあったわけなんですけれども、そういうことが正確にそれが表立っているのでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** お答えをさせていただきます。現在、図書館につきましては長野県の図書館全体です、ネットワーク化されておりまして、その図書館にある本を白馬の図書館に宅急便で送っていただきながら利用していただけるというシステムサービスがございます。それを使っていただいて、こちらでお貸しをして、またご覧をいただいた後、またこちらのほうからもとの図書館のほうへ送り返すというようなシステムのサービスがございますので、それも利用していただいておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 私の勉強不足という部分もありましたけれどもですね、ホームページを見ますとインターネット云々って書いてありますが、この辺が図書館利用する地域の人たちが全ての方が知っているのか知らないのか、その辺もありまして、私のところにですね、蔵書が少なく他の市町村と比較すると不便だという話が入ったわけなんでございますが、その辺についてもうちちょっとわかりやすく図書館の中に掲示するなり、ホームページでわかりやすく掲示することができるのかできないのか、その辺についてお伺いをします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** お答えをいたします。議員ご指摘の点はごもっともでございますので、今現在窓口で問い合わせがある方につきましては、そのような対応をしておりますけれども、広く広報をしてホームページ等も使いましてですね、いろいろな図書館にあるご自分の見たい本を何とか探しながらかご覧をいただける方向に進めていけるようにPRも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 今、課長の言われたことをですね、ぜひ地域住民にわかるような形で掲示をしたりして周知をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、先ほどの小学校の図書館の開館時間、私もちょっと通告し忘れた部分もありますけれども、放課後子どもたちが課外授業といいますか、スポーツに行くとか書道に行くとか学年別によって塾の利用時間が違うものですから、やはりそれなりの待機場所といいますか、近くの人たちは家へ帰って家から出向くことは結構ですけれども、学校から遠い場所の子どもたちはですね、どうしても学校の図書館あるいは村の図書館なり、ある一定の場所がないと安心・安全で通学もできないし、そういうクラブ活動というんですか、そういうものもできないと思います。何かよい方法があるのか、村で考えているのか、その辺をお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 先ほどの村長のお話の中にもございましたとおり、複合施設でないという部分がございますね、そういうものを生んでいると思っております。また、教育長の答弁に

もございましたが、完全下校ということで学校の中から子どもたちは出ていただくという形にとっておりますので、その中で子どもたちの待機する場所ということが本当に重要な部分になってこようかと思っております。そういうものも含めて図書館協議会あるいは地域の皆さん等の意見をいただく中で、複合施設として充実できる場所を早く検討し、その中で計画を練り上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。子どもたちの安心・安全で通学ができてですね、学校から無事に家に帰るような方策をですね、ぜひ立てていただいてですね、お願いをしたいと、そんなふうに思っています。

次に、2番目の問題についてお伺いをします。教育問題の関係でございますが、この4月1日現在です、北小の生徒数が329名、南小の生徒数が121名とありまして、北小は南小に比べると約2.7倍の大勢の生徒さんがおると。強いて言えばですね、各学年別でいくとですね、南小ではですね、20名以下になっている学年が2年生で17名、5年生で15名という数字になってきております。その反面、子どもたちだけでなくですね、大人も白馬からだんだん少なくなっているという話も聞いておりますけれども、この辺の数を見ていくとですね、子どもたちに教える先生たちの数も北小は多いは多いんですけども、相当学力の差がつくのではないのかなと、そんなふうに思う次第でございます。

そこにもってきてですね、先般私も議員としてですね、北小と中学校の給食センターの関係で改修が必要だというようなお話の中から、池田松川の給食センターの見学をさせてもらっております。そういう意味からも含めて南小と北小を統合するような考えがあるのか。あえて言うならば、給食センターを計画するという形になってくるときにですね、ただ給食センターだけ改修するだけでなく、その辺も考えてもらったほうがいいんじゃないかと思ひまして、村の考えをお聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員から教育問題についてのご質問であります。私からは小学校の統合についてお答えをし、学力差については教育長が答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

北小と南小、中学校の児童・生徒数については、平成26年4月1日現在、北小学校が329名、南小学校が121名、中学校が234名となっております。そして、北小、中学校の給食をカバーしているのが白馬村共同調理場であり、これまでも議員の皆様からご質問、ご意見をいただいているところであります。

共同調理場等給食施設につきましては、ご承知のとおり老朽化をしており、アレルギー対策や作業環境の劣悪さ等、施設について急を要する検討事項でございます。児童・生徒の減少の状況

については将来の見通しを立てる中で説明はしていくことになると思っておりますが、統合まで踏み込んだ検討にはならない委員会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

しかしながら、急激な少子化によりいろいろな面でも影響が出てくることが予想されることから、将来に向けて統合ありきの話にかかわらず、白馬村の施設を含め広い意味での統合という言葉がちまたで出ていることを考えれば、そのための委員会等も立ち上げてご議論いただくことも当然あり得ることだと、このように思っているところでございます。

そうした将来のことを考えたときには、この共同調理場の大きさ等についても当然それに対応できるようなものにしていくということも考え方の中にはあるだろうと、こんなふうには思っておりますので、この共同調理場問題について委員会等で十分にご議論をいただければと、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 引き続き、答弁を求めます。横川教育長。

**教育長（横川幸宗君）** 太田議員より教育問題についての1つ目として、北小と南小の児童数の差が2.7倍となっている、人数差による教育に差がついてしまうのではないかについてお答えをさせていただきます。

太田議員ご指摘のとおり平成26年4月1日現在の児童数は北小が329名、南小が121名となっております。単純に人数の比較をしますと、そのような数字でございますが、普通学級で見ますと北小は12クラス、南小は6クラスと倍のクラス数でございます。教員の数では事務職を除き北小は26名、南小は15名と11人多い配置となっております。教員1人当たりの受け持ち平均人数は、北小は27人であり、南小は20人でございます。また、北小には学習支援のため村費講師を1名配置し、対応していることを申し添えておきます。

県教育委員会では、小学校から中学校まで30人規模学級を導入をしております。国基準では35人ですが、少人数集団による指導となるよう教員の配置をしております。1クラス30人以下となるようにし、小学校低学年については学習習慣が身につくよう学習習慣形成として30人を超える場合は、加配教員が配置されるよう国よりも手厚い内容となっております。ちなみに、北小の1年生は61人で2クラスあり、1クラスが31人いるため、これに該当し、教員が学習習慣形成加配として1人配置され、2人で指導に当たっているところであります。

したがって、規模の大きい学校でも1人の教員が受け持つ人数は16人から30人となりますので、小規模学校が一概にクラスの人数が少ないとは限らないことになり、学校間格差を生じることには結びつかないものと考えております。

次に、共同調理場の改修を検討するにあわせ、小学校の統合の考えはについてのご質問ですが、これは先ほど村長から答弁いたしましたので、私からは補足の答弁とさせていただきます。

共同調理場等給食施設につきましては昭和59年に建築された施設で、建築から30年となる大北の中でも最も古く大変老朽化しており、時代の変化に伴い衛生基準の改正等もあり、そぐわ

ない施設となってきました。そのような状況が早く解消されるよう願うところであり、議員の皆様方からもご支援を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

人口減少社会、特に子どもたちの減少は大変頭の痛い問題で、長野県教育委員会でも県下の小中学校の児童・生徒数が減少するのに伴い、少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策が策定されたところでございます。

およそ20年後の2035年には、県下の児童・生徒数が現在の約6割まで減少することが予想されております。南小の児童数は現在121人であります。仮に県教委の想定6割としますと、児童数が70人、1クラス当たり12人程度に減少するものとなります。

学校ではそれぞれ学年ごとに人数により学級を分けておりますが、この学級の編制基準が1つの目安になるのではないかと考えております。1学年の児童・生徒数が8人を下回るようになれば、学級編制が1学年できなくなってまいります。いわゆる複式学級の対象となってまいりますので、このあたりが目安ではないかなと思うところであります。

また、数字的なものだけでなく、南小学校は神城地域の核となっております。まだ先の話となりますが、地域と地域を結ぶコミュニティーの場であり、地域住民のよりどころとなっているところかと思っておりますので、そのあたりを十分考慮した対応が必要と考えておりますことと、国の教育審議会でも小中一貫教育等についての研究もありますので、社会情勢の変化等も見ながら必要な時期となりましたら、理事者とも相談しながら研究検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、太田議員の答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。今、教育長の話聞いていますとですね、1学年8人を下回ればというお話が出てきましたけれども、現在5年生で15、1年生では、すみません、南小ですけれども、5年生で今現在15名、それから1年生では23名という数になっておりますけれども、県の方針の9年後ですか、9年後ぐらいに1学年8人を下回ればというようなお話がありましたけれども、小中一貫校という話も出ました。しかし、急にぽっとお話出てもですね、敷地の問題とかいろんな部分が出てくると思います。話が始まって5年、10年はかかる問題だと思いますけれども、南小の今後ですね、入学というか在校生の数、いつごろだったらどのくらいになるという予測はできていますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** すみません、ただいま数字を手元に持ち合わせてございませんので、資料を用意させていただきましてお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、他に質問はありますか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** それではですね、ちょっと話を変えまして、数字だけで動いていく話ではありますけれども、昔の話をしちゃうと失礼なんですけど、本当に自分たちが白馬中学へ入ったときはですね、昭和34年に開校されて、ちょうど私たちが1年として入学をさせていただきました。そのときにはですね、私たちのクラスでも40名から45名という数で、前から並んで壁につくくらい的人数がいました。そういうものを比べるとですね、年数もたっておりますけれども、少子化の時代でだんだんと村の様子も変わってきますので、ぜひですね、人数に捕らわれることもなく、ある一定のですね、小学校の交流も含めてですね、生徒交流も含めてですね、ぜひ1つの学校にできるような検討を始めるべきだというふうに思っておりますが、その辺のご検討ができるのかできないのかをお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 言葉では統合という言葉は出ますけれども、実際にそれぞれの地域において統合というような話がひとり歩きをするようなことになれば、非常に問題が大きくなっていくというふうに認識しております。といいますのは、私も就任早々北部保育園、中部保育園、南部保育園の統合をするときに大変苦勞をした思い出がございます。そうした中でもワーキンググループをつくりながら時間をかけて理解をいただいたところでもありますけれども、結果から見れば、1つの登園の問題についても当初が一番遠いところから円を描いて、その距離範囲にあるあなたは歩いて登園をしましょうというようなことにすら、大変保護者の皆さんは心配をされたと、なくなってから今の状況に落ちつくまでには大変時間もかかったというようなことが思い出されているところでありますが、こと学校を統合するということになれば、またそれなりきのきちんとした組織での検討が必要になってこようかと、こんなふうに思っておりますし、議員ご指摘の余りにも数の格差がつき過ぎているという事実も大きな、このままの状況で果たしていいのかというようなことも議論の的にはなつてこようかと思ひます。すぐに結論が出る問題ではありませんけれども、将来を想定をした議論をしていく時期は来ているのかなと、こんなふうな思ひをしているところです。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。一応やっぱり検討時間というのは相当かかると思ひます。ぜひ前向きな考えでですね、検討というか相談をするような場をつくっていただいでですね、いろいろと考えていつていただきたいと、そんなふうに思ひています。

先ほど言ひました給食センターの関係でございますけれども、やはり給食センターのほうを見させていただくと、働いている人たちの苦勞さというのは大変なものだと思ひています。夏になると暑くて、よく仕事ができるなというふうに思ひしております。この辺の改修検討委員会の立ち上げというのは、いつごろになるんでしょうか、お伺ひします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横川教育長。

**教育長（横川宗幸君）** 検討委員会の立ち上げの時期のご質問でございます。ただいま検討委員会の要綱の案の整備をしながらというところでございます。今その案、最終段階に入っております。法規審査等へかけて実施に移していく、そんな形でありますので、よろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 改修の件は今の場所につくるのか、その辺も案の中に入ってくると思います。先ほどから言っておりますように最終的には3校で利用できるような場所をぜひ検討いただいてですね、早い時期に改修をしていただきたいと、そんなふうに思っております。それではですね、時間もありませんので次の問題に移りたいと思います。

3番目として未就学児童の遊び場についてということで質問してありますけれども、村の中に未就学児童、保育園にも行っていない、幼稚園にも行っていない子どもたちですね、遊び場がこれというところがありません。質問のところにはですね、グリーンスポーツというふうにして名前を入れましたけれども、やはりあのグリーンスポーツの中に行ってもですね、小さな子どもたちが砂場もないし、ただ走って歩くくらいの場所しかないと思います。やはりその辺も含めてですね、グリーンスポーツを利用した人たちのお客様からもクレームやご意見がないのか。

それから2つ目として、旧保育園、今の子育て支援ルームのところでございますが、施設を利用している人たちは施設のところで遊べると思いますけれども、利用していない人たちがその施設の中の場所を利用できるのか、その辺についてお伺いをします。

そしてですね、村として小さな子どもたちがですね、安心・安全で遊べる場所をつくることのできるのかどうなのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員3つ目の質問であります未就学児童の遊び場について、3点のお尋ねをいただいております。未就学児童の遊び場について、1つ目の遊び場のないことにお客様よりクレームや意見はないのかとのご質問であります。グリーンスポーツ施設は昭和53年に開場をしておりますが、長年の経過から木材でつくられていた施設は自然淘汰されてまいりました。野外活動施設として楽しく遊んでいただいておりますので、現在のところクレームはお聞きをしております。

未就学児童と就学児童が混在して遊ぶということは、体力面から見ても大きな差があり、なかなか困難なことでございます。したがって、利用者から怖い、危険との声が出されることはございます。特にグリーンスポーツでは未就学児童と保護者が一緒に遊べる遊具等を利用させていただいており、芝生広場ではボール遊び等多種多様な利用が考えられますが、自然を生かした遊び場として遊具は滑り台、ジャングルジム、シーソーなどの施設を配置してあります。

2つ目の子育て支援ルームの遊び場についてのご質問であります。ご存じのとおり旧中部保

育所を有効活用するために保育園時に設置した遊具を点検等を行うなど、使用できる遊具は生かすとともに徐々にではありますが、固定遊具もそろえているところでございます。本年度に予算計上しました固定遊具の設置につきましては、今月7日に設置が終わっており、複数の遊具による組み合わせユニット式といった総合遊具でありますので、しばらくはご利用いただき、利用者の皆さんから数的な部分についてもご意見を伺いたいと思っております。

なお、施設利用者以外の利用は可能かとのご質問ですが、外の遊び場につきましては門扉等で囲われているわけではございませんので、どなたが利用していただいても構いませんことを申し上げます。

3つ目の村として特に未就学児童が安心・安全で遊ばせる施設をつくることのご質問であります。未就学児童に絞った児童公園的な施設をつくる計画は、今のところございませんが、遊具等が設置されている遊び場的な空間につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

ただ、私も山岳景観を生かした世界水準の滞在型観光地づくりの大きな1つとして、河川公園的なものの整備は必要ということから、松川左岸のところに桜を植樹をし緑化をしながら、そこでお越しをいただいたお客さん、そして地元のお子さん、お母さん方が楽しめる親水護岸も含めた河川公園をつくっていききたいということを申し上げてきましたけれども、そこが議員がお話をされた施設として利用できるような何とか整備をしていきたいと考えているところでございます。

また、聞いた話ではありますけれども、南部の東側の地域の皆さんからはサンサンパークを何とか公園的なものに利用できないかというような話もあるようでございますので、そうしたことについては地域の皆さん方とまたご相談をさせていただき、整備ができるものなら整備をするというような方向で考えていければと、こんなふうに思っているところであります。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと12分です。質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。大きな固定遊具に捕らわれて自分で質問したわけではございません。やっぱり小さな子どもたちはですね、それなりに親と遊べて、子どもが元気になるればいいんだというふうに思っております。

1つは今お話がありましたようにグリーンスポーツの中で、今までのお客様からクレームやご意見がないというようなお話でございますけれども、できれば自分の希望としてはですね、芝生も結構でございますが、やはり砂場みたいなものをつくっていただいでですね、小さな子どもが遊べるようなものをつくっていただければと、そんなふうに思っております。その辺は改善できればしていただきたいということでございます。

それから、子ども支援ルームについては規制がないということでございますので、ただ一般の人たちは子育て支援ルームというふうに名前がついているためにですね、なかなか入りづらい、

そんなふうに思っております。できればですね、その辺の周知もしていただいでですね、誰もが気楽に遊べるような形にさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

それから今、河川公園のお話が出ましたけれども、やはり河川公園でという話になればですね、もっとPRをしていただいでですね、大勢の皆さんからご利用いただくということが大事かなというふうに思っておりますので、ぜひ多くの皆さんにご利用いただくというような周知といいですか、そういうものをお願いしたいと思っております。最終的には村民の皆さんにご利用をいただくという形をとっていただくということで、私の質問を終わらせていただきます。お願いします。

**議長（横田孝穂君）** 先ほど太田議員の一般質問に対して答弁がされていなかった件がございます。答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 失礼いたしました。先ほど議員からご質問がありました南小学校の入学児の予測でございます。これにつきましては転入出がございますので、当然人数の変更はあろうかと思っておりますけれども、現段階で捉えている数字は来年度19名、再来年度20名、その次が12名、15名、14名、10名ということで推移してきております。今申し上げたとおり転入出がございますので、数字の前後はあろうかと思っておりますけれども、数字は以上でございますので、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 太田議員、質問はありませんか。いいですか。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。これで質問を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 質問がありませんので、第5番太田正治議員の一般質問を終結いたします。ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、1、職員採用・人事について、2、下水道受益者負担金・事務改善報告書及びその説明会についての大きく2つについて伺いいたします。

今年も4月に新人職員6名を迎え、人事異動による新たな顔ぶれで1年がスタートいたしました。当然、公務員の採用及び人事は公明正大で誰が見ても納得がいくものでなければなりません。情実、口きき、しがらみで採用、人事が動くといったことは当然あってはならないことです。

このような認識のもと、職員採用・人事については、1、職員採用の際の試験と手順はどのようなものか。

2、職員の異動や昇進はどのような基準に依っているか。

3、現在の採用・異動・昇進の方法で職員のやる気を十分引き出せていると思うかの3つをお聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 伊藤議員からは2つの質問をいただいております。最初の職員採用・人事についてのご質問であります。まず、職員採用の際の試験と手順であります。職員採用試験につきましては、第1次試験と第2次試験を行い、第2次試験は第1次試験の合格者に対して実施をいたしております。第1次試験は県町村会で開催する町村等職員採用試験を利用し、採用する職種に応じ2時間程度の教養試験、または専門試験と共通検査の職場適応検査、一般性格診断検査を行います。第2次試験では面接試験と作文試験を行い、合格者は採用候補者名簿に登載した上で、その中から採用者を決定するという流れになっております。

2つ目の職員の異動や昇進はどのような基準に依るのかとのご質問であります。職員の異動や昇進の基準につきましては、明確な規定というものは定めておりません。昇進については経験年数、能力や適性などから総合的に判断して任用してきているところであります。

異動については、短い周期で経験させることによってモチベーション低下の防止や幅広い経験による広い見識の習得につながることから、異動対象者の勤務年数は3年から5年としているところであります。

今後は、適応力の高い若い職員には短期間に複数の職場を経験させ、基礎技術を習得するとともに幅広い知識、経験を身につけていただき、10年以上の職員は本人の希望や上司の評価を踏まえ、適性に合った職場で知識及び技術の専門性を深めていただきたいと、このように考えております。

3つ目の現在の採用・異動・昇進の方法で職員のやる気を十分引き出せると思うかとのご質問であります。職員採用、異動、昇進については、今ご説明申し上げたところであります。行政運営の効率化や組織全体の活性化を図るため、職員の勤労意欲の維持にも配慮しつつ行っているつもりであります。先ほど職員の異動、昇進に明確な基準は定めていないと申し上げましたが、この4月25日に人事評価制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決成立いたしました。これまで職員の異動、昇進について明確な仕組みがなかったことから、本村でも今後人事評価制度の導入を進める中で公平、公正な職員評価に基づき職員の経験や能力を考慮し、総合力や専門力を高め、それが反映される人事異動の仕組みを構築していきたいと考えております。

最初の伊藤議員の職員採用・人事については以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。1次と2次があつて、2次試験では面接とか作文。すみません、1次では筆記をメインとしたものかなと思っております。

それでは、筆記試験の問題及び解答例は公表しているのかを伺いたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 公表については、現在しておりません。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 公表されていないということになりますと、例えば不採用になったりした受験者が自分がどのような点数といいますか、どのくらいなレベルにいたかというような結果を聞きにきた、そういったような例はありますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 昔というか過去のことは、はっきり確認できておりませんが、聞く話の中でですね、本人は納得できないため再度電話等で、また文書等で来た経過はあります。来た段階で丁寧に文書、回答等してあります。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、他に質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ただいま、先ほど村長からいただいた答弁の中にはですね、推薦というような文言はなかったかのように聞き取れましたけれども、例えばですね、関係者からの推薦があった場合ですね、とか受験者が役場職員、もしくは村に何らかの貢献をした人の子弟や親戚などに対しては、どのような対応をされているのかをお聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 結論から申し上げますと、そのようなことを一切受けておりませんし、そういったことを採用に反映をしているということは全くございません。ぜひご承知おきをいただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 全くないというご答弁をいただきましたので、私はその言葉を絶対に忘れないようにしたいと思っております。

次ですが、職員の異動や昇進はどのような基準によっているかということでございますが、明確な基準はなく、総合判断によるものであるということで一応、村長の任命でされるということよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 最終的に当落の決定、採用は私の、村長の名前で出ていると思います。

**議長（横田孝穂君）** 昇進に対してです。

**村長（太田紘熙君）** 異動、昇進については、私の辞令が出るということであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、他に質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 人事といいますか異動の場合は適材適所というような言葉をよく聞くんですが、例えば自分が望まない部署に職員が異動になった場合にですね、任命権者である村長と

話し合いを持つとか協議をするといったことは可能ということではよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 先ほど申し上げましたように、若いうちにいろいろな課を回って経験をしていただくことで、その課の事務を理解をしていただくということは、ある意味必要なことでありますので、当然若いうちは各課を経験していただくということが基本になろうかと思えます。そうした経験を積みながら10年、15年というような年数がたってきますと、やはり今の時代に合ったエキスパートをやっぱりつくっていく必要があるという観点から、異動の対象を決めているわけでありまして。

特段、職員もあの課は嫌だとか、この課はどうだというような話を直接私は受けておりませんし、大体3年から4年、長くても5年の異動ということは頭に入れながら、異動をさせておりますので、人よっての適性というものも当然その間に出てくることもあろうかと思えます。そうしたことを数値とか何かで明確にすることは非常に難しいことでありますけれども、最近人事評価制度というようなものも入ってきておりますので、そうした制度を導入しながら職員には納得をしていただき、いかなる場合においてもモチベーションを高めて、村民目線での仕事に取り組んでいただくということが一番大事なことだと、こう思っておりますし、そうあるべきということで私も指導はしているつもりであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 若い方は3年から5年の周期でいろんな部署に行っていただく。

10年以上は希望もとるということでよろしいかと思えますが、それでよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 希望をとるということは、その本人の希望どおりになるかということとは別だと思えますし、全て私が職員を一人一人全部判断をしているわけではありませんので、そういった意味で基準がない中でその人の適性を見ていくということになろうかと思えます。10年と言いましても、役場の職員として定年まで10年、15年で終わる人というのはいません。ですから、大学を仮に卒業しても30年近く勤めるわけでありまして、同じところに優秀な人でも同じところに10年、20年いていいかということも問題はあろうかと思えますが、いずれにしても、どこの部署に行ってもモチベーションを高めてやることは当然でありますし、また専門性を高めていくことも必要であろうと、そういう観点から自分なりにそういった職員の教育をしてきているつもりであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 明確な指針といいますか人事評価制度を導入し、今後やっていかれるというご答弁をいただきましたので、職員がやる気を失うことがないように意向を聞いたり話し合いができるような、そんな体制をとっていただければ、そのように思っております。

かのアメリカの大統領ケネディは、自分と意見を異にする人間を少なくとも二、三人側近として置き、多面性を重視することで自分の考え、政策が正しいかどうかを考える状況にさらしていたとして有名であります。

首長に忠実である職員ばかりを優遇すれば、画一的で柔軟性がなくなり、多くの住民を視野に入れた政策はできなくなります。ケネディのように首長にクリティカル、日本語で言うと批判的というような言葉にかえられるかと思いますが、実際は疑問を呈するような、そのような職員こそ大事にしていくべきと私は思います。そうしたならば、次の質問であります下水道問題の発生も抑制でき、あのように泥沼化することを防げたのではないか、そのような気がいたしております。下水道事件は本村の運営の基本的欠陥が噴出したものと認識しております。つまり、この問題の処理を誤れば、村政の改革と再生はおぼつかない、そのように思います。そこで、現太田村政がどのようにこの問題を捉え、どう解決するかを5つの質問から伺いたいと思います。

1番、3カ所の説明会での一般住民の出席人数の合計は35人程度であった。問題の深刻さを考えると出席者の数が極端に少ないが、それをどのように評価するか。

2番、「不公平感をなくすために受益者負担金の単価を下げ、差額分を返還すべきだ」との意見が住民から出たが、村長はどう返答をしたのか、改めて確認させていただきたい。

3、上下水道課長は説明会で、「下水道事業を進めるのにあたって、アンケートをとって民意を調査したが、住民は事業に賛成だった」と言った。そのアンケートの内容と結果を数字で提示していただきたい。

4番目、村長はあいさつ、(5月27日)で「(下水道問題はこの説明会で)終止符を打ちたい」と言ったが、「終止符を打つ」というのはこの場合「真相が明らかになり、今後の対応策が確立している」と考えてよいか。

5番目、報告書は事務事業の検証と改善案であり、20年超に及ぶ下水道事件の全体の検証にはなっていないが、どのように考えるか。

以上のご答弁をよろしく願いいたします。

**議長(横田孝穂君)** 答弁を求めます。太田村長。

**村長(太田紘熙君)** 2つ目の問題であります下水道受益者負担金・事務改善報告書及びその説明会についてのお尋ね、5つの要旨によって質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の説明会への出席者数であります。篠崎議員のご質問でもお答えをしたとおり、出席者は延べ67名と少なかったわけではありますが、昨年来この問題につきまして集落懇談会の席上や議会答弁、ユーテレ白馬の番組、「広報はくば」等で経過報告と再発防止のための改善についてお伝えをしまりました。また、受益者負担金事務改善報告書概要版を作成し、村民の皆様へ配布をいたしましたことから、一定の評価をいただいているものと思っております。この報告

書の内容と再発防止のための取り組みについて確実に実現するために、理事者、職員とも取り組んでまいりますので、どうかご理解をいただきますようお願いをいたします。

2つ目の不公平感をなくすために受益者負担金の単価を下げ、差額分を返金すべきだとの住民意見に対しましては、ご意見については篠崎議員にもお答えをしたとおり、真摯に謙虚に受けとめていきたいと考えております。負担金の単価は、末端管渠整備費用相当額として算出をしたものでございます。今回の説明会でいただいた幾つかのご意見を受けとめ、検討、対応してまいりたいと思っております。

3つ目の下水道事業を進めるに当たり実施したアンケートの内容と結果であります。昭和62年度に作成された白馬村公共下水道計画基礎調査報告書によりますと、昭和59年9月に実施をし、下水道事業アンケートの調査結果は、下水道の整備時期の設問項目では、一刻も早くが34%、できるだけ早くが26%、必要になったときが29%、整備の必要なしが5%、わからないが4%、無回答が2%となっております。

4つ目の終止符を打つというのは、真相が明らかになり、今後の対応策が確立しているという考えかたのご質問であります。説明会の中でもご返答したとおり、この改善報告書をつくるに当たっては、隠すことなく全て正直に申し上げてきたつもりであります。しかしながら、ご理解をいただけない部分もあったかと思っております。そうしたところを真摯に受けとめながら足りない部分については、また皆様にお知らせをする機会をつくるといった、そんなことを繰り返しながら皆様にはご理解をいただきたいと、このように考えております。今回の問題で皆様に大変なご迷惑をかけたことを十分反省しつつ、次のステップに向けて事務事業を進めていかなければいけない状況もございます。

5つ目の報告書は、20年超に及ぶ下水道事件の全体の検証になっていないが、どのように考えるかたのご質問であります。この報告書の内容には十分信頼性の持てるものだ、このように思っておりますが、やはり篠崎議員の質問でもお答えしたとおり、そうは思っているもご指摘によりますと、まだまだ信頼度が低いというようなこともございます。第三者機関に調査を依頼すべきだというご意見もいただいておりますので、とりあえず報告書の内容について、外部のご意見をいただくことも必要かと考えているところであります。

以上で、2番目の質問についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 答弁ありがとうございました。今回の報告書で一定の評価を得ているという感じがしているということだと思います。私、この最終版ですね、3月に出された報告書の最終版は100ページくらいになるんですが、12月の報告書案よりもさらにバージョンアップといえますか、ページ数が増えておまして、正直読むのがおっくうだなというふうに思ったことは否めなかったわけです。

それを読みましたところ、本当に下水道問題は深刻だな、こんなことをやってちゃだめじゃないかなと思ったわけなんです。この深刻な問題というのが本当に住民に伝わっているのかというところをつくづくちょっと疑問に思うわけですが、村長はどのように考えますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。確かに100ページに及ぶ冊子になっているものを村民一人一人が読めるかといったら大変難しいところもあろうかと思えます。そうしたことから経過を含めてですね、これからのこうした問題の発生が起きないようにということを要約版として出したらならば、私は十分お読みをいただいて、ご理解をできた部分というのがあるんじゃないかと、こんなふうに思いますし、全部あの説明会の折にも100ページに及ぶものを皆さん方に全て専門用語も入って、ご理解をいただくことには大変困難であろうということもお断りをしながら、その要約版をつくってご説明をしてきたと、こういうふうに思っております。

私どもとしては、100ページに及ぶ冊子であっても包み隠さず皆様にお知らせをするということ、その取り組み姿勢についてはぜひご理解をいただきたいと思えます。

いろいろご批判もあるでしょうけれども、あの100ページが仮に30ページで終わってれば、逆にこんなものでわかるかということにもつながろうかと思えます。ぜひその辺のところは少なくとも伊藤議員におかれましては、あの厚い冊子をお読みをいただいて、それで問題点があったということでしたら、またご提言、ご意見をいただければと、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 確におっしゃられるように、概要版の場合は経過と発生抑制がメインだったかと思えます。私が一番知りたいのは、村民も住民もさることながら村長自身もこの下水道問題は深刻だとお考えでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 平成6年から始まってきた問題、本当に全庁挙げての取り組みをして調べ上げたものであります。1年、2年ではなく、もう十数年にわたるものを最初から調査をする、その過程においては資料のないものもあったということも正直に申し上げておりますし、ぜひ調査をした担当職員、本当に寝る間を惜しんでの作業をしてきたわけでありまして。その調査自体を見る私にとっては、下水道問題は大変な問題だなと感じない者は、私ではなくても当然いたというふうに思っております。

私も村長という立場でよくここまで調べ上げてくれたなど、担当職員には感謝をしていると同時に、やはり下水道問題の大きさを自覚をしているところでございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ただいまいただきました答弁によりますと、あの調査を見ると、担当課ですね、下水道課の調査を見ていると大変だということを実感されたということでもいいかと思

ます。

ちょっと人数のことでちょっと戻ってしまいますが、議会初日の村長挨拶の中です、参加者は延べ67名とおっしゃったんですが、私の調べでは一般住民は35名だったと思います。残りの32名はどのような方だったんでしょう。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 延べは67名で、実質という用語弊があるかもしれませんが、住民の方はおっしゃるとおりなんです、役場の職員、管理職の方も出ておりましたし、それから区の当役の方も積極的に参加をさせていただいて、この問題の奥深さを知っていただいたということがあります。人数は67名であります、これが多いか少ないかというのは別として、今なお67名の方々がご心配をされているという事実がありますので、その辺は深く受けとめたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 67名というのは役場の職員の方たちとか我々議員とか含めて67名で、一般の住民の方は35名だったかと思えます。やはりこの35名という数字なんです、やはり少ないと私は思うんですね、事の深刻さを考えると。そうするとやはりこの運営の仕方、行政側のほうの運営の仕方に問題があるのではないかというふうに思うんですが、その辺の反省点とかはございませんでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 先ほども申し上げましたとおり67名が多い少ないかは別として、村民の皆さんが本当に心配なさっているということは重々承知しておりますし、結果としてまだ今なお67名の方がわざわざ村内3カ所の会場に足を運んでいただいて、この問題の真相を聞くという行為に出してくれたことに対しては本当に感謝を申し上げます。

村内で南、中、北で3カ所でやりましょうよということは、当初から申し上げていたことでもありますので、それをまずは実施をさせていただいたということでもあります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** まずは実施した、3カ所を実施したということでしたが、今後もそのような、もし疑問点があればやるというようなお考えでよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 先ほど議員の質問にもありましたけれども、この3会場の会議録なりを公開していくという行為が先だろうと思っていますので、それを至急取りまとめして、それをまた公開をすることによって、新たなお問い合わせ等があれば、それには丁寧に答えていきたいと思えます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 2つ目の不公平感をなくすために、受益者負担金の単価を下げるということに関するご答弁が真摯に謙虚に受けとめていただけるということで、今後検討をし、対応をされていくということだったかと思います。午前中の答弁にもあったかと思うんですけども、専門家に相談して、いつごろをめどにというふうにお考えなのか、大ざっぱな見通しでも結構です。一応の予定としてどの程度をめどにしているかをお聞かせください。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 午前中に篠崎議員のご質問にもお答えしましたとおりでございまして、現在検討もしておりますし、それから専門家への問い合わせにつきましては行いますと、先ほど村長が答えたとおりでございますので、問い合わせをしながら進めていくということでございます。順次やっていくということですので、まだ具体的な時期というのは現時点では申し上げられませんが、速やかに進めていくということでお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 具体的な時期が見えないということですので、なるべく早目にいつごろかというのをお知らせ願えればと思います。

また、先ほどの同じ質問の内容ですが、不公平感をなくすためにという意見ですが、村長は本村の下水道の負担徴収は、どういう点だと不公平だと思われませんか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** ちょっとお答えに迷うところがありますけれども、いろいろな問題がありますけれども、決めたとおりの実行ができていれば、基本的にそこに不公平感というのは生じなかったのではないかと、このように思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 決めたとおりのことは賦課がえということかなと、ちょっと推測するんですが、報告書の39ページにですね、納期限を1カ月以上経過しているのに前納報奨金が支払われたケースがあったという記述がございまして。しかも、期限後に納付した負担金に交付した報償金平成10年から23年の合計は710万円にも上るといふふうになっております。これは極めて不公平ではないかと思いますが、どのように思われますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 結局、その不公平感というのは私にも理解できますけれども、その不公平感が出たことは、決めた手続に沿ってやっていけば不公平ということは出なかったと、このように思っております。最初から不公平感のあるもので事務処理をしてきたとは到底私も想像できませんし、ただ弁解をさせていただきますと、20年近い月日がたっているその当初のことを今の職員につぶさに数字の上ではわかっても、そのときの実際のやりとり、なぜそういうことがいふことは、そこまできちんと調べ上げることは非常に至難のわざであるといふふうに思っています。

ころでありますので、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいと思いますが、繰り返しくなりすけれども、高い、安いということは別にして、当初決めた負担金で決めたとおりの手続どおりで事務を進め、そして納入をしていただければ、こういう不公平感が発生しなかったんではないかと、こういうことを申し上げているわけで、結果として、こうした問題が出てきた、その事務的手続が間違っただけによって起きた不公平感というものは、もう認めざるを得ないと、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ちょっと私がお聞きしたのは違うかなと思うんですけれども、私が聞きましたのは前納報奨金ですね、こちらのほうが期限後であっても一括で支払う意思を見せた受益者には報償金を交付していたものと推察されるというふうに書いてあるんですね。ということは期限後であっても報償金を出していたということだと思います。そういったことがあったという事実は多分この最終版の報告書にしか、12月に出た案のほうには載っていませんでしたので、こういったことがあったということは、やっぱり赤裸々に住民に知らせるべきだと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** まさに議員さんがおっしゃるとおりであります。12月の報告書が途中経過でしたので、ちょっと不幸にしてこういう事実がわからなかったということでもあります。その後、1月、2月とさらに精査を進めていく上で、こういう事案が発生したということで、最終報告書にはまとめさせていただきました。

ここに書いてありますように、議員さんもおっしゃいましたように納期限から1カ月以上が経過したものに払ったという表記がございます。当時としては少しでも、幾らでもやっぱり納めさせるという行為がこういう結果につながったのではないかなというふうに推察しているところでございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員どうぞ。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 当時のことですので、担当の方がいらっしゃらないので真偽はともかくとして、そういう傾向にあった、1円でも多く早く納入していただきたいというような思いがあったということは否めないということですのでよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** そのとおりだと思います。当時としては何としてでも早く速やかに徴収をしたいというあらわれが、こういう結果になったんであろうというふうに思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員どうぞ。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほどアンケートのこともご答弁いただきましたけれども、アンケートの内容ですが、一刻も早くとかできるだけ早く、必要なとき、あとわからないとか無回答という

ような何というんですかアンケート項目で、何%という数字を出していただいたんですけども、こちらの場合、例えば発送を何通、回収何通、反対何通、賛成何通といったような、そういったアンケート結果はございますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** すみません、59年に実施したアンケートでございまして、ちょっと当時のものを調べないと、細かな回収率等は、すみません、すぐにお答えできなくて申しわけないです。また調べたいと思います。30年前のアンケート調査結果で、こういった先ほど村長が答えたような設問で、それに対する回答があったということでご報告させていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうしますと、アンケートではやってほしいという方が多かったということで下水道布設に賛成が多かったにもかかわらず、このように不納が多くなった。そうすると、払えないのは住民の責任だとか、住民の問題だというふうにお考えでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 下水道事業でこれだけ大きな問題になってしまったことは本当に申しわけないです。ちょっと論点を間違えると、下水道事業そのものがまずいよということではなくて、下水道事業というのはやっぱり住民の生活環境を維持していく上でとても大切な事業であります。ただ、それを進めていく上で事業の内容が等しく住民の皆さん、受益者の皆さんに理解されていたかどうかというところが大きな問題だろうと思います。

事業を始めるに当たっては、担当課では当時それぞれの地域に出かけていって事業の必要性を説いています。それが住民に全てに伝わっていたかどうかというところで、こういう結果が出てきたんだろうと思います。そしてアンケートの結果でおおむね60%の人たちが下水道事業を望んでいるというような先ほど答えがありましたけれども、一方議会のほうでも当時の議会報を見てみますと、かなりの多くの議員さんが下水道事業を早く進めなさいよという発言をしているわけであります。昭和63年の3月定例会で下水道事業を早期着工せよ、平成元年の6月定例会でも同じような早期着工、平成2年の3月の定例会でも下水道事業を推進するために基金の積み立てをしたらどうかというような質問が出ておりますし、平成2年の12月定例会でも一部負担金はどのくらいになるんだというような質問が出ております。

最終的には平成3年だったと思いますけれども、下水道受益者負担金という金額が決まりました。その間に例えばオリンピックまでにどの程度整備するのかということで、むしろ積極的に推進するような一般質問が出ています。だからというわけではありませんけれども、そういった背景を受けて事業進度が異常に進んできているという現象も1つだったのかなというふうに今思っています。決して下水道事業云々じゃなくて、その事業を進める上での手法について今問われているんだろうというふうに思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうですね、まさにおっしゃるとおりで、そこがまずかったのではないかと私は思うわけであります。アンケートが賛成で実際には不納。そうするとアンケートに問題があったんじゃないかということになるかと思うんですね。

負担金が900円で、総額は土地かける900円ということは住民は知っていたのでしょうか。ちょっとわからないので教えていただきたいんですが。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 先ほど申し上げましたように、それぞれの地区に出向いての説明会、リーフレットを、たしか私の見た範囲では1号、2号というのがありまして、そちらのほうに受益者負担金制度が掲げてありますので、当然のことながら住民の皆さん全てではありませんけれども、この事業を実施すれば平米900円の受益者負担金がかかるんだよということをご理解いただけたと思います、全てじゃありませんけれども。ただ、その制度の中で猶予規定があったりという細かなところまでについては、どの程度行き渡ったかというのはちょっと疑問が残るところであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** こちらは村長にいただいた答弁の中で、一定程度のことが評価を得ているのではないかという、住民の評価を得ているという確信を持たれていると思われませんが、この報告書で明らかになっていないということはどのようなことがあるか、もしくは全くないと思われるのか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私も下水道問題の技術的なこと、そして細部にわたる事務手続について全て承知をしているわけではございません。ただ、皆さんがそれぞれ検討をしていく中で、私も挨拶でも申し上げましたけれども、全てを包み隠さず話して、そして皆さんに理解をしていただくことが一番の最善策だということは常々申し上げてきましたし、職員も報告書の中にそういった旨の記載もございますので、できる限りの手を尽くしてきたと、このように思っております。

実際、これでは信用できないということなご指摘もいただいておりますので、それではこのつくった内容にかかわる資料等も出しながら専門家の指導を仰ぎたいというように担当課でも申し上げておりますので、それはそれとして専門家のご指導を仰ぐことでまた結果が出るんだと、このように思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 確かに事務事業に関しては包み隠さず書かれているかと思えます。私も正直びっくりしました。その報告書ではですね、受益者負担金システムで欠損処理しているのに財務会計システムでは不納欠損処理をしていないケースがあったと。どうして決算処理ができ、

決算が認定されたかという趣旨の記述が55ページにございます。もしかしたら数字を意図的に操作したのではないかというふうに考えてしまうんですが、このあたりはいかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 担当のほうからも説明があろうかと思えますけれども、普通の感覚で申し上げますと、一般の人が決算書を見たときに不納欠損処理がなくて、未収金というようなことで計上をされていて、それが決算認定されていけば、通常こうした問題が起きなければ、そのとおりです。みんな信頼されているということになろうかと。ですが、今回の場合は結果として今、伊藤議員が言われるように数字を操作したのではないかというようなご質問に対して私は、職員は意図的に数字を操作をしたということではなくて、不納欠損にせず未収金として回収ができるという誤った認識のもとに数字が不納欠損ではなくて、未収金というところで固定をされてしまったと。これは私の推測でありますけれども、そういったことが数字の間違いになって出てきたのではないかと、私はこのように感じています。

**議長（横田孝穂君）** 続いて答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 不納欠損がなぜされずにここまで蓄積されたのかという趣旨の質問だろうと思うんです、そうですね。

**議長（横田孝穂君）** 伊藤議員、どうぞ。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 55ページなんですけど、平成16年の決算において受益者負担金の不納欠損額はなっていないことになっている。この結果、すみません、ちょっとその前ですね、すみません。それより3行くらい前になります。結局この不納欠損処分は課長決裁を受けた後に受益者負担金システムで不納欠損処理がされている。ここでまた疑問が生じるわけであるが、受益者負担金システムで欠損処理をしたものの、財務会計システムで不納欠損処理をしていなかったものと思われる。その理由として平成16年の決算において受益者負担金の不納欠損額はなっていないというふうに書いてあるんですね。このことをお聞きしているんですけども。

**議長（横田孝穂君）** 窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** ちょっと的確な答えになるかはともかくとして、当時の判断として今のいろいろな論点になっています賦課がえという制度があったんですけど、そちらの制度によってある意味担保されているという解釈も一部にあったと思うんです。要は不納欠損せずに、その分については保留、猶予されているんだろうという解釈の中で不納欠損を計上せずに来ていたという考えが根底にあったと思っています。

**議長（横田孝穂君）** 伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** すみません、ちょっと今のお答えでは私がよくわからないものですから、また改めて質問させていただければと思います。

ちょっとあんまり時間もないことですので、ちょっと次のほうにいかせていただきます。賦課

がえのことなんです、先ほど来出ています、受益者負担金から加入分担金に変更したいいわゆる賦課がえの記述は概要版では2ページに及ぶわけですが、その制度の変更、賦課徴収の方法を変えた事実の法的妥当性等が一切明らかにされておりません。この賦課がえに対して違法だとの訴訟があることを知らない住民もいることと思います。

こういった事件を二度と起こさないという覚悟のあらわれがこの報告書であるならば、住民への情報発信のあり方は非常に疑問を持たざるを得ません。なぜ、村が訴えているのかをきちんと伝え、報告書には少なくとも現在係争中と載せるべきと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 確かに今の現在の状況、係争中であるという状況について正しく載せるというのは、そのとおりだろうかと思いますけれども、賦課がえに至った経過については、さきの篠崎議員さんにもお答えしておりますし、過去の議会の一般質問の中でも私の立場で合法性について話をさせていただいております。これは本当に重要な問題になりますので、判断は別の段階で出るだろうと思いますけれども、今私としては、これはこれで合法的な行為を行ってきているというふうに解釈しています。そういったものが欠けているよというご指摘は、真摯に受けとめておきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 下水道負担金を出した者はばかだというようなことを言った人もいるというふうに聞いております。真面目に払った人たちにしてみれば、払わないと延滞金が高くついてとんでもないことになるよと何より先に支払う努力をしております。

しかし、報告書をよくよく読んでみると、このような下水道負担金を出した者はばかだといううわさは、あながちうわさだけにとどまらないような気がしてまいります。要するに不納がそれだけ多いということだと思えます。村長はこのことにどのように解釈されますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** これは私の推測の範囲でありますけれども、下水道の料金を払った者はばかだというようなことは、当初からあったわけでは私はないと思っております。その過程には払わなくても事は済んだというような意味合いで払ったのがばかだと、払わない者は得をしたというようなこと、それがまた終わってからもこの一連の問題が起きた後もそういう形で出てきたというふうに思っております。それはどちらが悪い、いいという問題ではなくて、事務手続上の結果として、本来払わなくても済むようになったということでは言われている方が多いんじゃないでしょうか。通常、一生懸命払う人は最初から払っていたわけでありまして、たまたま賦課がえということも当初八方地区においては浄化槽の設置があつて、3年以内に入るというような決めがあつたようでありましてけれども、なかなか3年以内に入れる財政的な余裕がなかったというようなことで払えない状況にあつたことが結果として時効になったということで、決して最初から皆

さんが払うことがばかだというような思いで、この下水道事業に個人が賛成をしているわけは当然ないわけでありますので、私にどう思うかと聞かれても、払う者はばかだというような意見が出るような状況は何とか避けたいと思っているのが実情であります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと4分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほどの副村長のご説明の中に、説明会を開いて皆さんに知っていただいたということだったかと思いますが、そもそも下水道法の9条の上げてある供用開始の公示というのですね、これにのっとって公図を含む関係資料の公告、縦覧というんですかね、こちら要するに自由に見せること、すなわち公開ですね。こちらのほうをしていたのでしょうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** これは当然法律行為ですので、その行為をしていかないと事業が進むなり完了はしていきませんので、その都度告示行為はさせていただいていると思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうしましたら、そちらの証明する資料を提出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

またですね、これだけ不納が多いということは、この下水道事業は失敗だったのではないかとするわけであります。多額の不納は納得できない受益者が実力行使に出たということだと思えます。この意思表示は下水道事業の進め方に対する最も厳しい異議申し立てであると考えております。下水道事業は失敗だったと素直に村長は認めますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 白馬村の公共下水道工事に対して導入をするかどうかということは、先ほど副村長が申しあげましたようにアンケート調査をして、進めろということのもとに始めたわけがあります。

しかし、そのときの時代背景を考えてみますと、こうした小さい村で公共下水道をやったという事例は国内でも非常に早い時期の事業着手だったと、このように思っております。そして全て一番の上位法は都市計画法によって縛られていると。その縛られている結果、どうなるかというような事務的な手続については、行政のほうも全く新しい仕事であったがゆえに、全てを理解できなかったということがそもそも間違いの発端になったのではないかと、このように思いますし、今我々が考えますと、この公共下水道の事業は当時オリンピックが来るからということで積極的に推進をしなければいけないということで、国の方針もそしてオリンピックもこの事業の後押しをしたわけでございます。

そして、その事業に当たっては総事業費の5%から7%は自治体で捻出をしろというようなこ

とで、大変事業を進捗する上には財政的な厳しい状況を踏まえながらですね、そしてまたオリンピックという大イベントがあるという、そして世界から見えるお客様に対して、やはり新しい水洗設備でお迎えをするということは、地域住民もそれなりに理解をしていたというふうに私は理解しております。ただ、非常に都市計画法という厳しい法律できちんと縛られているんですよ、それから土地を持っている家屋敷の面積、持っている土地に全てかかってくるんですよというような理解をしていただくための周知方法が間違っていたのかな、十分ではなかったのかなと、そんな思いをしておりますので、ただこの公共下水道そのものに私は反対だったとは思いませんけれども、そうした時代背景があったと、このように思っております。

ただ、私個人の考えとして言えば、農集排のようなものを何カ所にも分けてやればよかったのかなと、こんなことも考えますけれども、しかしそれはそれでまた新たな問題があるように思っておりますので、下水道そのものの整備については私は間違ったとは思っておりません。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間が終了いたしましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月13日から6月18日までを休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等行い、6月19日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、明日6月13日から6月18日までを休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、6月19日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

## 平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月19日（木）午前10時開議

（第4日目）

### 1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月19日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 2 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について

平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月19日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 3 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の再議について

平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月19日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 4 発議第 4 号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に対する付  
帯決議（案）について

## 平成26年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成26年6月19日（木）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 5 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 発議第 1号 白馬村農業委員会委員の推薦について
- 日程第 7 発議第 2号 白馬村農業委員会委員の推薦について
- 日程第 8 発議第 3号 白馬村農業委員会委員の推薦について
- 日程第 9 発委第 3号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書
- 日程第10 発委第 4号 子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第13 議員派遣について

## 平成26年第2回白馬村議会定例会（4日目）

1. 日 時 平成26年6月19日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	平 林 豊
観 光 課 長	篠 崎 孔 一	教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明
会計管理者・室長	窪 田 高 枝	上 下 水 道 課 長	酒 井 洋
農 政 課 長	横 山 秋 一	税 務 課 長	太 田 洋 一
健康福祉課長	吉 田 久 夫	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	松 澤 孝 行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第36号（村長提出議案）説明、質疑、討論

議案第36号（村長提出議案）修正案説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

議案第36号（村長提出議案）再議説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発議第4号（議員提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

議案第37号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発議第1号から第3号（議員提出議案）説明、質疑・討論省略、採決

発委第3号及び発委第4号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長から提出された議案は次のとおりである。
  1. 議案第37号 工事請負契約の締結について
9. 地方自治法第109条第7項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。
  1. 発委第 3号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書
  2. 発委第 4号 子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書
10. 地方自治法第112条第1項の規定により、議員から提出された議案は次のとおりである。
  1. 発議第 1号 白馬村農業委員会委員の推薦について
  2. 発議第 2号 白馬村農業委員会委員の推薦について
  3. 発議第 3号 白馬村農業委員会委員の推薦について

## 1. 開議宣告

**議長（横田孝穂君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

**総務社会委員長（田中榮一君）** 平成26年度第2回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査報告をいたします。本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案4件、陳情4件です。

議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。概要は、地方税法の一部改正により課税漏れ等にかかわる村税の取り扱い、外国法人の取り扱い、法人税割の税率改定、軽自動車税の税額改定などを行うものであります。

質疑に入り、軽自動車税の改定は村民に理解してもらうことが大事である、丁寧な周知をしてもらいたいがに対して、広報、周知をしたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。概要は、地方税法の改正に伴い所定の改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定を

いたしました。

次に、議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。概要は、消防団員の待遇改善のために退職報償金を引き上げるもので、10年以上の者については一律5万円、5年以上10年未満は5万6,000円を引き上げるものです。

質疑に入り、5年以上の勤続者は国の法律によるものかに対して、消防団員等公務災害補償等責任共済法によるものであるという説明がありました。

討論はなく、採決をした結果、議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてであります。概要は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,581万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,708万7,000円とするものであります。

初めに総務課関係ですが、一般管理費自家用自動車負担金10万円の増額は、はくば塾負担金、財産管理費庁舎保守管理委託料4万6,000円の増額は、喫煙所にかかわる機器の管理負担金であります。

次に、企画費地域づくり事業等補助金2,500万円の増額は補助金マイマイガ対策、従来事業の追加300万円、地域活性化対策2,200万円、地域活性化対策、村が補助することで地域活性化と経済活性化を狙うものであります。村内事業者に発注を対象とし、基本額は1地区50万円、追加として人口割で算出をし、50万円から130万円ぐらいの幅になり、26、27年度のどちらか1回とするものです。

次に、非常備消防費104万円の増額は備品購入、市町村振興協会補助により消防団のトランシーバー、活動着等の購入に充てるものです。

質疑に入り、消防費についてですが、現在のものは28年で終わり、デジタルで14台ぐらいになると思うが、機動的に災害時に指揮命令系統が機能するのに対し、デジタルは半数、15台と聞いている。統制局とはデジタルで現場は省電力と考えている。体制的には十分と思う。北アルプス広域のデジタル無線と同じ系列を購入することを考えている。機器の管理は施錠するなどかなり厳格になるので、利用する者を限定し、実施計画では27年度に計画しているが、台数は今後の検討という答弁がありました。

次に、地域づくり事業等補助金について質問があり、1地区50万円は簡単に出るが、行政加入者数は把握しているのかに対して、行政区加入人口ではなく、全体の人口で考えているという答弁がありました。

次に、アパートなども人口に含めるのかに対して、そのとおりという答弁がありました。

それから、なぜ補正予算計上なのか、どの辺まで助成するのかに対して、何か経済対策をしなければとの考えはあった。住宅リフォームは一定の成果があったので廃止したが、何か違うことができないか検討した結果である。地域振興券、住宅リフォームなどの反省から、このような事業をした。マイマイガ対策は議員さんから広報してほしい。事務局での試算では50万から130万を目安に、地区が負担のない10分の10の交付金か10分の9程度の補助金にするのかは今後検討したいという答弁がありました。

次に、想定している具体的な内容はどのようなものかということに対して、一番要望の多いのは外灯のLED化、公民館など地域の公共施設の修繕や水路整備などを想定している。区の加入活動などに利用していただいてもいいと思うという答弁がありました。

次に、村内の事業者を使えば何でもいいと聞こえる、しっかり審査するのか、水路のふたなど農地・水など他の事業と重複する場合はいいのかの質問に対し、内容はこれからチェックをしたいという答弁がありました。

マイマイガは実施済み事業でもよいのかに対し、4月1日からの適用であるので既に着手済み事業でも対象となるという答弁がありました。

次に、農地のマイマイガ駆除は対象になるのかに対し、各地区の公共施設を対象としている、地区の街路樹は対象だが、私有地は対象外となるとの答弁がありました。

次に、住民課関係ですが、環境衛生費の委託料30万円は村内公共施設のマイマイガ駆除に対する委託料であります。

質疑に入り、マイマイガはこれからやる事業であるのかに対し、今回の補正で行ったが、当初予算の範囲内で実施しており、不足分を今回補正しているとの答弁がありました。

次に、健康福祉課関係ですが、保健予防費、がん検診委託料217万3,000円は、クーポン券を発行した対象者のうち未受診者がいたためにその分を補正するものであります。

各課の説明が終了し、議案第36号についての討論に入りました。地域づくり事業等補助金についての反対、賛成の討論があり、反対討論ですが、企画費地域づくり事業等補助金2,500万円が上がっているが、自分としては唐突でもあり、内容が固まっていない部分もある。地域づくりという観点からは要旨は理解できるが、できることならもう少し先でもよろしいのではないかと、マイマイガは喫緊の課題なのでその分を残し2,200万円を外した中での審議でいかがと思う。当初予算では、コミュニティーで500万円あり、各地区から出てきたLED化にも使っている。10分の10という形だが、経済対策か地域活性化になると思う。LED化については経済対策としては偏っていると思う。できる事業とできない事業のすみ分けもできていないし、9月の段階でも遅くはないのではないかとと思う。この場所で決定するよりも2,200万円は繰り延べて内容を検討してもらいたい。

次の討論ですが、各地域の地域づくりを論議してもらわなければいけない。もう少し先でもい

いのではないか。マイマイガは足りないと思うが、地域づくりの2、200万円はもう少し地域の要望を聞いたほうがいいと思う。

次に、LED化で住宅リフォームと同じ効果が出るか、地域活性化になるかは疑問である。いきなり出てきた大きな補正は疑問であり、もう少し地域で話し合ったほうがいいと思う。

もう1つ、未加入世帯の解消の話も出ているが、LEDをつけることによって未加入の解消にはならない。3月のときにコミュニティーに多目につけて、各地区におろしたほうがいいのではないか、今すぐに地域から出るとは思わないし、もう少し地域の要望を聞きながら次回の議会に出す方法があると思うという反対討論がありました。

賛成討論としては、どの集落も外灯の電気料がかなりかかっており、LED化を望んでいる。LED化で集落によっては30万円以上予算が浮いてくるし、小集落や未加入者対策など喫緊の課題でもある。防犯灯の負担などは小さな集落では一刻を争う課題である。

次に、2、500万円は賛成である。マイマイガもそうだが、LED化は要望も多い。LEDにはマイマイガが寄ってこないという話もある。3月の議会でリフォーム補助金の陳情が出て採択しており、リフォームでやってもらいたかったが、別のやり方で考えて出てきたことである。地区懇談会からの要望も精査されていると思う。ここで予算をつけておけば、夏ごろには事業が出てくるし、2年分であるので十分効果があると思う。

もう1つ、どの集落でも地区懇談会をやっている、村が要望に応えられない事業がいっぱいある。既に10年も15年も要望している事業もあるし、こういった補助金がもらえれば、やれる事業はたくさんあると思う。村が地区の要望をどんどんやってくれたのなら何も言わないが、できない状況の中であるので、そこを考えてもらいたいなどの討論がありました。

採決をした結果、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、委員長を除く委員少数の賛成により否決すべきものと決定をいたしました。

陳情第6号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書の提出を求める陳情書についてであります。

平成26年4月21日受理、提出者は長野県弁護士会会長 田下佳代、住所は長野市綱島432。

陳情の趣旨でありますけれども、長野地方裁判所各支部において労働審判事件の取り扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。とりわけ同裁判所松本支部においては、早急に同事件の取り扱いを開始するよう意見書の提出をしていただきたいというものです。

討論はなく、採決をした結果、陳情第6号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第7号 美しい白馬村の環境を維持するための積極的なごみ処理行政の推進を求める陳情書であります。

平成26年5月12日受理、提出者は4地区区長の代表で、八方区長 丸山勇太郎、八方口区長 太田勝巳、和田野区区长 太谷敏彦、山麓区長 荻原俊樹。住所は白馬村北城5732の2。

陳情趣旨は、ごみ処理広域化計画に沿って白馬山麓清掃センターは閉鎖、解体されることが決まっています。それ以降白馬村民は特に多くの営業施設から排出される事業系ごみにおいて村内各地区に集積場を設けて、ごみはそこで集積され、新施設で処理されることとなります。これが白馬村の基本方針です。村の基本方針に沿って全ての地区に順調にごみ集積所が1カ所ないし2カ所程度整備されたとしても、それで2,500トンという量の持ち込みごみには対応できません。特にゴールデンウィークや夏季、冬季の観光最盛期には集中して事業系ごみが排出されますが、これを収納し切れるものではありません。

残された時間は短く、村は早急に迫りつつあるXデーに備え対策を検討して、実施に向けて動き出すべきです。それを怠ったならば、モラルハザードから白馬村全域で不法投棄が蔓延し、世界に誇れる美しい景観は簡単に損なわれてしまいます。現時点で3年を切っています。すぐに体制を整えて、本気で講じなければ間に合いません。ごみ処理行政の体制充実と詰めかえ所設置などを検討されたいというものであります。

住民課長に村の方針を求めたところ、体制の増員は役場全体で考えなければならないが、増員してもらえば、担当課としてもありがたい。地区集積所が基本で、これまでも補助金を交付して設置をしてきた。事業系ごみも多いので、地区集積所以外に何かしら検討しなければならないと思っている。事業系のごみや外国人へのガイダンスはやらなければならないことなので、陳情云々ではなくやっていく。ごみ袋は広域で統一していくので、徐々に啓発をしていきたいとの説明がありました。

質疑に入り、昨年度白馬村ごみ処理検討委員会をつくるという話であったがに対して、4月に委員を委嘱、6月に第1回会議を開催する予定という答弁がありました。

次に、村全体で集積所の数と陳情を出された4地区の設置状況はに対して、集積所は52カ所、八方はなく、八方口はある。和田野はないが、リサイクル品を回収を屋外で行っている。山麓は集積所が1つあるという答弁がありました。

次に、4地区の集積所の設置の進みぐあいはこのことに対して、八方区は用地選定に入っている。和田野は用地の理解が得られず、進んではないという答弁がありました。

搬入業者の委託はどのくらいあるのかに対し、白馬村は3,673トンのうち委託料は892トンで、およそ4分の1ぐらい。直接搬入は1,589トンであるという答弁がありました。

次に、各地区とも用地を借りて施設をつくっている。陳情はわかるが、自分たちのごみは自分

たちで片づけるという意識を持ってもらいたいのだがに対して、白馬村の廃棄物処理及び清掃に関する条例で個人の処理責任や事業の処理責任がうたわれているが、結果として直接搬入 1, 589 トン、集積所 1, 179 トンとなっており、特性として事業者が多い。こういった部分に対策をしていかなければならないと思う。陳情書に詰めかえ所の記載がある。こういったものは構想の中に入れていくべきだろうと思う。施策については村に判断をさせていただきたいと思うという答弁がありました。

それから、ごみ処理広域化に伴うごみ処理収集体制については、住民課長より説明がありました。

討論に入り、内容は理解できる、そして趣旨的には理解できるが、八方地区等にも集積所をつくっていただくのも大事なので、趣旨採択ではどうかと思いますという討論。

次に、趣旨採択と思う。詰めかえ所は必要であるが、現在の用地ありきではないというように思う。

次に、内容はわかる、趣旨には賛成である。

次に、他地区の努力も認めて、この地区にも他の地区と歩調を合わせていただきたいので、趣旨採択をしたいとの討論がありました。

採決をした結果、陳情第 7 号 美しい白馬村の環境を維持するための積極的なごみ処理行政の推進を求める陳情書は、委員長を除く委員全員の賛成により原案に対して趣旨採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第 8 号 県へ「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化」の意見書提出を求める陳情書であります。

平成 26 年 5 月 22 日の受理、提出者は新日本婦人の会、長野県本部白馬支部代表 長島かよ子。住所は白馬村北城 2922 の 4。

次の陳情第 9 号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書提出についての陳情書は、平成 26 年 5 月 26 日の受理、提出者は大北生活と健康を守る会会長の太田欽三、住所は大町市俵町 1600 の 2。

陳情第 8 号、9 号は同一趣旨の陳情でしたので、委員の了解をいただき一括議題として審議をいたしました。

陳情の趣旨でありますけれども、白馬村では現在 18 歳までの医療費が無料になり、大変喜ばれています。しかし、長野県の福祉医療制度では一旦窓口で医療費を支払い、二、三カ月後に 1 レセプト当たり 500 円を差し引かれた額が口座振り込みされる自動給付方式になっています。この方式のもとでは手元に現金がないなどの理由から受診を見送るケースも多々あり、受診の遅延による死亡事故事例も報告されています。

既に全国で 37 都府県が子どもの医療費を、30 都道府県が障がい者医療費の窓口無料化、現

物給付方式を実施しています。長野県は子ども、障がい者いずれも窓口無料化を実施していない8県に属しているという残念な状況であります。長野県においても県民がためらうことなく、安心して医療、福祉を受けられるよう医療費を窓口で支払わなくて済む窓口無料化を求める意見書を県に提出してくださいというものであります。

質疑に入り、長野県が現物給付をしない理由はに対して、国庫負担が減ることと医療機関の窓口が煩雑になることではないかと思われるという答弁がありました。

次に、給付方式を変えると、どのくらい村の負担が多くなるのかに対して、22年度決算では85万円ぐらい、医療費の増減で変わるが、100万円以内だと思う。国庫負担はわからないが、これは付加給付の部分のみであるという答弁がありました。

討論に入り、全国的には現物支給という流れだと思う、内容は理解できる。他の市町村で不採択なのは県で審議中なので、調整を見守っているからだと思う。県の出方を注視しながら趣旨採択したいが、意見書全文を採択するわけにはいかないの、趣旨採択。

次に、窓口無料化は理想的であり、他の県もこの制度を取り入れているので、県に働きかけていくことも大切だと思う。長野県も検討されているので趣旨採択が妥当かと思う。

次に、他県に比べて長野県はおくれている。少子化対策もしなければいけないので、生活弱者に対しての対策は重視すべきであるので採択という討論がありました。

採決をした結果、陳情第8号 県へ「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化」の意見書提出を求める陳情書は、委員長を除く委員多数の賛成により趣旨採択にすべきものと決定をいたしました。

陳情第9号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書提出についての陳情書は、委員長を除く委員多数の賛成により趣旨採択にすべきものと決定をいたしました。

意見書は文面を調整して提出をすることといたしました。

以上です。

**議長（横田孝穂君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第6号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第7号 美しい白馬村の環境を維持するための積極的なごみ処理行政の推進を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛

成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第8号 県へ「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化」の意見書提出を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、陳情第8号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情第9号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書提出についての陳情書は、既に同じ内容による陳情が可決されておりますので、趣旨採択されたものとみなします。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

**産業経済委員長（篠崎久美子君）** それでは、平成26年第2回白馬村議会定例会産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました案件は、議案3件です。付託されました案件について、審査の経過と結果についてご報告をいたします。

まず、議案第31号ですが、議案第31号は財産の譲渡についてです。

これは白馬村が所有する商標権である白馬マイスター及び花三昧の商標を一般社団法人白馬村観光局に無償譲渡するものです。この2つの商標権は平成16年2月に出願する際に、本来ならばこの商標を多くの場面で使用する白馬村観光局がするのが適当であったわけですが、観光局は当時まだ法人格を有していなかったため出願の資格がなく、村がかわりに出願をし、同年10月から10年間の商標登録をしてきました。

今年度登録の期限を迎え、更新申請が必要となりますが、それに当たり現在では法人格を有し、実際に商標権を使用する白馬村観光局が行うことが適当であるということから、この更新申請に先立って2件の商標権を白馬村観光局に譲渡するものです。

商標権の件数について質疑があり、商標権は現在この2件のみで、今後については白馬のイメージキャラクター、ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世の商標登録をする予定もあるということでした。

観光局の社員ではない村民や事業所などが商標を利用する場合の取り扱いについて質疑があり、その場合でも白馬マイスターは旅行に関するものとして登録をしており、観光局がつくった旅行商品のPRに使う場合は大いに使っていただきたい。また、花三昧はイベントに関するものとして登録している。この花三昧については過去に長野県に使用許可した例もあるということでした。

討論はなく、採決の結果、議案第31号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第35号は白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例についてです。オリンピック記念館については、昨年10月1日より休館中でありましたが、記念館として使用していた建物を含むノルウェービレッジ全体の土地、建物を本年1月からヤフー株式会社に賃貸していること、またオリンピック関連の展示スペースが、新たに本年7月の予定で白馬ジャンプ競技場スタートタワー内にオープンする予定であることから、オリンピック記念館は閉館となるため、条例を廃止するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第35号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）ですが、これは分割審査になっておりますので、所管事項について課ごとにまとめてご報告をいたします。

最初に農政課関係です。主なものとしましては、農地費の奈良井有効利用整備事業については代替地希望者にかかる手数料27万5,000円、用地購入費に25万2,000円、合計で52万7,000円を増額。土地改良事業については県の土地改良保管事業費増額、これは350万円から400万円に増額ということですが、それに伴う村の負担金4分の1の増額分として12万5,000円を増額、そのほか人事異動に伴う予算補正がありました。

質疑に入り、退職者の後、臨時職員で業務に対応しているようだが、業務への影響はないかという質疑があり、現在は業務をシェアしたりしてカバーをしているが、業務的にはきついので何とか早く解消できるようにと思っている。

また、正職員の採用については、できるならば中途採用ということも考えてはいるが、正式な手続を踏んで採用するという必要があるので、新年度に向けては全庁的な職員の不足も含めて対応していく計画であるという説明がありました。

奈良井の用地購入費について質疑があり、一部繰越予算となっているところを除き、これで用地購入については全て終了となる、また全体では約9ヘクタールを取得したという説明がありました。

続きまして、建設課関係です。主なものとしまして道路維持費、除雪費に対する国の社会資本整備事業総合交付金が600万円増額になったため、一般財源との財源の振りかえで事業費の増減はありませんでした。

道路新設改良費 7,420万円の減額については、平成26年度に予定していたやちはら橋、楠川橋、赤沢1号橋などの工事について、国の経済対策の補正予算が26年2月に決定され、その結果、25年度の前倒し事業として既に行われたための減額です。これについては3月議会において25年度の補正が出されております。

住宅費について、住宅費の克雪住宅普及促進事業についてですが、これは特別豪雪地帯の市町村が実施する克雪に関する事業へ県が補助するもので、対象事業は屋根雪を解かず融雪による工法が補助対象となるものです。今回は1件分の60万円を増額し、財源として県が40万円、村が20万円の負担です。県は1件当たりの屋根の面積平均を約70平方メートル、それにかかる融雪工事費は約300万円と想定をしており、村の補助率は20%、上限60万円で村の補助金のうちの3分の2の金額を県が負担するというものです。

克雪住宅普及事業の対象となる方法について質疑があり、融雪によるもの以外は対象にはならない、例えば屋根勾配をつけるとか塗料の塗りかえなどは対象にならないということでした。

また、住民などへの周知方法について質疑があり、県では建築士会などにPRをしている。村としてはホームページ等を利用して告知する予定であるということでした。

国からの社会資本整備総合交付金の除雪委託費の増額の理由、また増額の基準について質疑があり、国の基準は雪寒路線、これは白馬村は46キロメートルということですが、この過去3年間の除雪実績で決まり、最大で2,600万円までである。なお、豪雪の際にはさらにプラスになることも過去においてはあったということでした。

最後に観光課関係です。主なものとして観光施設整備費親海湿原木道改修事業が県の地域発元気づくり支援金の対象事業に内定されたことに伴う財源補正です。当初予算では地方債520万円を充当する計画でありましたが、県補助金185万2,000円、一般財源334万8,000円とするものです。

観光宣伝費では、北アルプス3市村観光連絡会負担金として150万円、北アルプス山麓フェスティバル実行委員会負担金50万円で合計200万円を増額。この北アルプス3市村観光連絡会は県の山岳観光を生かした世界水準の滞在型観光地づくり構想に基づき、大町市、小谷村、白馬村のエリアのブランド構築のためのマーケティング事業を平成27年度から29年度にかけて行っていく予定のもので、今年度はその準備期間として観光商品への支援制度を構築し、対象となる企画募集、選定などを行う予定ということでした。

また、北アルプス山麓フェスティバル実行委員会負担金については、信州山の日制定に合わせて行う北アルプス山麓フェスティバルの実施費用です。3市村同額の負担金に県からの支援金を合わせて合計650万円の事業となるということで、「北アルプス山麓親子トレッキングBOOK」、約11万部の製作などの情報発信やファミリーを対象としたキャンプやトレッキングツアーなどを実施するものということでした。

海外観光客受け皿整備事業111万7,000円の増額は、県の元気づくり支援金の対象事業になったので支援金83万6,000円を財源の一部として、外国人向けチラシ作成を事業化するものです。今年度は日本のルールやマナー、生活習慣に着目した啓発チラシを作成し、お互いの理解を促すことを目的とするものということで日本語、英語、中国語、韓国語、ロシア語の5カ国語で作成する予定であるということでした。

観光宣伝費のゆるキャラ活用事業は、今年度を情報拡散期として位置づけ、誘客キャラバン隊事業事業費601万9,000円を計画し、県の地域発元気づくり支援金事業として申請をしていたところ、事業全てが不採択という結果になったため、誘客キャラバン隊については職員ができる範囲での活動にまで縮小して実施をし、今回は必要最低限の旅費として12万7,000円を増額するものということです。

また、業務委託料は山の日制定に合わせ積極的PRのため、イメージキャラクターのヤマアルキのデザインの着ぐるみ衣装の製作費約70万円と要望の多いピンバッジ5,000個の製作費で、合計127万2,000円の増額です。

北アルプス山麓フェスティバルで取り組むトレッキングブック以外の事業計画について質疑があり、情報発信は実行委員会が請け負い、その後のツアーなどの企画販売は各市町村が行うこととなっていて、白馬村では観光局が担当になる。親子向けのツアーなどを企画していて、まずは初級の山に親しむイベントを行い、来年、そして再来年につなげたい。また環境に配慮した企画などもあわせて今年度については展開したいということでした。

親海湿原の木道の修復と維持管理について質疑があり、現場の維持補修など細かい部分はさかさか観光協会にお願いをして、原材料を支給して修理してもらうようにしている。全ての修復が終わるまでは、そのような対応をお願いしていく予定であるということでした。

関連して520万円の起債をやめ、一般財源に全て振りかえている理由について質疑があり、当初は元気づくり支援金が採択になるかわからなかったため、それについては当然に計上していなかった。元気づくり支援金がついたら、起債をやめるというのは当初からの考えであったということでした。

県の地域発元気づくり支援金を観光予算に計上している部分が多くあるが、観光がメインの村であるので、必要であれば事業については当初から計上していくべきではないかという質疑があり、積極的に一般財源を使って計上していくことも大事だし、元気づくり支援金を活用しての事業も大事である。できることならば当初から計上することが大事であるとは思っているという回答がありました。

さらに関連して、県からの補助金などを当てにして採択されたから事業ができる、採択されなかったから事業が縮小という計画はおかしいのではないかと思われるがという質疑があり、予算の組み立ての根幹にかかわることであると思う、現在は当初から計上するもの、元気づくり支援

金などがついたら組み立てるものと二通りの考え方でやっている。担当課でも財政当局と十分協議をして今後予算要求をしたいと思うという回答がありました。

議案第36号に関して上下水道課関係のものは今回ありませんでした。

以上で議案第36号の所管事項についての各課の審査は終結をいたしました。

討論はなく、採決の結果、議案第36号の所管事項につきましては、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案そのものには関係ございませんが、農政課の部分において特にマイマイガの幼虫の駆除や対策などについて委員から意見が多く出されました。行政の相談窓口の一本化や公共施設ばかりでなく農地や高齢者宅への駆除対策、また情報の提供などを早急に対処してもらいたいという意見が多く出されました。

行政側からは、一応窓口は住民課で受け付けし、その後必要に応じて各担当課に振り分けするようにしていきたいという回答をいただきました。

以上で産業経済委員会の委員長報告といたします。

**議長（横田孝穂君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 財産の譲渡については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 白馬村オリンピック記念館条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第36号の討論に入ります。第

8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 動議をお願いしたいと思います。議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について、発議者6名の連署の上、修正案を提出いたします。

**議長（横田孝穂君）** ただいま太田修議員から議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に修正の動議が提出されました。この動議は2名以上の発議者がありましたので成立いたしました。

ただいまより暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員は議長室にお集まりください。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において提出されました、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案を日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案を日程に追加し、直ちに議題とすることについてご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案を日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資料配付）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れなしと認めます。

#### △日程第2 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案 について

**議長（横田孝穂君）** 日程第2 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 8番太田修です。議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案についてお願いをいたします。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。予算書表表紙になりますが、第1条第1項中の補正額3,581万3,000円を5,781万

3,000円に、また予算総額であります48億7,708万7,000円を48億5,508万7,000円に改めるものでございます。

また、同条第2項第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

それでは、1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、収入18款1項補正に該当するのみ、数字変更のあるのみを報告させていただきます。補正額の2,509万2,000円を309万2,000円に、計に移りまして7,199万2,000円を4,999万2,000円に、それから一番下になります歳入合計でございますが、補正額うろこの3,581万3,000円をうろこの5,781万3,000円に、計の欄にいきまして48億7,708万7,000円を48億5,508万7,000円に。

それから、2ページのほうへお願いをいたします。支出項目でございますが、2款総務費1項総務管理費の補正額3,146万1,000円を946万1,000円に、横の計に移りまして、4億2,056万3,000円を3億9,856万3,000円に。

それから3ページに移りまして、一番下の支出合計に移ります。補正額3,581万3,000円のうろこから、うろこの5,781万3,000円に、それから隣の計になります48億7,708万7,000円から48億5,508万7,000円に。

次に、歳入歳出予算事項別明細書のほうに移ります。予算書8ページのほうをお願いいたします。18款繰越金1項繰越金1目繰越金でございます。補正額の欄の2,509万2,000円を309万2,000円に、計のほうに移りまして7,199万2,000円を4,999万2,000円に、右横にいきまして節になりますが、繰越金2,509万2,000円を309万2,000円をお願いをいたします。

また、9ページのほうへ移りまして支出明細でございますが、2款総務費1項総務管理費6目企画費の補正額でございますが、2,500万を300万円に、横へ移りまして計7,012万9,000円を4,812万9,000円に、それから一般財源のほうでございますが、こちら2,500万を300万円に。

それから説明欄のほうへ移りまして、012167コミュニティ事業の中の19012でございますが、これはいずれも2,500万から300万円に変更するものでございます。

それで計になりますけれども、補正前の額で3億8,910万2,000円、補正額3,146万1,000円を946万1,000円に、横へいきまして計のほう4億2,056万3,000円を3億9,856万3,000円に、それから一般財源のほうでございますが、3,146万1,000円から941万円に訂正するものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。最初に原案に対するものの討論はありませんか。松本喜美人議員。

**第3番(松本喜美人君)** 3番松本喜美人でございます。私は原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第36号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,581万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,708万7,000円とする平成26年度白馬村一般会計補正予算(第2号)であります。

議会において争点となりました2款総務費1項総務管理費6目企画費の地域づくり事業等補助金2,500万円は、マイマイガ対策に300万、本村行政区29地区の課題解消の一助として2,200万の積算内訳であります。

昨年10月から11月にかけて開催されました地域役員懇談会においても27地区から多種多様な要望がなされ、本年度も6月17日現在、21地区から地域活性化、防犯灯整備、害虫駆除事業等具体的な地域づくり事業の申請がなされており、補正予算の成立に伴い各行政区の地域づくり事業の拡充が図られ、課題解決に大きく貢献する事業であります。

さらに、本事業の実施に当たり備品等の購入、あるいは工事発注は原則村内事業者に限られているとのことであり、景気刺激策としても有効な事業であり、各行政区の区長や村民から大いに有効活用したいとの意見をいただいております。

そして、私は村議会議員としていつも村民目線で審議し、村民益にかかわる事業を積極的に推進すべきと考えております。

以上申し述べました趣旨に鑑み、平成26年度白馬村一般会計補正予算(第2号)を提案どおり成立する必要があります。よって、私は賛成であります。以上であります。

**議長(横田孝穂君)** 次に、原案に反対及び修正案に反対するものの討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 次に、原案に賛成するものの討論はありませんか。北澤禎二郎議員。

**第11番(北澤禎二郎君)** 11番北澤禎二郎です。私は今のを繰り返すようになると思いますが、原案に賛成する立場から賛成の討論をいたします。

今、6月定例会で提出されております議案第36号平成26年度の白馬村一般会計予算(第2号)は、年度当初からさまざまな修正が必要となっているものと思われます。そんな中で、大きく予算計上をしています地域づくり事業補助金は、各地区で毎年開かれます地区懇談会の中でそれぞれの区が要望されてきています案件について討議した結果として、リフォーム補助金を復活させるよりも今の不透明な景気を回復させる一助になればとの思いから、何回かの課長会議を経て今回の補正に盛ったものと理解しております。

区長を経験した者として申し上げますが、区民がどんな思いで区の事業に協力してくれているか痛いほど理解しているつもりです。そんな切実な思いでいる区民に対し、区の運営はやらなければならない保留された事業ばかりで、予算がないために新しい事業ができない状況であることすら説明もうまくできない状態です。さりとて新しい事業を進めるために区費のアップはともお願いする状況ではないと思います。公民館の補修工事、堰の修繕工事や地区の美化は事業の推進に支障を来しているほど逼迫しております。

区の財政の中で最も大きな経費の削減は、外灯等電気料金の見直しが喫緊の課題であると思います。そんな中で、外灯のLED化は費用がかかるので手が出なかったのですが、世間を騒がせておりますマイマイガの飛来を考えると、地区としては一番的を射て利用しやすい補助金であると思われまます。

昨今の白馬村は予算がないと言っているだけで、借金を返すことと貯金しか考えていなく何もしてくれないとよく言われていますが、そんな中で大英断で景気刺激策として補正予算として盛ったものと理解しております。何回も課長会議の中で検討された中で、3年間で終了したりリフォーム補助金を名目を変えて各区が計画している事業に補助金として利用できるものは最善の策と思われまます。みんなが行政区に入り、全員が一体となって事業推進に発展できる企画となれば、こんなうれしいことはありません。そういう進展こそ地方政治の原点と考えまます。

以上の理由から、この地域づくり事業等補助金が含まれています平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、原案に対して賛成です。以上、賛成討論とします。

**議長（横田孝穂君）** 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。津滝俊幸議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 2番津滝俊幸です。私は修正案に賛成する討議を申し上げます。

地域づくり事業等補助金について本会議でも担当委員会でも、26年度の当初予算になぜ計上しなかったという質問に対して行政側からの明確な答えは返ってきませんでした。補正予算は喫緊の課題について予算するべきです。既に地区へは10分の10という助成ではありませんが、同様の予算が当初予算に500万円計上されており、地区の要望へはとりあえずその予算で対応できるものと考えまます。

今回のこの予算については、法規審査会へもまだ要綱が審査されておらず、要綱が決まっていないので対応できる事業と対応できない事業のすみ分けができていません。地域づくりの何でも使えると言いながら、地区から上がってきた全ての要望には対応できていない状況です。行政からの事業説明は全て口頭で行われ、事業内容案を示すペーパーも現在提出されておられません。大型補正予算なので、地域の要望の具体的事例を挙げて行政側は丁寧な説明をするべきです。それが行政がさまざまな事案を想定した細部が詰められていない事業のあらわれかと思ひまます。

さきの3月議会においてリフォーム補助金の陳情書が採択されましたが、喫緊の課題としてはそれから事業化すべきと考えまます。行政側は陳情内容や本事業の趣旨は十分理解できますが、内

容をしっかりと精査し要綱案をまとめ、その時点で再度議案を上程していただきたいと思います。

以上のことから、地域づくり事業等助成金の2,200万円を減額した修正案に私は賛成するものという意見を述べたいと思います。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。太田伸子議員。

**第6番（太田伸子君）** 6番太田伸子でございます。私は、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

地域づくり補助事業に2,200万円の補正は、3月の定例会で住宅リフォーム補助金の陳情を議会全員で一致したことを受け、行政が経済対策として庁内で検討を重ねた補助事業であります。住宅リフォーム補助金は2年の計画を1年延ばし3年間施行され、一定の成果が見られたこと、昨年の事業評価においても一定の評価で廃止という評価がついたことなどから、新しい経済対策として自治区の地域づくりに対する補助事業の計画であります。4月に区の役員がかわり、区の事業を計画しているこの時期の補助金は、限られた区の予算を繰り回す役員にはとてもありがたいものです。

防犯灯のLED化や公民館の改修、ごみ集積所設置など区としてやりたい事業は山積しています。今大量発生で騒がれているマイマイガもLEDのところには余り寄ってこないと言われていきます。今年、LED化を補助金により進めれば、来年の発生も抑制されるものと思われま。LED化を進めれば、地区が負担している電気料の軽減にもなると思います。

平成25年度の決算のめどもつき、この6月定例会で補正がつけば、自治区の事業が7月、8月から行われ、今年度の経済対策や活性化にもつながります。9月の定例会での補助金の補正では事業が10月、11月になり、白馬の雪の時期に入るところに事業が入るのでは遅すぎます。村内事業所の利用を原則とし、地域の活性化に資する事業に対し各地区に割り当て、2年間で1地区1回のみと事業計画されているこの補正は、地域にとってもまた村民益を考えると、ぜひ可決すべきものと考えます。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。先ほど出されました修正案に賛成する立場で討論を行います。

原案に反対し、修正案に賛成する理由は2つであります。まず、経済対策としてのリフォーム補助金のかわりになるものというのがそもそもの発端であるならば、リフォームに特化した事業であるべきと考えます。昨年の住宅リフォームの申請が予想を大きく下回り、需要が減少したのであるならば、その後は宿泊業を中心とした観光産業の事業主などを対象にしたリフォーム助成に変更すべきであると考えます。

昨今のこの村の現状は、外国人を相手にした観光が特に冬季において主流であります。その恩恵にあずかれるのは外国人オーナーの宿泊施設や一部の日本人と聞きます。一人、1件でも多く

その枠組みに入れるよう、その恩恵にあずかれるよう背中を押すことが今行政に求められていることと思います。

先日のスキー場視察の際に宿泊業が減るのは困るとの意見が、スキー場関係者から出されました。補正として緊急性があるならば、現在最も支援の手を差し伸べてもらいたい観光業者への後押しとしてこの冬に備え、元気を与え、地域を活性化できるものにすべきと考えます。

2つ目は目標、ゴールを明確にし、どこに向かっている事業なのか村民にわかる継続性のある事業であるべきと考えます。原案では目的や着地点が曖昧で、場当たりの計画性がないと指摘されてもいたし方ありません。地方分権の時代と言われ、今後は中央から切り離される時代が遅かれ早かれやってまいります。そのときに備え、今から何が必要であるかを見きわめ、精査していくことが行政執行部に求められます。

以上2つの理由から真に今必要としている事業を見きわめる、住民の声が反映できる事業に練り直すべく、2,200万円の地域づくり事業等補助金は白紙に戻す修正案に賛成いたします。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。篠崎久美子議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 原案に賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の補正予算における地域づくり事業補助金2,500万円のうち、マイマイガ対策用補助金300万円を除いた2,200万円については、昨年度をもって終了した住宅リフォーム補助金にかえて地域づくりに役立ててもらうもの、また多少なりとも経済効果を目的としたものとして上程をされてまいりました。

これにつきましては例年開いている地域役員懇談会における各地区の現状把握や要望把握、そして本年4月以降の各地区からの新たな要望を踏まえたものであること、そしてまた3月議会終了時に住宅リフォーム補助に対する陳情を議会が全員一致で採択したことを受ける中で一定の効果を経て、その目的を果たしたと思われる住宅リフォーム補助制度にもかえて、新たな事業を模索している中で事業を個人向けにするのか、地域づくり向けにするのか等々で調整に時間がかかったことなども事実であるということをお伺いしました。

地域づくりという観点からいえば、本来は年度当初に計上されるほうが地域ではより使い勝手のよいものになるでしょうし、またこれは予算の組み立て方、いわゆる総計予算主義の原則からいいたしても想定される事業、あるいは考えられている事業については年度当初に計上されるよう再考を促したいところではあります。

また今回、議員の理解がなかなか深まらなかったということの事態に対しては、行政と議会の調整役であるべき議会上層部においてもその役目を十分に果たされてくれば、疑問点などについても議員において理解が深まったのではないかと思います。残念ながらその役目の部分は十分に果たされてこなかったのではないかと私的には思っております。これらのことは行政、議会ともにそれぞれに反省をし、今後の議会、議会運営に反映をさせるべきことと思っております。

しかしながら、今回の地域づくり振興策として上程されたこの2, 200万円の部分については、これより成立が遅くなりますと、今年度の各地区の地域づくり計画に反映されることが難しくなることが懸念されること、そしてまた現在のコミュニティ推進事業では消化し切れない住民や地域からの強い要望の存在が背景にあることを最大の理由として、その経済波及効果を事業目的として内包したものであるならば、より効果的な運用を図るよう庁内でさらに論議を深めて実施していただくことを当然に要望しながら、私は賛成とする者であります。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、修正案に賛成のする者の討論はありませんか。加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番加藤亮輔。私は今回提案された補正予算の修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回提案された補正予算の地域づくり事業などの補助金2, 500万については、マイマイガ駆除対策費300万円については緊急性もあり賛成ですが、残りの2, 200万円については疑問を感じます。

先ほどからほかの議員も述べられていますが、そもそも補正予算とは何か。普通、補正予算は当初予算に計上できない自然災害などの予見しがたい事態に対応するために、また国や県からの新たな交付金、補助金などが明示されたときなど、突発な事業を実施したいときに提案するものと考えます。

しかし、今回、村長から提案された事業は予算編成の根幹である福祉、教育に次ぐ住民生活に直結する地域の整備や補修についての予算です。そのような重要な予算を当初予算に組み込まず、引き延ばして突然補正で処理する、そういう財政運営に村の緊張感が見られません。

また、先ほども出ました総計予算主義の原則をも無視しています。この5月の臨時議会で観光局の局長の人件費が、当然執行されるべき人件費が当初予算に計上されず、わざわざ臨時議会で採決するという事態のときに、このことについては十分行政と議会で議論したはずです。

2番目に、先ほどから行政からの説明の中でも、この補助金についての要綱がまだできていないという状態です。そういう内容も曖昧な状態で議会に提出されています。つまり、2, 200万円の総額だけが議会審議で、あとは行政で決めると。議会に内容については白紙委任を求めるに等しいことです。これは議員の職責であるチェックをするという機能、責任が全く果たせません。

3番目に、10日の本会議で村長はこの議案の提案説明で、リフォーム助成をやめたからとか公民館の改修や外灯の地域づくり事業だと、事業内容が曖昧です。このことは翌日の大糸タイムス、信濃毎日新聞の報道を見ても明らかです。報道内容が多少食い違っています。このように事業を出すに当たっての庁内議論がまだ進んでいないような気がします。

また、リフォーム助成のことですけれども、3月にリフォーム助成の陳情を議会が採択しました。これはリフォーム助成の陳情に書いてあるように…。

**議長（横田孝穂君）** 加藤議員、簡潔にしてください。

**第1番（加藤亮輔君）** 書いてあるように、リフォーム助成をやってほしいという思いです。それを経済対策の一部にすりかえて提案された事業です。

以上の理由から、十分な審議をして準備を行い、内容を固めてから再提出すべきと考えます。したがって、当該部分を削除した修正案に賛成したいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。田中榮一議員。

**第9番（田中榮一君）** 9番田中榮一です。私は原案に対して賛成の立場から討論を行います。

村づくりは住民の皆さんと行政とともに協力し、構築していくものと考えます。白馬村29行政区の皆さんは、区長を先頭に多額に上る外灯費捻出など悩みを抱えながら日々地域づくりに励んでおられます。このことは村、地域懇談会での要望書などから明らかであります。

地域の諸問題の解決には行政だけでは解決できません。地域住民がみずからの判断と責任において取り組んでいただくためにも、この地域づくり補助金は極めて大事なもので、絶対に修正できないものであります。よって、原案に対して賛成をいたします。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。太田正治議員。

**第5番（太田正治君）** 5番太田正治です。修正案に賛成の形で討論をさせていただきます。

平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）で地域づくり事業補助金2,500万円のうち2,200万円に対する予算について、委員会の中で昨年秋の集落懇談会に要望が出されているということでございます。本来なら、平成26年度当初予算に反映すべきだと思います。また、この4月当初に区長会がありましたが、その席上でこの問題を再度お話されておられません。この問題に対してもですね、行政側から提案をし、各地区のご意見を集約してからでも遅くはない問題だと思います。

先ほどからお話を聞いていますと、21地区要望というようにお話もありますけれども、やはり全村対象であるならば、各地区の要望を聞いてからの問題であると考えております。そして、この動議に対し、修正に賛成するものでございます。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。太谷正治議員。

**第10番（太谷正治君）** 10番太谷正治でございます。同僚議員がいろいろ申し上げておるよう、地域づくり事業補助金は今的に考えると、7月に行われる村長選挙目前の対策としか私は思えません。ならば、どうして3月議会の当初予算で、そんなに重要な予算が何で出てこなかったのか、私とすれば非常に不愉快きわまりないことだと私は思っております。

人口割、均等割で10分の10、自己財源の取り崩しということではありますが、もう少し先行きのことをちゃんと考えてから出してもらいたいというのが私の意見でございます。これが本気

でやられる、実行されるものでしたら9月議会、また臨時議会でも対応できるものと議会的には思っております。また、これをテレビ、新聞で見た村民は期待感を持って我々議員に訴えております。それ以前の行政の対応がまだまだ必要かと思っております。

本案は議会に前もってお話もなく、説明もなく、住宅リフォーム助成制度の代案という形で出されたものであり、議会とすれば、なぜ6月の議会と言わざるを得ないところでございます。対応する目当ては何でもありという資金でございます。もう少し行政として村民のことを考えるならば、それなりの目標を持ったもので出してもらいたい。財政的に貧窮していると申し上げますが、今回の財政調整基金積立金で8,000万、トータルの金額で9億5,000万という財源がありますが、貯金をする前に村民が渴望している資金があれば、要望があれば、何でそこに使うのが当たり前ではないかと私は思って、修正案に賛成という意見でございます。

**議長（横田孝穂君）** 討論を終結いたします。

採決いたします。

最初に、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案の採決をいたします。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案に賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正案は可決されました。

次に、議案第36号のただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成する方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第36号の修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

太田村長。

**村長（太田紘熙君）** ただいまの議決に対して再議を申し入れさせていただきますので、お願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** それでは、暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催いたしますので、議員の方は議長室にお集まりください。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時47分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から報告を求めます。横川局長。

**議会事務局長（横川辰彦君）** それでは、ただいまの再議について、ご報告とご説明をいたします。

再議につきましては、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、長のほうから提出されたものでございます。176条第1項につきましては、地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、地方公共団体の長はこの法律に特別の定めがあるものを除くか、その議決の日から10日以内に理由を示して、これを再議に付すことができるというものでございます。

先ほど議案第36号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）について、疑義があるということで再議が出されたものでございます。よって、先ほどの議決について再度議決をするというものでございます。

なお、これについては法の定めによりまして、出席議員の3分の2以上の者の賛成がなければ、先ほどの議決は否決されるというものでございます。

なお、出席議員12名については特別多数決ということで議長も入るということでございます。以上です。

**議長（横田孝穂君）** それでは、村長からさきに議決した議案第36号について、地方自治法176条第1項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されました。議会運営委員会で協議し、本件を日程に追加することとなりました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）再議を日程に追加し、直ちに議題とすることにつきましてご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

ただいまから議事日程等資料を配付いたします。

（資料配付）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れなしと認めます。

日程第3 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）再議は、会議規則39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第3 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）再議は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、日程第3 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）再議の委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにしました。

**△日程第3 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の再議について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第3 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）再議を議題といたします。

村長から再議に付する理由の説明を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 再議について朗読、ご説明を申し上げます。

白総第185号

平成26年6月19日

白馬村議会議長 横田 孝穂 様

白馬村長 太 田 紘 熙

再 議 書

平成26年第2回定例会において、修正可決された「議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）」について、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）のうち2款総務費 1項総務管理費 6目企画費の地域づくり事業等補助金2,200万円を減額することは、以下の点において疑義がある。

本村には、現在29地区の行政区があり、急速に進む少子高齢化や行政区への未加入問題などの難題を抱える中で、それぞれが地域の特性を生かしながら住民相互の協力・創意工夫により、より良い地域づくりに向けて様々な取り組みを行い、村の事業等にもご参加・ご協力をいただいております。

平成25年10月15日から11月14日に掛けて村内10カ所の公民館等に出向いて行った地域役員懇談会で、水路・道路改修、消火栓の新設、防犯灯の設置や街路灯のLED化、地区公民館の修繕等の多種多様な要望をいただいております。これらの要望は厳しい村の財政状況の中から、また従来の補助金では補助対象とならなかつたり、補助金交付限度額等の制約によりすべての要望にお応えすることができておりません。

今回の補正予算に計上した地域づくりの事業補助金の目的は、こうした地域の要望に応えるべく行政区が抱える地域の様々な課題等の解決に役立てていただき、少しでも地域が元気になり、地域生活及び地域経済双方の振興を図ることを目的としたもので、村民から選ばれた議員の皆様におかれましても、地域の課題を一つひとつ解決していきたいという思いは同じはずであります。

その目的達成のためには必要な予算であると考え、地域づくり事業補助金予算の削減に対し再議をさせていただくものであります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番加藤亮輔。今、村長から説明をいただきましたけれども、村長がこのように述べるような重要な予算でしたら、なぜ当初予算で盛り込まなかったのか。ここに書いてあるように毎年行われ、去年も10月15日から11月14日まで、予算編成をするには十分な時間があると思いますけど、それをなぜ当初予算に盛り込まずに、わざわざこの6月に出したか、そこら辺のいきさつを教えてください。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。もっと早くというか、当初予算になぜ盛らなかったかと、こういうご質問でありました。これとは別に住宅リフォーム、当初2年計画のものを地域の皆さんから要望が強かったことで、1年延長をいたしました。1年延長をする中で前の2回とは違って、応募するスピードが非常に緩くなったわけでありまして。そうしたことから当面、この住宅リフォームは所期の目的を達成されたということから、この住宅リフォームは廃止をするということで決定をしたところでございます。当然、この国の経済状況が大変厳しい中で村としても何かこれにかわるいいものがないかということで、当初から考えておりました。

そうした状況の中で、とりわけ議会のほうに白馬建築業組合の皆さんから住宅リフォームの再延長の要望が出てまいりました。議会の皆さま方全員の賛同で住宅リフォームの要望を採択をされたわけでありまして、その採択された状況を正副議長からお話をお聞きをいたしました。住宅リフォームをやめた経過、さらに新しいものとしてこういう考えがあるということを申し上げました。いろいろ意見のやりとりをする中で、庁内でも検討をした結果、そして住宅リフォームはあくまで個人を対象としたものであるけれども、この地域への補助事業は地域にも公共施設等もあります。そうしたものへの修繕要望もございまして、LED化を進めたいと、電気料削減のためにLED化を進めたいと、こういうようなお話がございました。多種多様な要望があったわけでありまして、なかなか村で決めた予算の中に該当しないものもあることから、住宅リフォームについては一段落、1つの結論を見たので、今後についてはそうした方向で考えていきたいということをお願いしました。

確かに年度当初に盛ればよかったわけでありまして、そういう時間的な検討すること必要だったことから延びたわけでありまして、正副議長の議会での要望状況、採択した状況もお聞きをする中で、それでは個人ではなくて地域の皆さんのためにとということで、一定の制限を設けながら実施をすることで現在考えております。

臨時会でやればというお話はありましたけれども、このことについて臨時会でやることはいか

がなものと。やはり定例の6月定例会に上程をして、皆さん方のご理解をいただきたいと、こういう意味合いで6月の今定例会への上程となったわけでありますので、全くほかの他意があったわけではなくて、地域の要望に応じて、少しでも経済対策としての影響が出てくれればと純粋にそう思って計上をさせていただいたところであります。

**議長（横田孝穂君）** 質疑ありませんか。加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番加藤亮輔。今の私の質問は、地区懇談会などをずっとやられて、10年、15年前からの要望がたくさん続いて、それも解決できていないと。また去年も10月から11月にかけて懇談会をやったと。予算編成はそのころ一緒にあわせてやっているんですから十分審議できるでしょうと。だったら、当初予算で村長がそんなに重要だって言うんだったら当然当初予算に盛り込む事業だと思うんですわ。それを何で当初予算に盛り込まずに6月予算で出したのか、その辺の真意を聞きたいと言っておるんですけれども。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 1つのことを例にとりますけれども、地区の皆さんから消火栓の要望なんかが出てきます。しかし今、村の決まりの中では消防団と相談をしながら年間4カ所というようなことで制約を受けております。要望が多い中でもそうした制約があるためにできないところはあると、やはりこの際に解決をしてあげようということと、そのもととなる財源については先ほどお話しもありましたけれども、村の財政状況も好転をしてきているという中で、この制度を導入したわけであります。

住宅リフォームのときも、要望があったことに対して9月の定例会の決算状況を見ながら検討をさせていただくということをやった経過もありますので、予算総計主義の点からいけば全てそういう形が望ましいかもしれませんが、地域住民の要望があったということ、そして財源確保もできる状況になったということ、もろもろの状況の中で6月から6月定例会に諮って実施をしていきたいと。決して何年も余裕があったじゃないかと言われても、そのときはなかなか全体財政状況の中で手がつかなかった部分をようやくめどがついてきたから、この際やりましょうと、こういうことになったことをご理解いただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 2番津滝俊幸です。先ほど修正のときにもですね、私のほうから申し上げた件でございますけれども、各地区へはですね、10分の10というような答弁があったかと思うんですが、ここのところについてもですね、まだ10分の10になっているのか、10分の9になっているのか、7になっているのか、まだ確定をしていないというようなことを伺っています。

現在ですね、なぜこの議会に上げる前にですね、法規審査会へしっかりと上げて、要綱をなぜ整理しなかったのか、そこのお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** なぜ要綱ができなかったかということだろうと思いますけれども、全協でもお話ししましたけれども、条例規則をつくっていく段階として予算の成立の見込みがあるときにという1つの枠組みがありますので、そういったことでまだ法規審査のほうには正式な案として提示されておりません。

ただ、補助概要の骨格として皆さん方に口頭になりますけれども、こういう仕組みですよというお話はさせていただいたと思いますし、骨格は骨格として決まっていますので、庁内共通の認識を持っているところであります。したがって、同時進行的なケースで進めていくべきことだろうと思います。若干おくらしているところは否めない事実でありますけれども、これが施行するに当たって支障ないタイミングでマニュアルはつくっていききたいと思います。繰り返しになりますけど、骨格については口頭でありますけれども、それぞれにご説明したとおりに仕上がっているということでご理解いただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。質疑はありませんか。津滝俊幸議員。

**第2番（津滝俊幸君）** それから、もう1点お伺いしたいんですが、先ほど当初予算にはなかなか時間的な余裕等々も含めて盛れなかったと。しかし、案件を行政サイドでいろいろ立案している中では、さきに5月にも臨時議会が催されたというようなこともあって全協も開催されております。そういった中で村としてはこういうことを考えているが、どうなのかというようなお話もあっても私はよかったのではないかと思うんですが、なぜその時点ではそういう話をしなかったのかということをお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 確かに情報としてお話すべきだったことだろうと思います。ただ、行政運営に当たっては、やっぱり財政状況をしっかりと把握しながら住民の皆さんの要望を満たしていくという行動がとても大切なことだろうと思います。

今回の全員協議会の中でも平成25年度の決算状況をご説明させていただきました。歳入歳出の差し引きが約1億9,000万黒字になりますよというお話の中で、8,000万については基金のほうに繰り入れしたいというご説明を申し上げましたが、そういった予算の決算状況を見ながら今回の事業に着手に踏み切ったということでご理解いただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。質疑ありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番加藤亮輔。ちょっと今度角度を変えてですけど、村長にお聞きしたいんですけど、否決されたものを今再議にかけたわけですけども、この後どのように進むのかということは、村長は当然ご存じだと思いますけれども、今私たちは2,200万円のその事業だけを修正してはどうかというふうに提案しているわけですね。でも、村長が再議にかけたということは、次の段階に進むと補正全部を否決せよと、否決してもいいよと村長は決断されたと同じ

ことなんですけど、それは今後の村政への、先ほど財政状況を見ながらどうのこうのということ  
を言っていますけど、本当に今後の村の財政運営についてまごつきが出る可能性も考えられるん  
だけど、その辺も考えて村長は再議をかけたんですか、その辺をちょっと見解をお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私も長としての立場で仕事をしている以上、この村の財政状況を考えながら、  
なおかつ厳しい財政状況の中にあっても村民のためにということで、これはもう言われるまでも  
なく考えてやってきたつもりであります。

そして、地域の要望も非常に多いということから今、加藤議員が言われるようにこの後どうな  
るか、予算総額というか決算がどうなるかというお話もありましたけれども、今までも基金に積  
み立て、あるいは新規事業を導入するリフォーム資金についてもしかりであります。年度途中で  
これは当初予算になくても何とか見通しが立つからと、こういうことでやってきておりますので、  
これからの予算をどう考えるかと言われたというふうには私は理解をいたしましたので、その辺のとこ  
ろは十分考慮をして決断をしたというふうにご理解いただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員は…。

**第1番（加藤亮輔君）** 議長、ちょっと質問の趣旨が、答えていないんだから質問の。

ちょっと簡略に説明しますからちょっと。いいですか。

**議長（横田孝穂君）** はい。

**第1番（加藤亮輔君）** 再議をかけたということは、次に今度3分の2以上の賛成を得なきゃ成立  
をしないと。その後今度原案について採決するということになれば、おのずから原案が否決され  
る可能性もあると。原案が否決されることになれば、この補正予算全てが否決されるんだから、  
今後の財政運営にまごつきとか混乱が起こる可能性は十分考えられると私は思うんですよ。その  
責任をも感じながら再議を出したんですか、どうかということをお聞きしているんですけど。

**議長（横田孝穂君）** そこが漏れています。太田村長答弁をお願いいたします。

**村長（太田紘熙君）** そのとおりであります。

**議長（横田孝穂君）** 質疑はありませんか。太谷正治議員。

**第10番（太谷正治君）** 同僚議員と同じような内容になるかと思っておりますけれども、毎年恒例のよ  
うに地区役員懇談会というものは開かれております。そこで各地区役員だけが出席し、要望を上  
げております。地区によっては毎年同じような内容、要望が出されております。この懇談会には  
議員も神城地区では全員が神城区内の懇談会に出席しております。北城地区でも担当区域はとも  
かく二、三カ所皆さん歩いております。区に対して我々議員も責任を持って区民に説明するた  
めの聴衆でございます。こういった内容を我々も把握しよう、酌み上げてもらいたいという要望で  
おりましたけれども、毎年懇談会が開かれてもこの内容をクリアするというものは余りございま  
せんでした。ですから、地区役員懇談会というのは毎年決まり事のように出されているだけで、

要望が酌み上げられておりませんでした。

今回、行政のほうでこのようなことを突然するというのが新聞、テレビで発表になったわけでございます。反対した議員は当該の区域の役員からつるし上げを食らっております。突然出てきたもんで、我々は違うんじゃないかと言って説明しているんですが、区の役員にすれば当然棚からぼた餅で落ちてきたものを拾わなきゃ損だと、おまえ何をもって反対しているんだという、反対が明確に区の役員から出ております。地域懇談会の要望が酌み上げられるのであれば、毎年区の区長、役員が真剣に陳情したと思います。

これについては、景気の低迷とは村長は申し上げておりますけれども、突然今年になって景気がよくなったわけではないと思いますけれども、アベノミクスも確かに都会ではいい景気になってまいりましたけど、地方まではまだその景気が伝わってきておりません。そういったことを鑑みて村長は突然出されたんですが、我々議員とすれば、私のところへは来ませんでしたけど、ほかの議員のところはかなりクレームが入っております。そういうことを鑑みますれば、地区役員懇談会というものをもう少し真摯に真面目に受け取って、今年だけ突然やりますよと言うんじゃないしに、できないものはできない、やれるものはやれる、そういうところでもって村長は言われているんだと思っております。私もそう思って今まで聞いてまいりました。そういった意味で村長の見解をお聞きしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 地域要望を聞いてということについては、地域役員懇談会をやっております。今年だけ特別な方法ということではなくて、住宅リフォーム資金をやめたということに対する地域要望に応えるには何がいいだろうかということを検討した結果、今までは個人の方々に補助金を出していたけれども、地区の皆様方から地域の外灯を直したい、あるいはLED化にしたい、公民館を直したいとか、全く地区として持っている公共施設へ補助をしてあげることで、地域も喜んでくれるだろうということで、ある議員の方も住宅リフォームが地域という名前に変わっただけで、地域としてはなかなか予算化できないものができることになってよかったと、こういうお話も聞いておりますし、議員の中からも区長を帯同してLED化に向けて助成をしてくれと、こういう要望も受けた経過もございます。

そうしたことから、私は今年だけ特別な方法をとったというような認識ではおりませんし、ただ純粹に住宅リフォームにかわるものとして取り組みをしたということで、それを全部の地域の役員懇談会の事業だけにこだわったわけではありませんので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** ほかに質疑はありませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 8番太田修です。今の説明等を聞いておまして、正直なところ住宅リフォームがそれにかわった。とりあえず予算を上げたけれども、この予算をどのように使うか、

使途の何と申しますか、要綱等ができない中でのこの提案というものをどういうふうに捉え、そしてまた区としての要望に対して何でもよしで受けるのか、あるいはこういった事業に使ってくれと限定するのか、その辺についてお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 各地域の要望はさまざまな事案がございます。一例として会議の中でもそうですし、今日の再議書の中でも村長が申し上げていますが、一例としてはLED化だったり公民館の修繕だったりというところではありますが、今回この事業はやっぱり地域の皆さんが自主的に私たちは何をしたいんだというところを地域のコミュニティーの中で決めていただいて、申請してほしいなと思っています。

さまざまな事業に対応できるような仕組みを考えているところであります。先ほど津滝議員さんに言われましたとおり、まだしっかりとした法規審査に通っていないんじゃないかというようなことでありますけれども、骨格だけはしっかりと決めさせていただいております。補助額の算定、基本額の算定についてはお示しをしたとおりでありますし、いずれにしても地域の皆さんが自主的に私たちはこういうことをやりたいんですという提案が欲しいなと思っています。それだと行政の主体性がないんじゃないかという批判を受けるかもしれませんが、私どもは過去の地区役員懇談会の中である一定の地域の皆さんの要望は承っております。ハード事業が主であります。地域によってはソフト事業を展開したいという要望もありますので、そういったことについてはぜひ積極的にこの事業を活用してほしいなと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はありませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 8番太田修です。正直に言いましてこの本定例会、6月9日が開会いたしました。そのとき口頭でこういう事業をしたいんだということで説明を受けました。その後、付託先委員であります総務社会委員会におきましても、これを十分審査等しているわけでございます。

その中で2、200万円の事業規模のものが一切書類等で提示されていないというところは、一体どのように考え、どのような説明をし、どこまでこの事業を進めたいのか、その辺のところは全く伝わってきておりません。正直に言ってそんなことから、また村民からは正直に言いまして選挙戦を有利にするための権限の私物化ではないかというような意見、あるいはまたその反面、またこの制度に対して非常に期待しているという意見も正直言って聞けております。

私どもも決して反対するとかというものではなく、今回とりあえずマイマイガの必要経費の300万を認め、あと2、200万についてはこの時期ではなくて、早急にまた必要とあればまた臨時議会で提案すべき問題ではないかと、そんなふうを考えております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 一応先ほど副村長が申し上げましたように、議会の皆様にもその金額の骨格

については説明がされたというふうに私も理解をしておりますし、その総額を決めるに当たってもマイマイガの部分は除いて、住宅リフォームに使った総額ほぼ同額をとということで上限を決めてあります。

そして、各地区へ均等に配分をする額、そしてさらに上乘せする部分についても世帯がいいのか人口割がいいのか、その辺については今後協議をさせて、中にはその事業に該当しないような事例もあるので、そういうことも精査をしながらきちんとしたものをつくっていきたくて、こんなふうに申し上げましたし、私もこの住宅リフォームをやるときには1件幾らで細かいことについてはさらに詰めながら検討をして、お話をさせていただくという形でご承認をいただいていたというふうに理解をしております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、私自身選挙を有利に戦うとかいうことではなくて、とにかく地域の皆さんにという思いでやってきましたし、ぜひその辺のところは降って湧いたというような話でないことはご理解をいただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は12名です。その3分の2は8名です。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）をさきの議決のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（横田孝穂君）** ただいまの起立者は3分の2に達しません。したがって、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）再議については、さきの議決のとおり決定することは否決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。ただいまから全員協議会を開催いたしますので、議員は直ちに全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後 0時25分

再開 午後 1時20分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光課長、教育長が欠席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 3時00分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）については、さきの議決のとおり決定することが否決されたので、改めて修正前の原案を審議することといたします。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

第2番津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 2番津滝俊幸です。今議決されました議案36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算について付帯決議をつけたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 津滝議員から発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について付帯決議（案）が提出されました。この動議は2名以上の賛成者がありましたので、成立しました。

ただいまより暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員は議長室にお集まりください。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時08分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において提出されました、発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議（案）を日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、発議第4号 議案第36号 平成26年度白

馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議（案）を日程に追加し、直ちに審議することといたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資料配付）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れなしと認めます。

日程第4 発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第4 発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、日程第4 発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議の委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにしました。

**△日程第4 発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第4 発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。2番津滝俊幸議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 2番津滝俊幸。それでは議案の説明をいたします。付帯決議の説明をさせていただきます。

議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に対する付帯決議（案）

平成26年度白馬村一般会計補正予算については、活発な議論が行われ慎重に審査をいたしました。総務費の中に地域づくり事業の経費2,500万円が計上されており、内訳はマイマイガ対策に300万円、地区が行う事業の補助として2,200万円という説明がありました。現在白馬村の広範囲で大発生しているマイマイガ対策については、まさに喫緊の課題であり今後スムーズかつ強力に施策の展開を期待するものであるものの、地区が行う事業の補助については、委員会、全員協議会、本会議においても、施策の骨格を口頭で説明するのみであり、何ら具体的な説明がなされませんでした。

地域が自主的に問題解決に取り組むことを補助するという事業の趣旨、目的は理解できるものの、こういった重要な施策は総計予算主義に則り当初予算計上されるべきものであり、今回のような行政執行部側の提案説明は不十分であることは否めません。

今回、マイマイガ対策や地域づくり事業は議会としても重要性は充分認識しており、補正予算案については可決されましたが、その執行にあたっては、次の事項に十分留意して取り組むよう、強く求めるものであります。

#### 記

1. 地域づくり事業の補助要綱等を早急に作成し、議会に対し説明する事を求める。
  2. 今後、重要な案件については、議会との連絡を怠らず、事業を計画、立案していただく事を求める。
- 以上を決議する。

平成26年6月19日

白馬村議会

以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。ただいまの提案理由に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番加藤亮輔。白馬村の議員になってから1年と3カ月くらいたつんですけど、その中で付帯決議をつけるという事案は多いように感じます。やはり議会民主主義から見てもやはりきちんと評決をして、付帯決議案などでグレーゾーン的なものを残していくのはやっぱり今後の禍根に残すような気がしますから、議会としてもその辺は慎重に考えていただきたいと思います。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 議案第36号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の付帯決議を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

村長から議案提出の申し出、篠崎久美子議員から発議の申し出、田中榮一総務社会委員長から発委の申し出、また各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より

閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りいたします。

これらを会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程等資料を配付いたします。

(資料配付)

**議長(横田孝穂君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第5 議案第37号から日程第10 発委第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第5 議案第37号から日程第10 発委第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、日程第5 議案第37号から日程第10 発委第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することは可決されました。これより議案の審議に入ります。

#### △日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について

**議長(横田孝穂君)** 日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

**教育課長兼スポーツ課長(松澤忠明君)** 議案第37号 工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成26年度観光レクリエーション施設スノーハープ多目的コース改修工事で、場所は白馬村大字神城字内山スノーハープ1工区でございます。

設計及び工事費で1億円の予算のうち財源は長野県の山岳高原観光地観光地づくり補助金と辺地対策事業債で実施するものでございます。

この全体計画は、コースの多目的化と上段駐車場の拡幅及びアスリート라운ジの移設を計画しておりますが、その中で今回の1工区について延長2,480メートル、幅員5メートルで、アスファルトとプレス土による舗装でコースを整備するものでございます。

平成26年6月16日入札により、姫川建設株式会社と5,929万2,000円で工事請負契約を締結したいものですので、工期は議決の日から平成26年11月28日までとしております。

説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより発議の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第6 発議第1号から日程第8 発議第3号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって日程第6 発議第1号から日程第8 発議第3号は、質疑討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第6 発議第1号 白馬村農業委員会委員の推薦について

△日程第7 発議第2号 白馬村農業委員会委員の推薦について

△日程第8 発議第3号 白馬村農業委員会委員の推薦について

**議長（横田孝穂君）** 日程第6 発議第1号、日程第7 発議第2号、日程第8 発議第3号の白馬村農業委員会委員の推薦についての3件を一括議題といたします。

一括して趣旨説明を求めますが、議会事務局長が趣旨説明を行います。局長。

**議会事務局長（横川辰彦君）** それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号につきまして一括

趣旨説明を申し上げます。

資料をご覧ください。朗読説明申し上げます。

発議第1号 白馬村農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員会委員を下記のとおり推薦する。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城7282番地

氏 名 内川 多計子

生年月日 昭和21年7月4日

平成26年6月19日提出

提出者 白馬村議会議員 篠崎久美子

賛成者 白馬村議会議員 松本喜美人

発議第2号 白馬村農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員会委員を下記のとおり推薦する。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城6334番地

氏 名 松沢 正猛

生年月日 昭和25年2月20日

平成26年6月19日提出

提出者 白馬村議会議員 篠崎久美子

賛成者 白馬村議会議員 松本喜美人

発議第3号 白馬村農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員会委員を下記のとおり推薦する。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城22897番地1

氏 名 佐藤 久子

生年月日 昭和30年7月5日

平成26年6月19日提出

提出者 白馬村議会議員 篠崎久美子

賛成者 白馬村議会議員 松本喜美人

以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

採決いたします。

発議第1号 白馬村農業委員会委員の推薦についての件を、原案のとおり推薦するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、発議第1号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

採決いたします。

発議第2号 白馬村農業委員会委員の推薦についての件を、原案のとおり推薦するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、発議第2号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

採決いたします。

発議第3号 白馬村農業委員会委員の推薦についての件を、原案のとおり推薦するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、発議第3号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これより発委の審議に入ります。

#### △日程第9 発委第3号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書

**議長（横田孝穂君）** 日程第9 発委第3号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

**総務社会委員長（田中榮一君）** 9番田中榮一です。

それでは、長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書についてご説明をいたします。

これは地方自治法第99条の規定により、別紙「長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書」を関係行政庁、すなわち最高裁判所長官、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣に提出するものです。

1枚おめぐりください。意見書を朗読申し上げます。

## 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加している。

しかしながら、長野県内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は長野地方裁判所本庁のみである。そのため、中南信地域の住民が労働審判事件の申立てを行うためには、本庁のある長野市まで出向かなければならず、広大な面積を有する本県においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申立ての障害となっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1 長野地方裁判所支部において、労働審判事件の取扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

2 とりわけ同裁判所松本支部においては、早急に同事件の取扱いを開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月19日

長野県北安曇郡白馬村議会

議長 横田孝穂

以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第3号 長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書の件を原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

**△日程第10 発委第4号 子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書**

**議長（横田孝穂君）** 日程第10 発委第4号 子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

**総務社会委員長（田中榮一君）** 9番田中榮一です。

それでは、子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書についてご説明をいたします。

これは地方自治法第99条の規定の規定により、別紙「子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書」を関係行政庁、すなわち長野県知事、長野県議会議長に提出するものです。

1枚おめくりください。意見書を朗読申し上げます。

**子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書**

日頃から、県民の福祉向上にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

白馬村では、村単独事業として福祉医療給付事業の乳幼児医療等給付費支給対象年齢を18歳まで拡充し、子育て世代の負担軽減を図っております。また重度心身障害者医療給付費を精神2級、療育手帳B2、精神3級まで対象者を拡充し、福祉の充実を図っております。しかし、現在のところ長野県ではいったん窓口で医療費を支払い、後日、1レセプトあたり500円を差し引いた額が口座に振り込まれる自動給付方式であり、受給者は一度医療費を負担しなければならない状況となっております。

受給者が窓口で医療費を負担することのない現物給付方式については、関係医療機関、市町村との調整も必要であり、長野県としても検討課題として前向きに検討されている事とは思いますが、県民が安心して医療・福祉を受けられるように、福祉医療制度の一層の充実をお願いします。

**記**

長野県で、子どもや障がい者等の福祉医療給付制度を、現行の自動給付方式から、窓口無料化となる現物給付制度への移行をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月19日

長野県北安曇郡白馬村議会

議長 横田孝穂

以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第4号 子ども、障がい者等の医療費窓口無料化を求める意見書の件を原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長(横田孝穂君)** 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長(横田孝穂君)** 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第13 議員派遣について

**議長(横田孝穂君)** 日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、太田村長より挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

**村長(太田紘熙君)** 平成26年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月10日に開会して、本日までの10日間にわたり提出しました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚くお礼を申し上げます。

私にとりましては、任期最後の定例会が終わりました。議員各位並びに村民の皆様からさまざまなご意見、ご提案をいただきながらすばらしい山岳景観と自然環境を生かしつつ、人情あふれる村民の心意気を県内外の人たちに強調し、海外にも白馬を宣伝して、かつてのようなにぎわいと元気のある村づくりを目指して村政運営に取り組んでまいりました。この場をお借りし、感謝を申し上げます。

財政運営につきましては、財政調整基金が9億5,000万円余、減債基金が3億3,000万円余と平成18年度に比べ基金の積み立ても確実にでき、財政の健全化に向けての取り組みは成果が出てきておりますし、また海外でのプロモーションにより外国人観光客は約6万人となっているところであり、世界水準での山岳観光リゾート地を目指しての観光戦略、戦術により観光の活性化に向けて着実に進んできているものと確信をしております。

村役場は、幅広い分野において住民サービスを提供する組織体であり、職員数が減少している中で業務量や責任は従来以上に大きく、職員一人一人が効率的に高い能力が求められています。また、管理監督者がいかにリーダーシップを発揮し、部下との信頼関係を構築していくことも大変重要であります。

今後は人材育成方針の作成、人事評価、研修などによる能力開発、職員の意欲、能力を生かした人事配置などにより、職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組める組織体制づくりを推進するとともに、村民と行政が一体となって豊かな自然環境と美しい景観を健康な暮らしや観光資源として生かし、住んでよかった、住みたいと思うような村づくりを目指してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えますが、健康に十分ご留意され、村政の発展と住民福祉の向上のためご活躍されますことをご祈念を申し上げ、閉会に当たりましてこのお礼の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

**議長(横田孝穂君)** これをもちまして、平成26年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時41分